

閣議關係

閣議決定

国事に関する行為の委任について

平成4年10月16日
(閣議決定)

天皇陛下は、この度の外国御旅行の間、日本国憲法第4条第2項及び国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項の規定に基づき、国事に関する行為を皇太子徳仁親王殿下に委任して臨時に代行させられることとする。

閣議決定（8月25日）

極 秘

無 期 限

/ 部 の 内
/ 号

決 裁 書

大 臣 官 3 秘書官 政務次官 事務次官 3 外務審議官 外務審議官 官 房 長 1	主 管 儀 典 長 1 儀 典 官 1 儀 典 官 1 首席事務官 1 事 務 官 1	保 存 期 間 <table border="1"><thead><tr><th>1類</th><th>2類</th><th>3類</th><th>4類</th></tr></thead><tbody><tr><td>(永久)</td><td>(10年)</td><td>(5年)</td><td>(1年)</td></tr></tbody></table> 起案 昭和 4 年 8 月 6 日 決裁 昭和 4 年 8 月 28 日 起案者 北村儀典官 電話番号 2085 157 2087	1類	2類	3類	4類	(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
1類	2類	3類	4類							
(永久)	(10年)	(5年)	(1年)							
協 議 先 総括審議官 3 事務課長 1 外務報道官 1 客務官 1 報道課長 2 人事課長 1 会計課長 1 在外公館課長 アジア局長 1 中国課長 1										
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)										
件 名 天皇皇后陛下への中国御訪問(閣議決定等)										
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号								

2231版を回覧

~~両陛下の中国御訪問（閣議決定等）~~

本件御訪問の実現について官邸より指示があり次第、中国側への通報及び閣議決定という手順を踏むこととなるが、右閣議決定の内容を以下の通りとし、閣議後に同内容を対外発表することといたしたい。また、中国側への通報の際に右発表内容については詰めておくこととする。

なお、閣議決定は宮内庁と外務省の共同請議であり（手続きについては宮内庁が主たる主管官庁）、以下の内容については宮内庁と協議しつつ取り進める。

1. 閣議決定案

「かねてより、中華人民共和国政府（中華人民共和国国家主席）から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

については、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、5月
日東京御出発で、約5日間となる予定である。」

（注）（1）去年の東南アジア御訪問の際の閣議決定と同様の形式。（去年の例別添1。）

（2）招待主については、中国側に要確認（仮に国家主席が国賓の招待主となる場合は右に合わせる。）

（3）出発日は、昭和天皇の欧州、米国御訪問、更に去年の御訪問の際の閣議決定においても明記しており、また本格的に準備を早急に開始する必要上も、出発

2. 閣議後の対外発表について

(1) 閣議決定の内容を対外発表する。

(2) 訪問都市について ^{は新聞、(中国側と調整中)も記述はしない。} ~~記者の関心が高いところ、中国側と協議して、北京、西安、上海~~

~~の3都市の御訪問につき実質的な合意をした上で、質問に答える形で「北京、西安、~~

~~上海の3都市の御訪問を計画中である」旨答えることとしたい。その他の質問に~~

~~ついては別添の応答要領を用いる。~~ ^意

3. 総理談話 (別途記載)

~~昨年と同様に内閣より総理談話を要請する場合は(昨年の例は別添2.)、次の案文を
内閣に提出したい。なお、総理談話は閣議後に内閣より発表される。~~

~~「この度、天皇皇后両陛下には中華人民共和国を公式に御訪問されることになりました。~~

~~本年は日中国交正常化30周年に当たりますが、両陛下の御訪問は中華人民共和国との
友好親善関係の増進の上で誠に意義深いものと存じ、国民各位とともに喜びに堪えませ
ん。~~

~~両陛下には、御日程を御健勝で御過ごしの上、御帰国されますよう、心からお祈り申
し上げる次第であります。」~~ (了)

天皇皇后両陛下の東南アジア諸国御訪問について

(平成3年5月31日)
閣 議 決 定

この度、タイ国国王王妃両陛下、マレーシア国国王王妃両陛下及びインドネシア国大統領閣下夫妻から、天皇皇后両陛下に対しそれぞれ各国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国とこれら各国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に3国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後各国政府と協議の上決めることとなるが、9月26日東京御出発で、全体として約10日間となる予定である。

内閣総理大臣談話

この度、天皇皇后両陛下には、タイ国、マレーシア国及びインドネシア国の三国を公式に御訪問されることになりました。

両陛下には、御即位後初めての外国御訪問となりますが、我が国とこれら各国との友好親善関係の上で誠に意義深いものと存じ、国民各位とともに喜びに堪えません。

両陛下には、御日程を御健勝でお過ごしの上御帰国されますよう、心からお祈り申し上げる次第であります。

(宮内庁案)

取扱注意

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

平成4年 月 日
(閣議決定案)

中華人民共和国主席から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、 月 日東京御出発で、約 日間となる予定である。

昭和40年10月20日 皇太后陛下御即位 昭和40年10月20日 皇太后陛下御即位

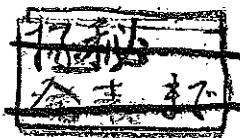
発 表

平成4年 月 日

中華人民共和国主席から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

政府は、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待を受けになった。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、 月 日東京御出発で、約 日間となる予定である。



決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 儀典官 首席事務官 事務官	保 存 期 間			
		1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
		起案 昭和 4 年 8 月 17 日			
		決裁 昭和 年 月 日			
		起案者	電話番号		
		寛田	3041		
協議先					
総務課長 首席事務官 法令班 人事課長 総務班長 任用班 邦人特別対策室長 在外公館課長 調査官 首席事務官 総務班長 在外公館警備隊長 アジア局長 審議官 中国課長 大急いで中国に 飛電して下さい。					
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)					
件 名					
天皇皇后両陛下の中国御訪問(閣議決定案)					

1. 天皇皇后両陛下の中国御訪問に関する閣議決定の内容については、中国側と協議の末、別紙1のとおりに固まった（宮内庁及び内閣とも協議の上取り進めているが、宮内庁も同時並行的に決裁中）。

については、天皇皇后両陛下の中国御訪問につき、右閣議決定案を内閣総理大臣及び外務大臣の共同請議として閣議に諮ることとしたしたい。

2. 本件は8月25日（火）の閣議決定後、内閣官房長官より正式発表される予定。対外発表文は別紙2のとおり。（内閣に対する閣議請議手続きは宮内庁が行う）

（了）

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

(平成4年8月25日)
閣議決定案

中華人民共和国主席^{閣下}から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

発 表

平成4年 月 日

中華人民共和国主席から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

政府は、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待をお受けになった。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、 月 日から同月 日までの予定である。

(官内所刊 経理府への説明資料)

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

(平成4年8月25日)
閣議決定案

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

発 表

平成4年8月25日

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

政府は、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待をお受けになった。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

平成四年八月二十五日閣議
内閣官房副長官発言要旨

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に
対し同国を御訪問になるよう招請があつた。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかん
がみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこ
とといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協
議の上決めることとなるが、十月二十三日から同月
二十八日までの予定である。

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

平成四年八月三十一日
事務次官等会議
内閣官房副長官発言要旨

一 中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があつた。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願

うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、十月二十三日から同月二十八日までの予定である。

二 以上のとおり、八月二十五日の閣議において決定されましたので、報告します。

天皇皇后両陛下の外国御訪問先例

- 昭和46年9月27日～10月14日
国際親善
ベルギー，英国，ドイツ連邦共和国
(デンマーク，オランダ，フランスなどお立ち寄り)
- 昭和50年9月30日～10月14日
国際親善
米国
- 平成3年9月26日～10月6日
国際親善
タイ国，マレーシア国，インドネシア国

(注) 昭和46年及び50年の外国御訪問は，昭和天皇と皇太后陛下の外国御訪問である。

中華人民共和国からの賓客の来日（抄）

昭和53年10月	鄧 小平	国務院副総理（公賓） 同夫人
昭和55年 5 月 ～ 6 月	華 国鋒	国務院総理（国賓）
昭和55年 7 月	華 国鋒	国務院総理（故大平正芳首相内閣・自由民主党合同葬儀参列）
昭和57年 5 月 ～ 6 月	趙 紫陽	国務院総理（公賓）
昭和58年11月	胡 耀邦	中国共産党中央委員会総書記（公賓）
昭和60年 4 月	彭 真	全国人民代表大会常務委員会委員長 同夫人（国会の賓客）
平成元年 2 月	錢 其琛	外交部長（昭和天皇大喪の礼参列）
平成元年 4 月	李 鵬	国務院総理（公賓） 同夫人
平成 2 年11月	呉 学謙	国務院副総理（即位礼正殿の儀参列）
平成 4 年 4 月	江 沢民	中国共産党中央委員会総書記（公賓）
平成 4 年 5 月 ～ 6 月	万 里	全国人民代表大会常務委員会委員長 （国会の賓客）

表		名		玉	

① 御結

- Journal of Management Studies*, 2006; 49(7): 1089–1106
DOI: 10.1080/00220470600591000

主管課発送

部数指示	発信通数	執務用	計
主信(写共)	2	1	3
付	有	備考	
風	無		

発送日	平成4年8月19日
処理日	
発信	ハ イブ に 前 校 査 い

極秘	無期限
1部の内号	

極秘第8号

文書課長

公信案

(国内専用)

公信番号	儀 第 197 号	公信日付	昭和平成4年8月18日
大臣秘書官	主管	起案	平成4年8月13日
政務次官	儀典長	起案者	片山 2425
事務次官	儀典官	電話番号	
外務審議官	首席事務官		
外務審議官			
官房長			
協議先		シニア局長	
		審議官	
		参事官	
		中国課長	
		首席事務官	
		機務班長	
受信者	宮内庁長官 藤森 昭一	発信者	外務大臣 渡辺美智雄
写送付先		(希望発送日)	
件名	天皇家両陛下の(華人民共和)中国御訪問について		

GA-2

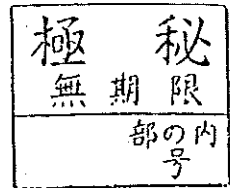
18 156

外務省

回覧番号

8

(昭和六三・七一改正)



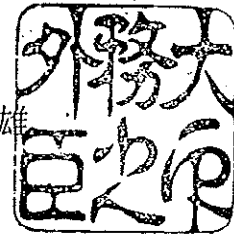
外 務 省

儀第 1 9 7 号

平成 4 年 8 月 1 8 日

宮内庁長官 藤 森 昭 一 殿

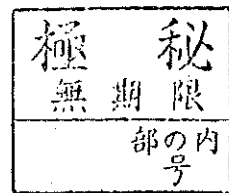
外務大臣 渡 辺 美智雄



天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問
について

中華人民共和国主席から、天皇皇后両陛下に対し同国を
御訪問になるよう招請がありましたところ、我が国と同国
との友好親善関係増進のため極めて有意義なことと存じま
すので、本件公式御訪問実現方宜しくお取り計らい願いま
す。

外 務 省



儀第197号

平成4年8月18日

宮内庁長官 藤 森 昭 一 殿

外務大臣 渡 辺 美智雄

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問
について

中華人民共和国主席から、天皇皇后両陛下に対し同国を
御訪問になるよう招請がありましたところ、我が国と同国
との友好親善関係増進のため極めて有意義なことと存じま
すので、本件公式御訪問実現方宜しくお取り計らい願いま
す。

~~おねより~~ ^{主席} 中華人民共和国政府から天皇皇后両陛下に対し同国を御
訪問になるよう招請がありましたところ、我が国と同国との友好親善関係
増進のため極めて有意義なことと存じますので、本件公式御訪問実現方宜
しくお取り計らい願います。

(了)

2

※総第87263号002公館宛

平成

※平成4年

8月

25日

日
秒受付

電信案

大至急

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

訪中準備室長
首席
総務班長
ロジ班長
会計・庶務班長

※発電係

1

2

起案

平成4年8月24日

起案者 電話番号

丸山 2431

協議先

中国課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

中国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

巨巨V (内閣決定)

主管・文書記号

義

※露番

第2443号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

[Redacted]

転電

転送

転報

在

上海

※転電番号

第451号

大使・総領事あて

大至急

普通

至急

(優先処理)

※

08726381

大至急

TYUUGOKU

等002 漢

GB-1

外務省

回覧番号

(※白枠内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往電第 2424 号に関し、

2⁵/日午前 10 時 3.4 分、閣議が終了天皇皇后両陛下の御訪中に関する閣議決定
が行われた。また、閣議後、加藤官房長官による本件に関する対外発
表が行われたところ、右発表文を別 F A X 信にて送付する。(上海には別 F A X 信
閣議決定文及び127 送付。)

4 電のみ 上海に転電した。

(了)

GM:6348-

FAX信

P.3

※総第87264号001公館宛 GM6348-03

平成 ※平成 11 年 8 月 7 日 25 分 秒 受付

FAX

電 信 案

大至急

電信課長 大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 秘書官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管	防 中 華 室 長 首 席 総 務 班 長 ロ ジ 班 長 会 計 ・ 庶 務 班 長	※発電係 1 2 起 案 平成 4 年 8 月 4 日 起案者 電話番号 丸山 2431
	協議先 中国課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中 国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 E E V (周議決定)			
主管・文書記号 様	※電番 FAX信	大至急 普通 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)	大使・総領事あて
往電儀第 2443 号別 FAX 信。			
※			
08726494 大至急 TYUUGOKU		F 信	
GB-1 外 務 省		回覧番号	

(昭和六三・六・三十改正)

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

(平成4年8月25日)
閣議決定案

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

発 表

平成4年8月25日

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

政府は、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待をお受けになった。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

文
書
課
長

大臣秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主 管

訪中準備室長
首席班長
総務班長
ロジ班長
会計・庶務班長

起案
平成4年8月25日

起案者 丸山
電話番号 2431

※受付日
平成4年8月25日

※発信日
平成4年8月25日

※入力係
※送信係

協議先

(※印欄は文書課記入)

F A X 公 信

※受付番号

FGM11896-03

在 上 通 大 使 殿 外 務 大 臣
(総領事)

件名

EEU (肉議決定)

主管・文書記号 ※FAX公信番号

儀 F 第 354 号

※FAX公信日付

平成4年8月25日

別紙 ☐

平 ☒

取注 ☐

本信送付先 (合信の場合のみ記入)

写送付先

往電官儀 第 2443 号 別 FAX 公信

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(昭和六三・九・五改正)

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

FGM11896-03

(平成4年8月25日)
閣議決定案

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

3
発 表

FGM11896-03

平成4年8月25日

(中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

(政府は、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待をお受けになった。

(御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

(3)

3

②

※総第 084374号
平成 4 年 8 月 17 日
※平成 16 年 53 月 46 日 秒受付

限定配布

極 秘
無 期 限
部の内
号

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 首席事務官	※発電係 1 T 10 2 起案 平成 4 年 8 月 17 日 起案者 電話番号 片山 2425
	協議先	アジア局長 審議官 参事官 中国課長 首席事務官 総務班長	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	天皇皇后両陛下御訪中(閣議決定他)			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
儀典長	第2347号	—		
転電 転送 在 上海 転報	※転電番号	第428号	大至急 普通	至急 (優先処理)
大使・総領事あて				
(限定配布)				
※				
08437400 優先 TYUUGOKU 等002 漢 自暗				

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第3097号に関し、

1. 招待主体については、冒頭貴電2. の通り対応することとするが、従来招請の事実を明確にするため、招待国は招請状を発出している（⁽⁹¹²⁾ 昨年の東南アジア御訪問の際の招請状写しは別FAX信の通り）。今回は、中国側の招請の事実は、周知のことでもあり、我が方として招請状は単なる手続としてとらえているが、今般の招請主体を国内的には中国政府と説明していた経緯もあり、国家主席よりの招請の事実を文書で受領することが必要と考えている。

他方、閣議決定の期日は25日にセットしているので、右文書が25日以前に間に合わなくとも閣議決定自体は行うことにつき宮内庁及び官邸の了解を得ているところではあるが、可能な限り21日までに受領することが望ましい（物理的に受領のタイミングが遅れる場合には、日付のみ閣議の前とするよう申し入れありたい）。また、文書の発出については、中国側の慣例に従うも（昨年場合は、別FAX信の通り先方元首が発出）、当方としては国家主席の招待であることが確認できる内容であれば中国外交部発我が方大使館宛口上書乃至外交部長発本大臣宛書簡にても差し支えない。

2. 北京に加え、西安、上海を訪問することについての対外発表については冒頭貴電4. を踏まえ、更に宮内庁と協議中であり追電する。

(^{午電のみ})
(上海に転電した。(了))

FAX信

P. 2

GM:5268-

取扱注意

※総第 084376号001公館宛 GM5268-02

FAX

平成 4 年 8 月 17 日
16 時 54 分 32 秒受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

儀典長
儀典官
首席事務官

※発電係

1 17 18 2

起 案

平成 4 年 8 月 17 日

起案者 電話番号

片山 2425

協議先

FAX局長
審議官
参事官
中国課長
首席事務官

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

中国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

天皇皇后両陛下御訪中(閣議決定他)

主管・文書記号

儀典長

※電番

FAX信

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大 使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

往復儀典長計 2347号別 FAX信。

※

08437626 優先

TYUUGOKU

F 信

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)



GM:5268-

Chitralada Villa,
Dusit Palace.

Bangkok, 10th June, B.E. 2534 (1991).

Your Majesty,

I am extremely pleased to have learnt from my Government that it will be convenient for Your Majesty and Her Majesty the Empress to visit Thailand from the twenty-sixth to the thirtieth of September, 1991.

The Queen and I, therefore, take great pleasure in extending our cordial invitation to Your Majesties to visit our country during the afore-mentioned period as our Guests, staying at the Boromabiman Mansion within the Grand Palace. The Thai Government and people will also join us on this occasion to welcome Your Majesties and all the members of your party with warmest hospitality. We feel confident that this visit will not only mark a momentous milestone in the annals of relations between our two countries, but will also surely result in the further strengthening of the close bonds of friendship and understanding happily existing between our two countries and peoples. Thus all of us look forward with eager anticipation to welcoming Your Majesties in Bangkok on that forthcoming occasion.

I take this opportunity to express our best wishes for the good health and happiness of Your Majesty and all members of the Imperial Family as well as for the increasing prosperity and well-being of Japan and the Japanese people.

Yours sincerely,

His Majesty the Emperor of Japan,
The Imperial Palace,
TOKYO.

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられた。
2. 本電の内容に関する照会は候閣班（内線 2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線 3169）に連絡ありたい。

限定配布

極秘

電信写



大 政 事 外 務 省
大 務 次 典 房
臣 秘 官 官 審 密 長 長
北 経 環 査 総 官 外 研 長
大 大 ア 察 括 房
使 使 大 審 審 密

総 口 対 文 会 厚 情 研
察 人 電 在 儀 警 史 オ

外 報 官 参 報 際 内 外

文 長 審 一 二

長 参 政 保 対 旅 外

長 審 地 中 東
参 北 東 西

北 米 長 審 一 二 保 地

中 南 長 参 一 二

欧 長 審 西 口 洋
西 東

ア 長 審 一 二 ア ア
一 二

経 長 次 総 経 途
参 経 漁 国
一 経 エ 国
安 ネ 二

参 海 審 準

経 協 長 審 政 国 開 無
審 調 技 有 理

条 長 審 条 協 規

国 長 審 政 経 人
参 軍 社

科 審 科 原

情 調 長 審 情 析 調
企 安

総 番 号 R164842

月 15日

平成 4年 8月 15日

中 国 発

本 省 着

主 管

儀 典 長

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

てん皇へい下の御訪中（閣議決定）

第3097号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電き典長第2317号に関し、

15日、マキタが外交部アジア局武大イ参事官を往訪し、冒頭貴電1. のわが方対外発表文案を手交の上協議したところ、次の通り（先方ゴ・コウコウ同席）。

1. わが方より、わが方発表文の表現振りはわが方慣例によるものであるので変更することは出来ないが、発表内容については日中間で一致させておくことが必要である旨述べたところ、先方はこれを了解し、先方発表文の案文を後日手交する旨述べた。

2. 先方より招待の主体について、外国元首を国事訪問（STATE VISIT）に招待する時の招待主は国家主席であり、慣例上国家主席の名前を明記することとなつていゝとして、わが方案文の「中華人民共和国政府から」に難しよく示した。

わが方より、これまでの国内における説明振り等にかんがみ、原案維持を主張したが、先方はこの部分の表現によつてかん迎式典その他接遇振りが変わる（国家主席の招待であることによつて国事訪問と位置づけられる）等るる事情を説明して、依然立場を変えなかつた。

よつてわが方より、わが方発表文では当該部分を「中華人民共和国主席から」とする、先方発表文では慣例に従い「中華人民共和国主席・ヨウ・ショウコンが招待うんぬん」とすることを提案し、アドレフで合意した。

3. 御日程については、先に10月23日から28日までとすることをれい賓司に提案済みのところ、先方（武参事官）は側面情報として、右提案は受かく可能であろう旨述べた。ただし、正式にはれい賓司の回答

外 務 省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

を待つ必要があるので、17日にもとく促す所存。

右の日程で合意されれば、発表文に「10月23日」と書き込むことで一致した。概その口数を示すとの表現振りについても異論はない模様。

4. 応答要領は未接達のところ、わが方より接到次第先方に手交する旨述べると共に、わが方としては、応答の中で、西安、上海を訪問地とすることを明らかにすることになろう旨述べたところ、先方は、先方発表文の中では当初からその点を明記することにしたい旨述べ、わが方これを了承した。

5. 総理談話について、わが方より参考として事前に手交する旨伝えた。先方は、27日の外交部定例記者会見において、御訪問の意義等につき質問に答えることとなろう旨、またそのために発言・応答要領を作成する場合には、事前にわが方に手交する旨述べた。何れにしろ、意義等について、双方の認識がむじゅんすることのないようにすべきであるとの点で意見が一致した。

6. 以上のやりとりをふまえ、先方は部内で検討の上、来週出来るだけ早く検討結果をわが方に伝達する旨約した。

上海に転電した。（了）

限定配布

極 秘
無 期 限

部の内
号

YYYYYY

※総第083801号002公館宛

平成 4 年 8 月 14 日
※平成18 年10 月5 分 秒受付

電 信 案

電信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長 総務課長 総務課長	主管 儀 典 長 儀 典 官 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 平成 4 年 8 月 13 日 起案者 電話番号 片山 2425 アジア局長 審 議 官 参 事 官 中国課長 首席事務官 総務班長
	第2317号	第425号

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	中 国	大 使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名	天皇皇后両陛下の御訪中(閣議決定)			
主管・文書記号	※電番	大至急	至急	パターン・コード
儀典長	第2317号	普通	(優先処理)	
転電	※転電番号	大至急	至急	
転送 在 上海	第425号	大使・総領事	あて	普通 (優先処理)
転報				
(限定配布)				
※				
08380111 優先 TYUUGOKU 等002 漢 自暗				

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往電アジア局長第2253号に関し、

1. 閣議決定直後の本件対外発表の内容は次の通り（注：閣議決定は第2パラ末尾の「両陛下には．．．．．なった」を除いたもの）。

「かねてより、中華人民共和国政府から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

については、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。両陛下には前記招待をお受けになった。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、〇月〇日東京御出発で、約5日間となる予定である。」

2. 上記1. に関して、次の諸点について中国側の了解を取り付けきたい。

（1）招待の主体

我が方として中国政府と理解しているが、中国側に従来の慣例から国家主席であるべき旨強く主張する場合には、右に従うこととする（但し、これまで、日本国内では中国政府からたびたびの招請を受けていると説明しており、中国政府が招待の主体である方が望ましい）。

（2）御日程

出発日を示し期間についてはおおよその期間を示すのが慣習である。したがって、具体的な日程は中国側と協議した上で後日（前例は御出発の約1ヵ月前）その概要を発表することとなる。

なお、対外発表の際、御訪問先について質問越した場合の応答振り（案）については追電する。

（3）なお、^{上記}（1）、^を（2）閣議決定の内容を確定し、ひいては対外発表振りの骨子となる部分であるので早期に中国側の了解を得たい。また、我が方発表文は閣議決定の文言を

そのまま踏襲することとなっており、表現振りを修正することは困難であるので念のため。したがって、上記（１）、（２）についての双方の擦り合せは不可欠であるが、その他の発表振りについては双方の都合に合わせることにする（我が方の対外発表時に用いる応答要領を追電する）。

３．総理談話については、追電するが右はあくまで参考として中国側に事前に伝達するもの。

４．閣議決定は、２５日を予定しているところ、諸般の事情で右以降の日時とすることは考えがたいので中国側との本件擦り合せは、右閣議決定のタイミングを念頭に置いて行われたく、結果２１日までに回電ありたい。

上海に転電した。（了）

第 号

件 名

天皇皇后両陛下の中国御訪問について

標記について、別紙のとおり閣議の
決定を求めます。

(了)

(昭和六三・七一改正)

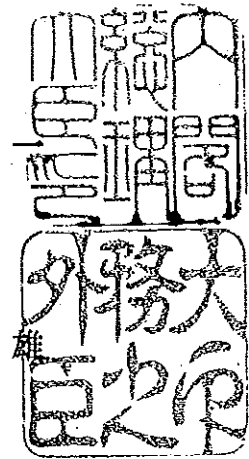
宮内秘発甲第396号

平成4年8月24日

内閣総理大臣 宮 澤 喜 一 殿

内閣総理大臣 宮 澤 喜

外 務 大 臣 渡 辺 美 智 雄



天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

標記について，別紙のとおり閣議を求めます。

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

平成4年8月25日
(閣議決定案)

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

(2)

※総第 084374号0
平成 4 年 8 月 17 日
※平成 16 年 5 月 46 日 秒受付

限定配布

極 秘
無 期 限
部の内
号

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 首席事務官	※発電係 1 TH 2 起案 平成 4 年 8 月 17 日 起案者 電話番号 片山 2425
	協議先 アジア局長 審議官 参事官 中国課長 首席事務官 総務班長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 天皇皇后両陛下御訪中(閣議決定他)			
主管・文書記号 儀典長	※電番 第2347号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 上海 転報	※転電番号 第428号	大至急 至急 大使・総領事あて 普通 (優先処理)	
(限定配布)			
※			
08437400 優先 TYUUGOKU 等002 漢 自暗			

(※印機内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第3097号に関し、

1. 招待主体については、冒頭貴電2. の通り対応することとするが、従来招請の事実を明確にするため、招待国は招請状を発出している（⁽⁹¹²⁾ 昨年⁽⁹¹²⁾の東南アジア御訪問の際の招請状写しは別FAX信の通り）。今回は、中国側の招請の事実は、周知のことでもあり、我が方として招請状は単なる手続としてとらえているが、今般の招請主体を国内的には中国政府と説明していた経緯もあり、国家主席よりの招請の事実を文書で受領することが必要と考えている。

他方、閣議決定の期日は25日にセットしているので、右文書が25日以前に間に合わなくとも閣議決定自体は行うことにつき宮内庁及び官邸の了解を得ているところではあるが、可能な限り21日までに受領することが望ましい（物理的に受領のタイミングが遅れる場合には、日付のみ閣議の前とするよう申し入れありたい）。また、文書の発出については、中国側の慣例に従うも（昨年⁽⁹¹²⁾の場合は、別FAX信の通り先方元首が発出）、当方としては国家主席の招待であることが確認できる内容であれば中国外交部発我が方大使館宛口上書乃至外交部長発本大臣宛書簡にても差し支えない。

2. 北京に加え、西安、上海を訪問することについての対外発表については冒頭貴電4. を踏まえ、更に宮内庁と協議中であり追電する。

本電のみ

上海に転電した。（了）

限定配布

極秘
無期限

部の内
号

YYYYYY

※総第083801号002公館宛
平成4年8月14日
※平成18年10月5日
時分秒受付

電信案

電信課長 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長 総務課長 総務課長	主管 儀典長 儀典官 首席事務官	※発電係 1 ☒ 2 ☒ 起案 平成4年8月13日 起案者 電話番号 片山 2425 アジア局長 審議官 参事官 中国課長 首席事務官 総務班長
	第2317号 第425号	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国	大使 総領事 外務大臣 発
件名 天皇皇后両陛下の御訪中(閣議決定)	
主管・文書記号 儀典長	※電番 第2317号
大至急 普通	至急 (優先処理)
転電 転送 在 上海	※転電番号 第425号
転報	大使・総領事 外務大臣 発
(限定配布)	
※	
08380111 優先	TYUUGOKU 等002 漢 自暗
GB-1 外務省	回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

往電アジア局長第2253号に関し、

1. 閣議決定直後の本件対外発表の内容は次の通り（注：閣議決定は第2パラ末尾の「両陛下には、．．．．．なった」を除いたもの）。

「かねてより、中華人民共和国政府から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。両陛下には前記招待をお受けになった。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、〇月〇日東京御出発で、約5日間となる予定である。」

2. 上記1. に関して、次の諸点について中国側の了解を取り付けきたい。

（1）招待の主体

我が方として中国政府と理解しているが、中国側に従来慣例から国家主席であるべき旨強く主張する場合には、右に従うこととする（但し、これまで、日本国内では中国政府からたびたびの招請を受けていると説明しており、中国政府が招待の主体である方が望ましい）。

（2）御日程

出発日を示し期間についてはおおよその期間を示すのが慣習である。したがって、具体的な日程は中国側と協議した上で後日（前例は御出発の約1ヵ月前）その概要を発表することとなる。

なお、対外発表の際、御訪問先について質問越した場合の応答振り（案）については追電する。

（3）なお、^{上記}（1）、^を（2）閣議決定の内容を確定し、ひいては対外発表振りの骨子となる部分であるので早期に中国側の了解を得たい。また、我が方発表文は閣議決定の文言を

そのまま踏襲することとなっており、表現振りを修正することは困難であるので念のため。
したがって、上記（１）、（２）についての双方の擦り合せは不可欠であるが、その他の
発表振りについては双方の都合に合わせることにする（我が方の対外発表時に用いる応答
要領を追電する）。

３．総理談話については、追電するが右はあくまで参考として中国側に事前に伝達するも
の。

４．閣議決定は、２５日を予定しているところ、諸般の事情で右以降の日時とすることは
考えがたいので中国側との本件擦り合せは、右閣議決定のタイミングを念頭に置いて行わ
れたく、結果２１日までに回電ありたい。

上海に転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-058

因 政務次官 典房
大務務 典房
臣秘官官審審長長

印 経外総 博
大 大 察 括 代
使 使 研 審 表

口 対文会厚情オ
察人團在儀警史

報 官 参 参内外

長 審一二

長 参政保対旅外

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

長 参 参

総 番 号 R071147

主 管

月 7日

中 国 発

亜 中

平成 3年 4月 7日

本 省 着

官務班

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

中山外相の訪中（リ・ホウ総理との会見）

第1243号 秘 大至急

中山外相は、6日、中南海シコウ閣にてリ・ホウ総理と約80分間会見したところ、概要次の通り（先方セ
ン・キン外相、ジョ・トンシン部長助理、オウ・エイハン・アジア司長他、当方、本使、サトウ局長、クニ
ノ局長、コマチ秘書官、ミヤモト課長他同席）。

1. （日中関係）

（1）双方であいさつを交わし、午前中の外相会談が極めて有意義であつたと満足の意を表明した後、リ・
ホウ総理より、海部内閣が中日関係改善のために払った努力を高く評価する。今次中山外相の訪中で更に関
係が進展するものと考えたと述べた。

（2）中山外相より、海部内閣は成立以来日中関係増進のために全力を傾注してきた。明年は国交正常化2
0しゅう年になることもあり、激動する世界の中にあつて日中関係を更に強化してアジアひいては世界の平
和と安定のためにこうけんしたい旨述べた。

2. （てん皇へい下の訪中）

（1）リ・ホウ総理より、中日双方の努力により、この20年間中日関係は順調に発展してきた。89年に
訪日し、てん皇へい下にお会いした際に両へい下の訪中を招請したところ、訪中の機会があることを期待し
てるが、具体的には政府の同意が必要であると言われた。明年は国交正常化20しゅう年でもあり、てん皇、
皇ごう両へい下に訪中していただく好機である。もし訪中されるならば中国人民、日本人民の歴史上のきず
口を治す上からも、友好関係を強固にする上からも重要である、と述べた。

（2）右に対し、中山外相より、リ・ホウ総理の招請の言ばを心にとめて政府として検討させていただきた
い。両へい下は即位が終了するまでは外国訪問をされなかつたこともあり、外ゆう日程が立て込んでいる。

外 務 省

秘

電信写

訪中が実現できれば日中関係が進展するであろうと述べた。

3. (現下の国際情勢、日中関係)

(1) リ・ホウ総理より、国際情勢が激動し不安定であるとの見方に賛成であるとしつつ、米ソ間の緊張が緩和したが、これで世界の安んじが達成された訳ではなく、湾がん戦争のように激動もあり、今後もこの傾向は続くであろう。新しい国際秩序は一つの大国または、大国のグループが作るのではなく、世界各国が大小、強弱、ひんぷに關係なく一律平等に協議して作るべきである。このような世界にあつて、中日両国は歴史上の原因からも友好關係を保つべきであり、中国側は中日關係を重要視しており、世々代々の友好を心より願っている旨述べた。

(2) これに対し、中山外相より、二關係はふるい交流の歴史を有しており、第8次5か年計画で決定される政治、経済の両面での改革に期待しており日本政府としても出来る限りの協力をする。この新計画により中国人民の生活水準が向上することはりん国としてもかん迎するところである旨述べた。

4. (カンボディア問題)

(1) 中山外相より、欧州は統合されつつあるが、アジアでは朝鮮半島問題、カンボディア問題、日ソ間の北方領土問題がある旨述べたところ、リ・ホウ総理は、カンボディア問題についての中国の立場は明白であり、戦争が12年間も続いたがいずれの一方も勝利を収めることは不可能であり、現状が今後続くことはよくなく、政治解決を図るべきであるとするものであり、幸いにして昨年安保理五常任理事国(P5)の関連文書がまとまり、てい抗3派はこれを受たくし、プノンベン側及び越側は一時受たくするもその後態度を変えて受たくしていないので、最高国民評議會(SNC)は未成立、政治解決も遅れてはいるが、早はん解決されるものにとらつ観的である、引続き解決のために努力してゆきたい旨述べた。

(2) 中山外相より、日本政府もP5和平案を支持しているが、ヘンサムリン側は停戦の手順と集団さつ害の2点について不安に感じていると考えるので、和平案が、關係4派に受たくできるようこの2点について和平案を補じゅうする案を用意した、しかし、クメール・ルージュ(KR)がこれを拒否している、従つて中国政府からKRに対し働きかけてもらいたい、カンボディアがレバノンの如くなるとを懸念していると述べた。

(3) これに対し、リ・ホウ総理は、P5和平案はパリ及びニューヨークで何回も協議を重ねて相互に譲歩

秘

電信写

しあい成立した妥結の産物であり、このP 5 和平案の原則に係わる修正は問題の解決を遅らせることは必至である、不完全な部分を補じゆうするだけなら構わない、中国はK Rだけではなく、てい抗3 派のいずれとも対話の関係を有している旨述べた。

(4) 更にリ・ホウ総理は、パリ会議の議長国は近くジャカルタで4 派会合を主催しようとしているが中国はこれを支持する、ジャカルタは理想的な会議場所であり、良い成果を今まで収めてきた旨述べた。

(5) また、リ・ホウ総理は、中越関係に言及するとして、昨年9 月中国でハイレベルの会談を行い、カンボディアの政治解決に関し合意に達し、越がプノンペン側に影響力を行使してP 5 関連文書を受かくするよう説得すること及びSNCの設立について承かくし、この会談は理想的な成果をあげたのに、実施の上で困難に直面した、中国はりん国である越と平和共存5 原則に基づきカンボディア問題解決のプロセスの中でじよじよに関係改善を図つてゆきたいと述べた。中山外相は、日本政府としてもこれに協力したい旨述べた。

5. (北方領土問題)

(1) リ・ホウ総理より、先般、外交部スポークスマンが北方領土問題について中国政府の立場は不変であること、日ソ間の協議で解決されるべきことの2 点について述べたところ、ナカオ通産大臣の訪中の際にこれに言及された、ゴルバチョフ大統領が近く訪日する予定であるが、ソ連は日本に対し如何なる妥協の余地があるともるか、日本はソ連の経済的要求に如何に対処するか、これらの点についての進ちよく状況を説明いただけると、中国側としてももう一步の反応が示せる旨述べた。

(2) 右に対し、中山外相より、中国政府のかねてよりの日本の立場に対する支持を感謝すると述べるとともに、ゴルバチョフは1 6 日に訪日する。日本全体が4 島返かんは当然のこととし領土問題を解決して日ソ関係を飛やく的に改善し安定したものにしたいと考えている、4 島をお金で買うことは考えていない、4 島に対する日本の主権を確認出来ると問題解決のかべが破られたこととなる、新思考外交が如何なる形でアジア、太平洋に現れてくるかは、日ソ関係が如何に進展するかに現れるとみる、と述べた。

(3) 更に中山外相より、先般ソ連外相が訪日した際に欧州のC S C Eの成功の結果、大量の戦車等がウラル以東に移動しており、これはアジアの国にとつて大きな問題である、アジア・太平洋の安全保障問題をソ連は主張するが、先ずカンボディア問題、朝鮮半島問題、北方領土問題等の地域紛争問題を先に解決すべきであると述べた旨しようかいした。

秘

電信写

6. (ソ連関係)

(1) リ・ホウ総理より、ソ連の国内は経済状況も悪く、民族むじゅんも激化し、混乱している、混乱し激動するソ連はアジア・太平洋にとりきよういである、国内が混乱しても軍事力では米国に次ぎ第2位であり、核兵器は各共和国に散在しており、連邦政府のコントロールがきかなくなるとこの核兵器が危険になる、と述べた。

(2) 中山外相より、この見方に賛同しつつ、ソ連の民主化が進むと同時にふるい経済管理から新しいメカニズムを求めて混乱が発生する。ペレストロイカの方向性については、アジア・太平洋の安全と平和のためにも支持する。目下のところ対ソ援助はチェルノブイリ原発事故をめぐるいりよう協力、輸銀1億ドルの食りよう、いりよう援助に限っており、民間貿易は盛んであるが政府間の貿易は再開していない旨述べた。

7. (朝鮮半島問題)

(1) リ・ホウ総理より、朝鮮半島情勢はりん国である中日両国に影響がある旨述べると、中山外相より、ソ連、中国、朝鮮、日本を含む、かん日本海構想を説く人もあり、21世きにかけてこの地域の経済関係が強化されるであろう、この為にも日ソ関係、朝鮮半島情勢を安定させることが必要である。北朝鮮とは正常化交渉を2回行つたが、朝鮮半島全体の要因を念頭において話を進めてゆく所存である、いずれにせよ朝鮮半島の安定のために日中良好が協力して行きたい旨述べた。

(2) リ・ホウ総理より、朝鮮半島の緊張の再発、軍事しう突の事態は避けるべきであり、ソ連の朝鮮半島に対する影響力はソ連の国内事情により低下している、米国は軍事力を残留させているので影響力は大きい、また、南北対話を支持し、南北の運命は南北間で決定すべく対策を共に協議し、一方が他方に考え方を押し付けるのはよくない、こうして朝鮮半島の平和と安定が確保される旨述べた。

(3) 更にリ・ホウ総理より、日朝関係において日本側が更に積極的に行動し、早期に国交正常化を図ってもらいたい、これにより北朝鮮のこ立化を避け、国際社会に入れることができる、これは南北朝鮮にとつても有益である旨述べた。

8. (日中経済協力)

リ・ホウ総理より、今後10年間で国民経済を発展させるため、技術及び資金を大量に必要とする、日本も市場を必要とするので、中日間には経済面での協力ができる明るい見通しがある旨述べたので、中山外相よ

秘

電信写

り、第3次円借の91年度用として5月に政府ミッションを派遣する予定であることはセン外相にお話したとおりである、中国にはゆうしゅうな労働力と知能があり、中国がゆたかになればアジア・太平洋の安定とはん榮に寄与する旨述べた。

9. (要人往来)

(1) リ・ホウ総理より、海部総理に対し、年内の都合の良い時期に訪中されるよう伝言してもらいたい、最近中国外交は活発化しており、ソ連、英国の外相、中山外相の訪中が相次ぎ、近く仏、豪州の外相も訪中する予定である、また、来たる先進国首のう会議(G7)において中国と西側との関係改善のため中山外相、海部総理が積極的役割を果たしてもらいたい旨述べた。

(2) 中山外相より、昨年の国連総会の際にアジア・太平洋外相会議を行つたが、今後も行いたいので中国の支持をお願いすると述べると、リ・ホウ総理は、支持すると述べつつ、中日間の接触を今後ひんぱんに行い、公式訪問でも実務訪問でも第三国における接触でも度々行うべきであり、変化の激しい世界の中で多くの問題について協議したらよい、双方の見解が例え一致なくても接触を通じ相互理解ができる旨述べた。

10. (核不拡散)

中山外相より、アジアにおいても、核兵器、長きよ離ミサイルの拡散を防止することが必要である旨述べたところ、リ・ホウ総理は、中国については問題ない、中国は核先制不使用を宣明するとともに核拡散をせず、支持もせず、問題は中国、仏、英にはなく、米、ソにあると述べた。

11. (その他)

以上で会見を終了して席を立ち退場するまでの立ち話の形で、リ・ホウ総理は、日本のハイテクが兵器に利用されていること、日本も石油輸入の多元化を図つたら良く、この意味からも中国石油てん然ガス会社のウ・トウ総経理が近く訪日するのでよろしく、また、ナカソネ、タケシタ元総理の訪中をかん迎する旨述べた。

米、英、ソ連、上海、広州、シンヨウ、ホンコンに転電した。(了)

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）

極秘

電信写

限定配布

大政事外務次官	典房
務次次	臣官官審審長長
大外査	博代表
使研審	
総総対文会厚情オ	
括察人電在警史	
外	審報内
報	文長
官	参一二
領	参一二旅査移
ア	審地中東
長	審北東西
北米長	審一二保
中南長	審一二
欧	参西ソ洋
長	西東
ア	参一二アア
長	一二
次総経途博	
経漁国	
審経エ国	
安ネ二	
参海	審準
経協長	審政国開無
	参調技有理
参条協規	
国	審政経人
長	審軍社
科審	科原
情調長	審情折調
	審企安

総番号 R049145

主管

月 13日

中国 発

平成 元年 3月 14日

本省 着

外務大臣殿

中島大使

アジア局長

リ・ホウ総理の訪日（てん皇へい下の訪中招待）

第1020号 極秘 大至急

（限定配布）

往電第976号に関し、

1. 13日当地邦人記者よりちよう取したところによれば、同日、当地邦人記者団とリュウ・ジュツキョウ外交部副部長とのこん談会（非公式）が行われ、席上、リュウ副部長より、リ・ホウ総理訪日の際、てん皇へい下に対する訪中招待を行う可能性を示さす旨の発言がなされた由。

2. 記者によれば、その際の情況は以下の通りの由。

（1）こん談会は、リ・ホウ総理訪日をひかえてということで邦人記者団より申し入れたもので、冒頭会見スタイルのこん談続いて食事をしながらのこん談ということで、ジョ・トンシン・アジア司長も同席した。

（2）リュウ副部長の当該発言は、食事の席上、てん皇へい下のことが話題になった時、記者側からの「リ・ホウ総理訪日時にてん皇へい下に対する訪中招待はありうるか」との質問に対しなされたもので、リュウ副部長の応答そのものは、「今までそのことを問題にしたことはないが、今度リ・ホウ総理が訪日した時には出る可能性がある」というものであつた。

（3）こん談会そのものは、原則としては記事にしてよい性格のものであつたが、食事の部分については、扱いがはつきりしなかつたため、その後中国側に問い合わせたところ、へい下関連部分は、オフ・レコとの申し入れがあり、記者側もこれを受けた形になっている。従つて、記者団側は話が出た時は、一面トップと思ひながら聞いていたが、結果として、直接記事にすることはできなくなつた由。

3. 事情は以上の通りであり、本件について直接北京発という形での報道は行わないと思われるものの、今後、何らかの形で報道が行われる可能性もあり、とりあえず御報告する。（了）

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

限定配布

大政事外外官
大務務典房
次次
臣秘官官審審長長
北経環 査(総) 外
大大ア 察括 研
使使大 審審 長

総番号 R061387

主管

月 25日

中 国 発

アジア局長

平成 4年 3月 25日

本 省 着

外務大臣殿

橋本大使

(総)口対文会厚情研

察人電在(警)史オ

外報官 参報際内外

文長 審一二

修長 参政保対旅外

長 審地中東
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西ロ洋
西東

長 参一二アア
一二

経 次総経途
参経漁国

長 経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国 審政経人
長 審軍社

科審 科原

情調長 参情析調
企安

てん皇訪中

第1044号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

25日、当館マキタは、ブ・ダイ外交部アジア司参事官兼日本処長の示さにより、チョウ・シンユウ外交部
れい賓司接遇処長を往訪し、非公式にてん皇・皇ごう両へい下御訪中日程につき意見交換したところ、右概
要次の通り (当館よりヌマタ同席)。

1. 全体日程について

(1) 中国側より、種々検討しているところではあるが、初歩的日程案としては、てん皇・皇ごう両へい下
御訪中に当たっては、北京・西安・クイ州・上海の各地を御訪問いただくのが良いのではないかと考えてい
る旨申し越した。因みに、中国側内部では、北京・西安・広州・シンセンと言うルートも一案として検討し
てみた由であるが、接遇面での問題や、広州・シンセン地区は経済開発区であり、高度に発展している日本
経済社会を十分じゆく知しておられる両へい下に御訪問いただくのも適当とは考えられなかつたことから、
北京・西安御訪問の後には、けい勝の地クイ州と大都市上海のルートが望ましいとの判断に至つたものの由。

(2) 具体的日程案として、現在、中国側では次の通り考えている由。

第1日目

午後 北京着

かん迎式典 (おいてテンアンモン広場または人民大会どう)

ヨウ・ショウコン国家主席と御会見 (おいて人民大会どう)

同上主席主催かん迎ばんさん会 (おいて人民大会どう)

なお、ヨウ主席夫人は、数年前せい去しており、上記式典・会見及びばんさん会にはヨウ主席のみ出席。

外務省

注意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

第2日目

午前 リ・ホウ総理夫妻を御引見（おいてチョウ魚台国賓館）

コウ・タクミン総書記を御引見（同上）

午後 故きゆうはく物館御視察

よる てん皇・皇ごう両へい下主催ばんさん会（ぎ問ふ）

なお、コウ・タクミン総書記は、夫人を帯同し、公式行事等に出席したことはなく、同総書記単独でてん皇へい下と表けいすることとなる趣である。また、リ総理夫妻については、同総理夫妻が89年4月に訪日した際、両へい下にお会いしているので、夫妻で両へい下を表けいすることとしたき旨申し越すとともに、両首のうの具体的な表けい時間については、今後日程調整を進めて行く過程で決定して行きたき旨あわせ申し越した。

第3日目

午前 長ジョウ（及び十三リョウ（定リョウ））

午後 ヨウ・ショウコン国家主席、チョウ魚台に両へい下を訪問し、お別れのあいさつ、

北京発西安へ

よる セン西省省長主催かん迎ばんさん会

なお、中国側は、長ジョウ・十三リョウの二か所の御視察になると、日程上ややタイトとなり、また視察先しゅうへんの施設等（具体的には、ちゅう食をお取りいただくに適当な施設がない）の問題もあり、早朝より両へい下に御活動いただかなくてはならない点を心配しており、右についても、今後の日程調整を進めて行く過程で決定して^ゆきたき旨申し越した。

第4日目

午前 シンの始皇帝・兵バヨウコウ、大ガントウ御視察

午後 セン西省歴史はく物館御視察

よる 内わの夕食

第五日目

午前 西安発クイ州へ

注意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

ひる セッコウ省省長（または副省長）主催かん迎午さん会

午後 西コ、レイインヅ御視察後、直ちにクイ州発上海へ

よる 上海市長主催かん迎ばんさん会

なお、今後、日程調整を進めて行く過程で決定して行くことではあるが、仮にクイ州発上海着の時間が早いようであれば、例えば上海の水産学校を御訪問いただき、海水魚、たん水魚等の標本等を御らんいただきたいとも考えている旨申し越した。これに対し、当方より、一案であると思うが、例えば、ヨウスコウ・イルカやワニ等見られないかと申し入れたところ、先方は検討していただき旨応答越した。

第6日目

午前 上海市内視察

午後 上海発御帰国

なお、上海の日程については、中国側も未だ具体的アイデアはなく、今後、当方の希望をもふまえ、調整して行く由。

2. しゆくしやについて

(1) 北京

チョウ魚台国賓館18号ろうに御しゆくはくいただきき旨申し越した。

(2) 西安

迎賓館はあるも、立地条件、設備、サービス等いずれも悪く、ここ数年、各国の国家元首が西安を訪問される時にも、右迎賓館は使用していない由であり、市内のホテル（合併による近代的ホテルがある）に御しゆくはく願いたき旨申し越した。なお、御しゆくはく先選定に当たつては、当方の希望があれば、右希望に沿つてアレンジするし、現地事情不案内と言うことであれば、中国側にて最も適当と思われるホテルをアレンジすることもやぶさかではなき旨申し越したので、当方より、現地を事前に視察した上で、両へい下の御意向をふまえ選定して行くこととしたき旨応答しおいた。

(3) 上海

北京のチョウ魚台国賓館とほぼ設備、サービス等同格の迎賓館があるが、規模の面で若干チョウ魚台国賓館よりは小さく（具体的には、部や数が少ない）、右迎賓館で良きや決定し得ない状況である由。いずれにせ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

よ、中国側は、両へい下御一行の人数等をか案しつつ、わが方希望をも考慮に入れながら、今後、最終選定していく由。

3. フライト便について

(1) 中国側より、両へい下御訪中時の専用機使用機種を承知したき旨申し越した。

(2) 西安、クイ州、上海訪問時、日本側が日本側専用機を利用される場合、次の点をあらかじめ考慮に入れておいて欲しい由。即ち、両へい下を御案内申し上げる中国側接伴員夫妻、通訳及び警護官等中国側の必要最小限の人員10名程度を右専用機に同乗させていただくこととなり、その意味からも、その際の日本側専用機内のざ席配置を事前に通報願いたい。なお、使用機がDC-10型機あるいはボーイング747型機と言うことであれば、西安・上海両飛行場については離着陸上の問題はないが、クイ州の飛行場については、関係部内に照会した上で、かかる問題がなきや確認の上、日本側に通報することとしたき旨付言越した。

4. かん迎えん及びわが方主催えんについて

(1) 各えん会におけるスピーチ、かんぱいは、中国ではきれい上、これを行わないこととなつている由。

(2) 第2日目よる、仮にてん皇・皇ごう両へい下主催ばんさん会を催される場合であつても、右は、あくまで「答れいえん」と言う性格のものではないとの位置づけである由。また、かかるばんさん会を催される場合には、中国側最高指導者が御招待されるものと思うが、最高指導者の日程調整もあり、今後、日中双方で調整して行きたき旨付言越した。なお、中国側は、右ばんさん会の開催の要否については、固執しておらず、日本側の意向に沿つてアレンジして行くし勢を示している。

5. その他の行事について中国側は、両へい下御訪中時、滞在中のいずれかの一ばん、「文芸のゆうべ」を両へい下にごらんいただくべく、今後、アレンジして行きたき旨申し越した。

なお、「文芸のゆうべ」として中国側が考えているプログラムは、京げき、かぶ（うたまい）等を考えている趣。

6. いずれにせよ、本意見交換はあくまで非公式なものであり、今後、随時中国側と調整を図つて行く所存であるが、初歩的中国側考え方であり、近く本使夫妻帰国のおり、両へい下に御進講する機会を作つていただいているところ、両へい下の御意向を体し、調整に当たつて行くこととしたい。なお、当館としては、日程のほね組みが決まり次第、早期に西安等の事前下見を行う所存。（了）

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

限定配布

極秘

電信写

大政事外外(官) 大務務 典房 臣秘官官審審長長

北経環 査総 外研 大大ア 察括 長 使使大 審審 審審

総口対文会厚情研 察人電在儀警史オ

外報官 参報際内外

文長 審一二

参政保対旅外

審地中東 参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西ソ洋 西東

参一二アア

次総経途 参経漁国 経エ国 安ネ二

審海 審準

審政国開無 審調技有理

審条協規

審政経入 審軍社

科原

参情析調 企安

総番号 R014621

月 24日

平成 4年 1月 24日

中 国 発

本 省 着

主管 アジア局長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇へい下御訪中

第250号 極秘 至急 (ゆう先処理)

(限定配布)

往電第207号に関し、

24日他用にて往訪のマキタより外交部武大イ日本処長に対してん皇へい下の御訪中につき次の点を照会したところ以下の通り。(ヨシダ同席)

1. 日程

(当方より先般提示の日程案につき出来るかぎりそのまま受け入れていただきたく、かつ出来る限り早急に回答をいただきたい旨述べたところ)

これは先般のワタナベ外相の訪中の際センキシシ外相より感触をお伝えした通り日本側提示の案を目途に準備を進めるということで良いと思う。大体の感じとしてはOKということである。いずれにせよ春節の前までには返事を出す方向で努力したい。

2. 地方視察

(当方より北京以外の訪問地については中国側より提案を受けたい旨述べたところ)

こ都の西安と新こうの上海及びこう州または広州という案がありうるが、例えば1-2案を作つて提示し日本側の選択に任せたい。ただし中国側としての接遇の便ぎ、また安全上の点についてはいずれも問題はない。

(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せたい。
2. 本電の内容に関する照会と検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

限定配布

極秘

電信写



大政外自
大移典房
次次
臣秘官官審審長長

北経環 査 外
大大ア 察括 研
使使大 審審 長

対文会厚情研

察人電在警史オ

外報官 参報際内外

文長 審一二

参政保対旅外

地中東
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西ソ洋
西東

参一二アア
一二

次総経途
参経漁国

経エ国
安ネ二

審海 審準

審政国開無
審調技有理

審条協規

審政経人
審軍社

科原

参情析調
企安

総番号 R011430

月 21日

平成 4年 1月 21日

中 国 発

本 省 着

主 管
アジア局長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇訪中

第207号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

てん皇へい下御訪中につき、外交部ジョントンシン副部長が20日、本使に個人的な意見として述べたところ次のとおり（なお、公式の回答は近く行われる見込み）。

1. 北京での御しゆくはくは、元首のための特別ろうであるチョウギョ台18号ろうを予定している。市内にも設備のよいファイブ・スター・ホテルがあるが、警備・公安の観点からせ非18号ろうに御しゆくはく願いたい。

2. 北京の他の2カ所については、中国の代表的な古都であり、歴史的にも日本と最も関係の深い西安と、南方の経済面で発展した地方を選定されたいかがであろうか。

西安については、中国政府の迎賓館を利用していただくことになると思うが、施設の内容につきじゆう分検討してみたい。

3. 南方については、上海か広州のいずれかとなろうが、日本側の御意向にそつて決定したい。もし上海に決定される場合は、西安から専用機でクイ州空港に着陸され、約半日でもよいからクイ州を視察された後、上海に向かわれるようおすすめする。

また、広州を御希望の場合は、広州で御しゆくはくされ、日帰りで深センの経済特区を御視察いただけと思う。車でかた道1時間程度で、2時間まではかからないと思う。

なお、上海、広州いずれの場合も、政府の迎賓館を御利用いただくこととなろう。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

02-003

大 政事外外(密)官
 ② 事務 典房
 臣秘官官審審長長

北経環 査総 外
 大大ア 察括 研
 使使大 審審 長

③ 綴口対文会厚情研

察人④在(密)警史オ

外 参報際内外
 報 官

文 審一二

領 参政保対旅外
 移 官

ア 審地田東
 長 参北東西
 一

北米長 参一二保地

中 参一二
 南 長

欧 審西ソ洋
 長 西東
 一

近 参一二アア
 一 二

経 次総経途
 長 審経魚国
 一 経エ国
 安ネ二

審海 審準

経 審政国開無
 協 長 参調技有理

条 審条協規
 長

国 審政経人
 長 参軍社

科 科原
 審

情 参情析調
 調 長 企安

総 番 号 R000337

主 管

月 5日
 平成 4年 1月 5日

中 国 発
 本 省 着

亜 中

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

日中外相会談（てん皇・皇ごう両へい下御訪中）

第11号 秘 大至急

往電第8号別電3.

外相会談の席上、国交正常化20しゅう年の要人往来との関連で、セン部長よりワタナベ大臣に対し、てん皇・皇ごう両へい下の御訪中について招請がなされたところ、中国側の発言以下の通り。

「中日国交正常化20しゅう年の本年、もしてん皇・皇ごう両へい下の御訪中が実現できれば、両へい下は必ずや中国政府及び人民の熱れつなかん迎を受けるであろう。日本政府におかれては、両へい下の年内の御訪中の実現に向け検討願いたい。仮に、実現されれば、中日両国の間の2000年の歴史に新たな一ページを付け加えることとなろう。そして、必ずや両国の関係に取り、前向きな積極的な効果をもたらすものと考える。」

米、英、ホンコン、上海、広州、シンヨウに転電した。（了）

平成四年八月二十五日

このたび、天皇皇后両陛下におかれましては、中国を公式に御訪問になることとなりました。

両陛下には、既に、昨平成三年秋、タイ、マレーシア及びインドネシア三国を御訪問になり、これら各国との間で大きな親善の実をあげられました。今回の中国御訪問も、日中両国の国民間の友好親善にとり極めて意義深いものとなることを確信いたします。国民各位と共に御祝福申し上げたいと思います。

このたびの両陛下の御訪問は、中国政府からの度重なる丁重な招請を受けたものであります。国交正常化二十周年という日中両国間の友好関係を象徴する重要な節目に両陛下の御訪問が実現の運びにいたしますことは、友好親善という御訪問の目的に誠にふさ

わしいものと存じます。中国政府も、日本国の象徴としての天皇陛下のお立場についての十分な理解の上に立って、国を挙げて両陛下を御歓迎申し上げたいとの意向であり、御訪問の成功のため万全の準備を整えることを確約しております。政府としても、御訪問の実があがるようあらゆる努力を払う決意であります。

申すまでもなく日中両国は長きにわたる交流の歴史を積み重ねてきた極めて親密な隣国同士であります。両陛下の中国御訪問は今回が歴史上初めてのことであります。この歴史的な御訪問は、中国の国民に対して新憲法下での我が国の皇室のお姿を直接に印象付けるまたとない機会となるであります。これによって、両国民の心の交流が更に深められ、これまで培われてきた両国民間の友好関係が更に将来に向かって一層強化発展する契機となることを心から期待いたします。

両陛下には、御日程をつつがなくお過ごしの上御帰国になりますよう、心からお祈り申し上げます。

平成四年八月二十五日

このたび、天皇皇后両陛下におかれましては、中国を公式に御訪問になることとなりました。

両陛下には、既に、昨平成三年秋、タイ、マレーシア及びインドネシア三国を御訪問になり、これら各国との間で大きな親善の実をあげられました。今回の中国御訪問も、日中両国の国民間の友好親善にとり極めて意義深いものとなることを確信いたします。国民各位と共に御祝福申し上げたいと思います。

このたびの両陛下の御訪問は、中国政府からの度重なる丁重な招請を受けたものであります。国交正常化二十周年という日中両国間の友好関係を象徴する重要な節目に両陛下の御訪問が実現の運びにいたしますことは、友好親善という御訪問の目的に誠にふさ

わしいものと存じます。中国政府も、日本国の象徴としての天皇陛下のお立場についての十分な理解の上に立って、国を挙げて両陛下を御歓迎申し上げたいとの意向であり、御訪問の成功のため万全の準備を整えることを確約しております。政府としても、御訪問の実があがるようあらゆる努力を払う決意であります。

申すまでもなく日中両国は長きにわたる交流の歴史を積み重ねてきた極めて親密な隣国同士であります。両陛下の中国御訪問は今回が歴史上初めてのことであります。この歴史的な御訪問は、中国の国民に対して新憲法下での我が国の皇室のお姿を直接に印象付けるまたとない機会となるであります。これによって、両国民の心の交流が更に深められ、これまで培われてきた両国民間の友好関係が更に将来に向かって一層強化発展する契機となることを心から期待いたします。

両陛下には、御日程をつつがなくお過ごしの上御帰国になりますよう、心からお祈り申し上げます。

総理大臣談話 作成要領 (ア中12作成)

92.8.21

B5 縦書 (1枚に収まらない場合には: B4 袋とじ)

セツ 部数

(案) 付 45部 閣議用

(案) 概 235部 配布用

官総に 8/24 午前中に提出.

アヤビ処理

秘
無 期 限

総理談話資料作成について

92年8月20日

亜中・片山

1. B5版縦書き（1枚に収まらない場合にはB4袋とじ）

2. レイアウト次の通り

--	--	--	--	--	--

内
閣
総
理
大
臣
談
話
（案）

平成四年八月二十五日

3. セット部数

- (1) (案) 付き： 45部（閣議用）
- (2) (案) なし： 235部（閣議後用）

必要部数をセットの上、総務課に24日提出。

秘
発表まで

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 審議官 参事官 中国課長 地域調整官 首席事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 8 月 21 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 泉 2426
協議先 総務課長 儀典長 儀典官		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件名 天皇陛下御訪中(25日閣議における大臣御発議案)		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)		外務省 回覧番号

天皇皇后両陛下の御訪中について

〔平成四年八月二十五日（火）閣議〕
外務大臣 発言 要旨

天皇皇后両陛下の御訪中まで極めて限られた時間内
ではありませんが、外交当局といたしましても、本省と
現地在外公館の一致協力のもと、総力を結集して、両
陛下の中国御訪問の成功に向け万全の準備を進めて参
りますので、宜しく各位のご協力をお願いします。

大 政事外外低官
大務務 典房
次次
臣秘官官密密長長

外政密議室長

至 急 回 覽

北洋原 外總 外研
大大了 察括 長
使使大 密密

總口対文会研情研
察人電在(位)際史才

外報官 參報際内外

文長 密一二

領務長 參政保刻旅外

丁 密地(東) 參北東西
長 一

北米長 密一二保地

中南長 參一二

政 密西口洋
長 一 西東
一

近丁長 參一二丁丁
一 一 二

途 次總途
長 參經通國
一 一
一 一
安 二

參海 密準

經協長 密政國開無
密調技有理

交長 密須協規

國 密政經人
長 密軍社

科 科原

情調長 參情析調
全安

政 務 次 官
事 務 次 官
外 務 密 議 官
外 務 密 議 官
官 房 長
總 括 密 議 官
(總 務 課 長
企 画 官
情 報 課 長
企 画 課 長
大 臣 秘 書 官

經 濟 局 長
經 濟 協 力 局 長
条 約 局 長

外 務 報 道 官
文 化 交 流 部 長
報 道 ・ 広 報 担 当 參 事 官
報 道 課 長

国 際 報 道 課 長
国 内 広 報 課 長
海 外 広 報 課 長

一 般 情 報 班

(担当 川村 内 268/)

大 臣 記 者 会 見 要 旨 (8 月 25 日) (火)

(於 会 見 室 10:48 ~)

- 。 閣 議 。 模 樣
- 。 経 済 閣 僚 会 議
- 。 天 皇 訪 中

○ 閣議の模様

(大臣) 天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問についての閣議決定をし、それに引き続き総理大臣の談話を了解し、発表した。総理大臣並び外務大臣から

それぞれ天皇訪中の件について、非常に短い時間であるが、外務省としては在外公館をあげて御訪問が成功するように万全の準備を進めていくので、関係各

省庁もよろしくお願ひしたい旨発言した。パキスタンの洪水被害の緊急援助について、20万ドルを人道上の立場から拠出することとした旨報告した。また、

自分(大臣)の29日から9月4日までの(ロシア訪問)海外出張について、閣議了解を得た。出張不在中の代理は加藤官房長官である。

○ 経済閣僚会議

(大臣) 経済閣僚会議で一応の報告があった。自分(大臣)から2-3か月おくれではあるが、遅ればせながら、経済の実態認識について政府側とほぼ同じ

くなってきたことは喜ばしい旨発言した。金融システムに関する大蔵省の先の発表は時宜を得たものである。今、株は大きく下がっているが、いずれ、来年

の3月頃には上がるから慌てて売るな、また、9月決算はむりして実態に合わせなくてもよいということであり、これは大事なことである。安心感を持たせ

る。金融機関の土地取得問題について、第3の機関をつくって、地銀や企業を駆り出してやるならば、日銀も応援するということがポイントである。具体策

については、28日までに総合的にまとめるのは難しいであろうが、28日で終りではなく決意表明をし、引き続き検討をしたほうが良いと述べた。自分

(大臣) は赤字国債をどんどん発行しろと言っている訳ではなく、今年は税収はこのままでいくとおそらく10兆円位足らなくなると思う。やってみないと

判らないが、1-6月の状況からするとどうもえらく足りなくなる危険性がある。そのなかで、税金を頼りにいろいろなことをやっても無理ではないか。財

投を運用したほうがよい。マネーサプライが少なくなっている原因の一つは、やはり政府に金が集まっており、民間の金が少ない。だから、財投を集めた金

を投資する方向で検討したほうが良い旨発言した。そういうこと等を含めて、党ともう少しすりあわせてやりたい。自分（大臣）は赤字国債を出せと言って

いる訳ではなく、極力赤字国債を出さない形でできるだけことはやるが、死ぬのが先かどうかというときは別である。要するに、政府はこれ以上景気を悪

化させたり、株を暴落させないためには、できることを考えてなんでもやらなければならない。

○ 天皇訪中

（問）閣議のなかで他の閣僚の発言はあったか。

（大臣）一切ない。

（問）大臣も同行するのか。

（大臣）先の話して決まっていない。

（問）本日閣議決定された訳であるが、天皇訪中問題がでてくるに際して、反対、賛成、慎重論といろいろな意見がでたが、これだけ大騒ぎになる根本部分

はなんであると思うか。

（大臣）日本の歴史始まって初めてであるので、大きな歴史的な事であることは確かである。

（問）前から言われていた、国民から祝福される形で訪中することはどうか。

（大臣）国民の大多数は祝福している。100%はどうか知りませんが、共産

党にいくら祝福しろと言っても祝福しませんから。その他にも祝福しない人がいるでしょうから、できるだけたくさんの方に（祝福してもらう）。

といふことである

（問）お言葉の問題に関する基本的考え方はどうか。

（大臣）なんらかのお言葉があると思うが、極めて自然な形が良いと思う。

一枚目が抜けていたのて
差し替え願います

取 注

- 加賀美大使
- 外政室長

報 告 ・ 供 覧

○ 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 ○ 外務報道官 ○ 報道・広報担当審議官 国際報道課長 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 10 月 16 日 完結 平成 年 月 日 起案者 電話番号 齋藤 3145																								
回 覧 先 <table border="0"><tr><td>○ 儀 典 長</td><td>○ アジア局長</td><td>報道課長</td><td>○ 報道課長</td></tr><tr><td>○ 儀 典 官</td><td>北米課長</td><td>○ 北米課長</td><td>○ 国内広報課長</td></tr><tr><td>○ 総務課長</td><td>企画課長</td><td>○ 企画課長</td><td>○ 海外広報課長</td></tr><tr><td></td><td>○ 地域政策課長</td><td>北東アジア課長</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○ 北東アジア課長</td><td>中国課長</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○ 中国課長</td><td></td><td></td></tr></table>			○ 儀 典 長	○ アジア局長	報道課長	○ 報道課長	○ 儀 典 官	北米課長	○ 北米課長	○ 国内広報課長	○ 総務課長	企画課長	○ 企画課長	○ 海外広報課長		○ 地域政策課長	北東アジア課長			○ 北東アジア課長	中国課長			○ 中国課長		
○ 儀 典 長	○ アジア局長	報道課長	○ 報道課長																							
○ 儀 典 官	北米課長	○ 北米課長	○ 国内広報課長																							
○ 総務課長	企画課長	○ 企画課長	○ 海外広報課長																							
	○ 地域政策課長	北東アジア課長																								
	○ 北東アジア課長	中国課長																								
	○ 中国課長																									
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。																										
件 名 天皇皇后両陛下内外記者会見記録																										
(別紙の要点等) 15日午後2時30分より宮殿石橋の間において行われた、御訪中を控えた天皇皇后両陛下内外記者会見(宮内庁より内々入手した和文及び我が方に作成し配布した英文版訳)																										

天皇・皇后中国訪問事前記者会見

92.10.15. 午後 宮殿

1 日中の長い歴史の中で初めての天皇訪中が実現します。その意義について陛下はどう考えますか。また念願の訪中に当たっての両陛下の抱負をそれぞれお聞かせください。

天皇 日本と中国は地理的にきわめて近く、長い交流の歴史がありました。日本人は古くから中国の文化を学び、それをもとにして漢字からかなを作り出したようにさまざまな面に日本の文化を育ててきました。したがって両国の間には似ている面と、異なっている面が入り混じっていると聞いております。このような関係にある両国の間で関心をもっている人々が、たがいに理解を深めあい、友好関係を増進することはきわめて重要なことと考えます。このたびの訪問がこのような契機となれば幸いと思います。短期間の限られた地域への訪問であります。中国の文化や歴史に接するとともに、多くの人々と交わり相互理解を深め、友好関係の増進に資するよう努めていきたいと思っております。

皇后 私も陛下のおっしゃいましたと同じ気持ちです。この訪問を楽しみに心をこめて務めを果たしてまいりたいと思います。

2 陛下は李鵬首相が来日した際「近代において不幸な歴史があったことに遺憾の意を表します」と述べられたと伝えられています。このたびの訪中にはどのようなお気持ちで臨まれるのでしょうか。

天皇 日本と中国は古くから平和に交流を続けてきました。近代において、不幸な歴史がありました。戦後日本は過去を振り返り、平和国家として生きることを決意し、世界の平和と反映に務めてきました。このたびに、国交正常化20年の機会に中国を訪問することになりましたが、これを契機として日本が世界の平和を念願し、近隣の国々と相携えて国際社会に貢献しようと

つとめている現在の日本が理解され、相互信頼に基づく友好関係が増進されることを願っております。

3 今回の訪中をめぐっては、内外にさまざまな反対意見もありますが、この点についての陛下のお考えをお聞かせください。

天皇 言論の自由は、民主主義社会の原則であります。このたびの中国訪問のことにしましては種々の意見がありますが、政府はそのようなことを踏まえて真剣に検討した結果、このように決定したと思います。私の立場は政府の決定にしたがってその中で最善を尽くす事だと思います。

4 中国とその国民に対して両陛下はどのような印象をお持ちですか。またいよいよ訪問が迫っていますが、準備の方はそれぞれいかがですか。特に尾読みになっている本などがあればお聞かせください。

天皇 小さい時から中国に関しては話を聞いたり、また本を読んだりして関心をもっていました。中国の古典や歴史から学ぶことはたくさんあります。私が好きな言葉に「忠恕」という言葉があります。これは自分に誠実で、人の心を思いやるという事です。これは論語にあることです。また、私が小さいころ、当時の穂積東宮大夫が新訳孟子をちょうど在職中に書いていましたけれども、その新訳孟子ものちに興味深く読みました。日本人はこのような中国の文化の恩恵に浴してきました。遠い昔からこのような文化を生み出してきた中国に対して、深い敬意の念をもっております。また中国の人々に接した^{中国の}私が接しました人々には、非常に親しみを感じております。準備の方としましては、いろいろ行事が多く忙しい日々を過ごしていますので、今までに読んだ本や読まない本をふくめてところどころ目を通すという程度しかできません。

皇后 小学校の何年生のころでしたか、音楽の時間に揚子江の歌を教わりました。水を満々とたたえた川が昼も夜もとうとうと流れて大陸の緑野をう

るおすという意味の歌でした。歌いながら子供の心にも何か広々とした大きなものが感じられその印象が今も私の中にとどまり、中国やそこにすむ人々の姿と重なっています。

準備の方は期間も短く、決して十分とは申しませんが、陛下お始め、いろいろな方面の方々にお教えいただきましたり、中国各地の民話などを少しずつ読んでいます。

5 韓国訪問は皇太子ご夫妻時代に一度延期になり、その後盧泰愚大統領から招請もありましたが、陛下はどのようにお考えでしょうか。

天皇 韓国は日本と極めて近い隣国であります。近年、そして長い交流のさまざまな歴史があります。近年、協力の関係が進み、友好関係が深められてきていることは喜ばしいことと思います。私の訪問に関しましては、中国の場合と同じく、政府の決定に従うものであり、そのような機会があれば、心を尽くして努めていきたいと思っております。

6 中国については、昭和天皇から生前どのようなお話を聞いていましたか。昭和天皇が中国訪問を強く希望されていたことについてはどう思われますか。

天皇 中国のお話はあまりうかがったことはありません。ご訪問に関してはそのことを気にかけいらっしゃったということを知っています。

7 中国から帰国されるとすぐに皇太子妃選考に関する申し合わせの期限がきますが、こちらの方の見通しはいかがですか。

天皇 報道関係者が理解を示して皇太子妃報道に関する自主的な申し合わせをされたことに深く感謝しております。皇太子の問題は皇太子の意向にそって宮内庁長官や東宮大夫を始めとする関係者が努力していることですので、それを静かに見守っていくことが大切だと思います。

外国プレス

1 1970年代に日中間の国交が正常化された時、中国が戦争についての公式の補償を放棄したことは、寛大な行為だと思われますか。

天皇 このことに関しましては政府が関係する問題でありますので、お答えは差し控えたいと思います。

2 陛下は皇室と中国の関係をいかが御覧になるでしょうか。昔／明治維新以来終戦まで／現在

天皇 皇室と中国の関係につきましては、古くは天皇が遣隋使、遣唐使を派遣し、それにともなって留学生も随、唐に渡り中国の文化を学ぶように力をつくしてきました。遣唐使が廃止されてからは、中国との関係は政治が將軍の手に移ったこともあり、なくなりましたが、中国の文化が皇室に深い影響をもっていたことは、たとえば天皇の即位礼でも孝明天皇までは中国から取り入れた礼服という式服によって行われていたことにもうかがえます。明治以後は世界の変動のさまざまな影響を受け、両国の関係もさまざまに変化しますが、その期間に不幸な歴史もありました。戦後は国交正常化後、両国の関係が緊密化を強めてきていることを喜ばしいことと思います。両国の関係は、過去を踏まえてそれを乗り越え、相互信頼に基づく末永い友好関係が今後つちかわれていくことを念願しております。

3 両陛下にお尋ねします。今回の中国ご訪問に関して、とくに楽しみにしていること、たとえばぜひお会いしたい人、訪問したい場所などがございましたらお聞かせください。

天皇 中国訪問中、多くの中国の人々にお会いすることを楽しみにしております。しかし短期間でありますので、じゅうぶんお話しする時間がとれないことを残念に思っております。また、このたびの訪問地は限られたものではありますが、日本の文化に大きく影響した未知のくに中国を実際に見、そして理解を深めることを今後の中国を考えるうえで意義深いことと考えてお

ります。このたびの訪問で西安、昔の長安にあたる西安が含まれていますが、その地で昔の遣唐使のことをしのびたいと思っております。

皇后 中国はいままで一度も訪れたことのない国ですので、なにもなにも初めてのこととして楽しみにしています。今回の旅で出会う人々や、今回の旅で訪れるそれぞれの場所が、いつかやがて自分にとって懐かしい人々、懐かしい場所となれば嬉しいと思います。

(関連質問)

李鵬首相と会った時「残念」といわれたか「遺憾」といわれたか。(東京)

天皇 その時には残念に思いますということをは言ったように記憶しています。

我が方に作成した英文原稿

UNOFFICIAL TRANSLATION

Press Conference Prior to the Visit to the People's
Republic of China by
Their Majesties the Emperor and Empress of Japan

15 October 1992

[Questions by Imperial Household Journalists]

Question 1.

This will be the first visit by the Emperor of Japan to China in the long history of Japan-China relations. What does His Majesty think is the significance of this? Furthermore, what do Their Majesties plan for this, their long-awaited visit to China?

[Emperor]

Answer 1.

Japan and China are very close neighbours and share a very long history of exchange. From long ago, the Japanese people have studied China's culture. From *kanji*, or Chinese characters, the Japanese derived *kana*, phonetic letters unique to Japan, and in this way many aspects of Japan's culture were created. I have heard that, as a result, many similar and dissimilar aspects have been intertwined in our nations' cultures. As such, I think it

is extremely important for interested people in our nations to deepen understanding among themselves and enhance our friendly relations. I will be happy if this visit serves as an opportunity to help accomplish that.

This will be a short trip to a limited area. Through exposure to China's culture and history, and in my encounters with many Chinese people, I intend to work to contribute to deepening mutual understanding and enhancing friendly relations.

[Empress]

My feelings are the same as those voiced by His Majesty. I look forward to the coming trip and hope that with all my heart I may fulfill my mission.

Question 2.

It was reported that when Prime Minister Li Peng of China visited Japan, His Majesty stated that "It is regrettable that, in recent times, there was a period of unfortunate history." What are your feelings as you approach this trip to China?

[Emperor]

Answer 2.

Since a long time ago, Japan and China have maintained peaceful exchange. However, in recent times there was a period of unfortunate history.

After the war, looking back on the past, Japan resolved that it would live as a nation of peace, and has since worked for the peace and prosperity of the world. Now, on the occasion of the 20th anniversary of the normalization of relations between Japan and China, I am going to visit China. It is my hope that this visit will provide an opportunity to increase understanding for Japan as it is now, a nation aspiring for world peace and, in cooperation with neighbouring countries, striving to contribute to the international community, and, thereby, to enhance friendly relations based on mutual trust.

Question 3.

In both Japan and abroad there have been many opinions expressed against this trip. How does Your Majesty feel about this?

[Emperor]

Answer 3.

Freedom of speech is one of the principles of a democratic society.

There are many opinions concerning this visit to China. However, I think that the government, aware of that fact, made the decision regarding this visit after giving it serious consideration.

It is for me to act in accordance with the decisions of the government and therein, to do my very best.

Question 4.

What kind of impression do Your Majesties have of China and the Chinese people? Furthermore, now that the visit is approaching, how are your preparations proceeding? Are there any books that you are reading now?

Answer 4.

[Emperor]

Since I was small I have heard about China, read books and have generally been interested in that country.

There is much to learn from China's ancient classics and history. I am fond of the word *chujo*, which incorporates sincerity towards oneself with consideration for others. You find this word in the Analects of Confucius. When I was little, Grand Master of the Crown Prince's Household Hozumi was writing a new commentary on the Discourses of Mencius and, later on, when I was older, I read it with deep interest. The Japanese people have benefitted from such wealth of Chinese culture. I have deep respect for China, which has fostered such culture since long ago.

Furthermore, I feel close to the Chinese people whom I have known.

As for my preparations, since my days are busy filled with

many official events, I only have the time to look through some books that I have read in the past and others which I have not read.

[Empress]

When I was in primary school, we were taught in music class a song on the Yantze river. The song depicted the river with its abundant water flowing majestically across the continent, irrigating its fertile land. As I sang this song, even to the small child that I was, the feeling of vastness and grandeur it conveyed was impressive. This impression has remained with me and comes to mind whenever I think of China and its people.

As to the preparations for the coming trip, I am afraid that there is not enough time to prepare myself as well as I should like to, but His Majesty above all, and many people from various fields, are being my teachers. Recently, I started reading a collection of folk tales from the various regions and provinces of China.

Question 5.

During your days as Crown Prince and Crown Princess, a scheduled visit to the Republic of Korea was postponed once. President Roh Tae Woo has since extended an invitation. What does Your Majesty think of this?

[Emperor]

Answer 5.

The Republic of Korea is a very close neighbour of Japan and there have been many chapters in our long history of exchange. I am glad, that in recent years, cooperative relations have progressed and that our friendly relations have deepened. As is the case with China, my visits abroad are made in accordance with decisions by the government. If an opportunity for such a visit presents itself, I would like to fulfill my mission with all my heart.

Question 6.

Did Emperor Showa ever talk to you about China? What do you think of Emperor Showa's strong desire to visit China?

Answer 6.

[Emperor]

I did not hear him talk much about China. I understand that the matter of a visit was in his thoughts.

Question 7.

Right after your return from China, the period of press restraint concerning the selection of the future Crown Princess expires. What is your outlook for this?

Answer 7.

[Emperor]

I am deeply appreciative of the members of the press for the understanding that they have displayed in exercising restraint concerning the coverage of the selection of the future Crown Princess. The matters of the Crown Prince are being seen to through the efforts of the Grand Steward of the Imperial Household, Grand Master of the Crown Prince's Household and other related people in accordance with the wishes of the Crown Prince. I think it is important for us to follow that quietly.

[Questions by the Foreign Press]

Question 1.

Do you think that China's official renunciation of claims for war reparations in the 1970s at the time of the normalization of relations between Japan and China was an act of magnanimity?

Answer 1.

[Emperor]

This is a matter that concerns the government and I will therefore refrain from responding.

Question 2.

How does Your Majesty see relations between the Imperial Family and China during the following three periods?

- 1) ancient times,
- 2) from the Meiji Restoration to the end of World War II
- 3) now

Answer 2.

[Emperor]

On relations between the Imperial Family and China, long ago the Emperor dispatched envoys, and with them Japanese students to the Sui and Tang dynasties, and thus made efforts to see to it that they learned about China's culture. After the dispatch of the Tang envoys was discontinued, contact between the Imperial Family and China ceased to exist as political control in Japan came into the hands of the Shogun. The deep influence that China's culture exerted on the Imperial Family is evident from, for example, the fact that until the reign of Emperor Komei, the enthronement ceremonies were carried out using *raifuku*, ceremonial attire brought to Japan from China. After the Meiji Restoration, influenced by many developments in the world, relations between our countries underwent various changes, and during that time there was a period of unfortunate history. With respect to the post-war period, I am happy to see that our relations have grown closer and closer since their normalization. I earnestly hope that, grasping the past and moving beyond it, our countries will

nurture enduring and friendly relations based on mutual trust.

Question 3.

I address my question to both of Your Majesties. During the coming trip to China, is there anything that you are particularly looking forward to, anyone whom you hope to meet or anywhere you would like to go?

Answer 3.

[Emperor]

I am looking forward to meeting many Chinese people during the trip to China. However, as the visit will be a short one, it is a pity that there will not be time for full conversations. Furthermore, although the places to be visited are limited, I think that seeing China, a nation about which I have yet to learn, and which has greatly influenced Japan's culture, with my own eyes, and deepening my understanding, will indeed be significant when I think of China in the future. Xian, which was once called Changan, and to which envoys were dispatched during the reign of the Tang dynasty, is included in this trip and, I am sure my thoughts will hark back to those envoys while I am there.

[Empress]

As China is a country I have never visited, everything will be a new experience for me and I look forward to it.

My wish is that the people I shall meet and the places I shall visit during this trip will remain as fond memories in the years to come.

[Related Question]

When you met Prime Minister Li Peng, did you say "that you regret" [zannen] or "that it is regrettable?" [ikan]

Answer

[Emperor]

I think I recall that at that time I said "I regret."

[zannen]

GM6308

午後8時以降受付往電案

※総第 087172号005公館宛 GM6308-04

平成 年 月 日 24日 1秒受付

電 信 案

Handwritten signature: 1/2/1

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アジア局長 審議官 参事官 中国課長 首席事務官	※発電係 起案 平成 4 年 8 月 24 日 起案者 電話番号 磯俣 2425
	協議先 儀典官 報道課長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件名 天皇・皇后兩陛下の御訪中 (霞がらブ・ブリ・フ)		
主管・文書記号 了中	※電番 Δ 第2440号	大至急 至急 (優先処理) 普通
転電 転送 在 中国・韓国・英国 転報 香港	※転電番号 合第15868号大至急 至急 (優先処理) 普通	大使・総領事あて
(八〇字)		
※		
08717272 優先 TYUUGOKU 等005 F電		
GB-1	外務省	回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

24日午後、中国課長より霞クラブに対して行なわれた本件事前ブリーフの概要以下の通り。（なお、念のため、冒頭中国課長より、本件は明日の閣議で決定される予定の事項であり、閣議終了後記事にするよう確認。）

1. 中国課長より、以下の通り説明。

(1) 先ず、配布された記事資料（別FAX信）に従って説明。

(2) 総理談話

明日の閣議決定後、総理談話が発表されることとなるが、右内容については、現在内閣参事官室を通じて調整中。

(3) 訪問地

北京、西安、上海の方向で準備中であるが、現時点では最終的に確定していない。詳細日程を含め、今後中国側と協議していく。

(4) 先遣隊

通例通り（2回）派遣の予定であるが、日程は中国側と調整中。

(5) 各国等への通報

本24日に米国、韓国、台湾に対して行なう予定。米、韓については大使レベルで、台湾については交流協会を通じ、現地にて行なう。

(6) 訪問の意義等

今次訪問については、中国側より再三にわたって丁重な招請があり、我が国としては誠意をもって対処するというもの。我が方として以下の諸点に留意。

(イ) 中国は天皇陛下の立場に鑑み、本件訪中が友好親善訪問たることを明確にしており、また、決して日本側を困らせることはしないとしている。

(ロ) 本年は偶々国交正常化20周年でもあり、友好親善訪問の本来の目的にもかなう。

(ハ) 今次訪中は、アジアのみならず、世界の新しい情勢の中での日中両国の置かれた立場をを踏まえ、昨年3月の東南アジア三ヶ国訪問に続いて行なわれるものであり、結果としてアジア地域の安定にも資するもの。

(ニ) 日中の長い交流の歴史の中での天皇陛下訪中の意義も重要。新しい日本の姿を中国国民に知ってもらう良い機会。

(7) 御訪中慎重論について

天皇陛下御訪中を巡る慎重論を整理すれば、概ね以下の通りと思われる。

(イ)〔本件訪中は、天皇陛下の政治利用ではないかとの議論について〕

目的は友好親善訪問以外にはありえない。そのために最大限の努力をしている。中国側もこのような考え方を明確に認識しており、訪問の実が上がるよう協力していくとの姿勢。

(ロ)〔靖国問題等内政干渉をしてくる国を訪問するのは問題ではないかとの議論について〕

日中の長い歴史の中で、色々なことがあるのはむしろ自然。これまでも困難を乗り越える努力をしてきたし、今後ともこうした努力を続けることは重要。今次御訪中は、あくまでも友好親善訪問であって、これを特定の問題と結び付けるのはなじまない。日本としても中国に対し、色々な懸念を率直に伝え、中国も陛下の御訪中を政治利用しないことを明確にしている。

(ハ)〔人権問題を抱える中国を訪問するのは、西側諸国よりも批判があるのではないかとの議論について〕

我が国は、人権、武器輸出の問題等につき西側諸国と共通の認識あり。他方、中国を孤立化させないことが重要というのも西側の認識。我が国としては、そのために努力してきたし、最近人権問題につき僅かながらも改善が見られるのは、こうした我が国の努力の成果と考える。今次御訪中は、我が国として日中両国の長い歴史を踏まえて友好親善のために訪問していただくもの。報道を見ると、米、英、韓国等より肯定的な評価を得られており、各国が今次訪問の意義をそれなりに理解しているものと認識。

2. 引き続き、概要以下の質疑応答があった。

(1)〔先遣隊の派遣は何回行なわれる予定か。その構成は外務省、宮内庁、警察庁の三者と理解してよいか。〕

(同席の儀典官より) 通例に倣い2回派遣の予定であるが、今後更に検討。隊の構成については、その通り。

(2)〔対外通報を韓国、米国、台湾の3ヶ国・地域に行なう理由如何。〕

日本国内での議論も踏まえたものであるが、韓国については、韓国側の本件問題に関する関心の深さを考慮したもの。米国については、アジアにおけるグローバル・パートナーであり、また、日米安保条約に基づく同盟国であるとの観点からであり、台湾については、多くの中国の人々が住んでいる訳であり、陛下の御訪中となれば一言説明しておくのが適切と思われる等の理由による。但し、その他の国についても必要があれば、適宜説明を行う。

(3)〔中国の国家主席より訪中招請があったのはいつか。国交正常化20周年ということは、招請状の中に含まれているのか。〕

先般の宮澤総理の決意表明があつてから届いた。これはどちらかと言えば、形式的なもの。（儀典官より）招請状の内容は、基本的には、中国の国家主席から陛下に対して訪中の招請を行なうこと、23日より28日までとの日程で招待したいことの2点であり、他の要素は入っていない。

（4）〔首席随員は決定されたのか〕

まだ決まっていない。

（5）〔北京、西安、上海の順で訪問するのか。他の都市を訪問する可能性はあるか。訪問先として、この3都市を決めた基準如何。〕

訪問日程詳細については、決まっていない。中国側より返事がきていない。他の都市を訪問する可能性はおそらくないと思われる。この3都市としたのは、北京については中国の首都であること、西安については、日中関係の交流の歴史の中でいくつかの節目があつたが、その一つの重要な節目が唐の時代であり、西安は唐の都が置かれていたところであること、上海については中国第二の工業都市であること等の考えによる。

（6）〔中国共産党の党大会の日程と重なることはないか。党大会の開催が、陛下訪中の日程上障害となることはないか。〕

党大会の日程については、当初10月に開催されるとの説があつたが、最近では11月開催との説もあり、まだ決まっていない模様。党大会の日程が障害になることはないと思う。

（7）〔今年は、韓国のノ・テウ大統領、ロシアのエリツィン大統領の訪中も予定されていると聞くと、陛下の訪中もこれらと併せ、中国として外交的得点の一環として考えているのではないか。〕

中国政府がそういう計算をしているのか否か、コメントする立場にない。いずれにせよ、我が方としては、本年が御訪中のために良い時期ではないかとの判断に基づいて決めたもの。

（8）〔慎重論が依然ある中、今後とも政府として理解を求める努力を行なっていくのか〕

官房長官が有識者ヒアリングの際の記者会見で述べた通り、政府としてはできるだけ幅広い理解を得たいと考えており、今後とも努力していきたい。

別FAX信とともに米、英、韓国、香港に転電し、上海、広州、瀋陽にFAX公信した。（了）

GM6309

午後8時以降受付往電案

FAX信

※総第 087173号005公館宛 GM6309-02

平成 4年 8月 24日
2時 3分 秒 受付

電 信 案

-2

FAX

電信課長

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 アジア局長 審議官 参事官 中国課長 首席事務官	※発電係 1 2 起 案 平成 4 年 9 月 24 日 起案者 電話番号 磯 俣 2425
協議先 総務課 総務課 儀典長 儀典官	2425 報道課長	

（※印欄内は電信課記入）

（注意）1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

（八〇字）

在 中国	大使 総領事 であて	外務大臣 発
件 名 天皇、皇后両陛下の御訪中 (霞 777-777)	主管・文書記号 了中	※電番 FAX信
大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 中国、英国、韓国 転報 香港	※転電番号 FAX信 大使・総領事 であて	大至急 普通 (優先処理)
能電了中才2440号別FAX信.		
※		
08717385 優先	TYUUGOKU	等005 F信

GB-1

外 務 省

回覧番号

（昭和六三・六・三十改正）

注	閣議終了後
意	使用のこと。

GM6309

2

記 事 資 料

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

平成4年8月25日

外 務 省

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があつた。

政府は、わが国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待をお受けになつた。御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

なお、本日、外務省は省内に事務次官を委員長とする準備委員会を発足させた。

24日午後、中国課長より霞クラブに対して行なわれた本件事前ブリーフの概要以下の通り。（なお、念のため、冒頭中国課長より、本件は明日の閣議で決定される予定の事項であり、閣議終了後記事にするよう確認。）

1. 中国課長より、以下の通り説明。

(1) 先ず、配布された記事資料（別FAX信）に従って説明。

(2) 総理談話

明日の閣議決定後、総理談話が発表されることとなるが、右内容については、現在内閣参事官室を通じて調整中。

(3) 訪問地

北京、西安、上海の方向で準備中であるが、現時点では最終的に確定していない。詳細日程を含め、今後中国側と協議していく。

(4) 先遣隊

通例通り（2回）派遣の予定であるが、日程は中国側と調整中。

(5) 各国等への通報

本24日に米国、韓国、台湾に対して行なう予定。米、韓については大使レベルで、台湾については交流協会を通じ、現地にて行なう。

(6) 訪問の意義等

今次訪問については、中国側より再三にわたって丁重な招請があり、我が国としては誠意をもって対処するというもの。我が方として以下の諸点に留意。

(イ) 中国は天皇陛下の立場に鑑み、本件訪中が友好親善訪問たることを明確にしており、また、決して日本側を困らせることはしないとしている。

(ロ) 本年は偶々国交正常化20周年でもあり、友好親善訪問の本来の目的にもかなう。

(ハ) 今次訪中は、アジアのみならず、世界の新しい情勢の中での日中両国の置かれた立場を踏まえ、昨年3月の東南アジア三ヶ国訪問に続いて行なわれるものであり、結果としてアジア地域の安定にも資するもの。

(ニ) 日中の長い交流の歴史の中での天皇陛下訪中の意義も重要。新しい日本の姿を中国国民に知ってもらう良い機会。

(7) 御訪中慎重論について

天皇陛下御訪中を巡る慎重論を整理すれば、概ね以下の通りと思われる。

(イ)〔本件訪中は、天皇陛下の政治利用ではないかとの議論について〕

目的は友好親善訪問以外にはありえない。そのために最大限の努力を^①している。中国側もこのような考え方を明確に認識しており、訪問の実が上がるよう協力していくとの姿勢。

(ロ)〔靖国問題等内政干渉をしてくる国を訪問するのは問題ではないかとの議論について〕

日中の長い歴史の中で、色々なことがあるのはむしろ自然。これまでも困難を乗り越える努力をしてきたし、今後ともこうした努力を続けることは重要。今次御訪中は、あくまでも友好親善訪問であって、これを特定の問題と結び付けるのはなじまない。日本としても中国に対し、色々な懸念を率直に伝えたし、中国も陛下の御訪中を政治利用しないことを明確にしている。

(ハ)〔人権問題を抱える中国を訪問するのは、西側諸国よりも批判があるのではないかとの議論について〕

我が国は、人権、武器輸出の問題等につき西側諸国と共通の認識あり。他方、中国を孤立化させないことが重要というのも西側の認識。我が国としては、そのために努力してきたし、最近人権問題につき僅かながらも改善が見られるのは、こうした我が国の努力の成果と考える。今次御訪中は、我が国として日中両国の長い歴史を踏まえて友好親善のために訪問していただくもの。報道を見ると、米、英、韓国等より肯定的な評価を得られており、各国が今次訪問の意義をそれなりに理解しているものと認識。

2. 引き続き、概要以下の質疑応答があった。

(1)〔先遣隊の派遣は何回行なわれる予定か。その構成は外務省、宮内庁、警察庁の三者と理解してよいか。〕

(同席の儀典官より) 通例に倣い2回派遣の予定であるが、今後更に検討。隊の構成については、その通り。

(2)〔対外通報を韓国、米国、台湾の3ヶ国・地域に行なう理由如何。〕

日本国内での議論も踏まえたものであるが、韓国については、韓国側の本件問題に関する関心の深さを考慮したもの。米国については、アジアにおけるグローバル・パートナーであり、また、日米安保条約に基づく同盟国であるとの観点からであり、台湾については、多くの中国の人々が住んでいる訳であり、陛下の御訪中となれば一言説明しておくのが適切と思われる等の理由による。但し、その他の国についても必要があれば、適宜説明を行う。

(3)〔中国の国家主席より訪中招請があったのはいつか。国交正常化20周年ということは、招請状の中に含まれているのか。〕

先般の宮澤総理の決意表明があつてから届いた。これはどちらかと言えば、形式的なもの。（儀典官より）招請状の内容は、基本的には、中国の国家主席から陛下に対して訪中の招請を行なうこと、23日より28日までとの日程で招待したいことの2点であり、他の要素は入っていない。

（４）〔首席随員は決定されたのか〕

まだ決まっていない。

（５）〔北京、西安、上海の順で訪問するのか。他の都市を訪問する可能性はあるか。訪問先として、この３都市を決めた基準如何。〕

訪問日程詳細については、決まっていない。中国側より返事がきていない。他の都市を訪問する可能性はおそらくないと思われる。この３都市としたのは、北京については中国の首都であること、西安については、日中関係の交流の歴史の中でいくつかの節目があつたが、その一つの重要な節目が唐の時代であり、西安は唐の都が置かれていたところであること、上海については中国第二の工業都市であること等の考えによる。

（６）〔中国共産党の党大会の日程と重なることはないか。党大会の開催が、陛下訪中の日程上障害となることはないか。〕

党大会の日程については、当初10月に開催されるとの説があつたが、最近では11月開催との説もあり、まだ決まっていない模様。党大会の日程が障害になることはないと思う。

（７）〔今年は、韓国のノ・テウ大統領、ロシアのエリツィン大統領の訪中も予定されていると聞くが、陛下の訪中もこれらと併せ、中国として外交的得点の一環として考えているのではないか。〕

中国政府がそういう計算をしているのか否か、コメントする立場にない。いずれにせよ、我が方としては、本年が御訪中のために良い時期ではないかとの判断に基づいて決めたもの。

（８）〔慎重論が依然ある中、今後とも政府として理解を求める努力を行なっていくのか〕

官房長官が有識者ヒアリングの際の記者会見で述べた通り、政府としてはできるだけ幅広い理解を得たいと考えており、今後とも努力していきたい。

別FAX信とともに米、英、韓国、香港に転電し、上海、広州、瀋陽にFAX公信した。
(了)

2

※総第098573号002公館宛

平成※平成420年938日
分14秒受付

秘
無期限

大至急

電信案

9/24
主管スミ

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

儀典上長
訪中室長
首席
総務班長
ロジ班長
会計・庶務班長

※発電係
起案
平成44年9月21日
起案者 電話番号
片山 4152

協議先

報道課長

中国課長

9/24
スミ
スミ
スミ

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	EEV (オフコ・ブリーフィング)			
主管・文書記号	儀	※電番	第2799号	大至急 普通
※電番	第514号	大至急 普通	至急 優先処理	パターン・コード
転電 転送 在 転報	上海	※転電番号	第514号	大至急 普通
		大使・総領事	あて	至急 優先処理
※				
09857324 大至急 TYUUGOKU 等002 漢				
GB-1		外務省		回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

1. 22日午後1時に邦人プレスに対して完全にオフレコを前提に御日程（案）についてブリーフィングを行うこととしたところ、右機会にプレスに配布する資料を別電するので、適宜利用ありたい。なお、右ブリーフィングは
 - （1）独自の取材に基づき種々の記事が書かれ、反って好ましくない状況となる可能性があるので、むしろ早い段階にオフレコ・ベースでしかるべく説明を行えばリークを防げる、
 - （2）プレスは、御訪中の1ヶ月前には取材準備（特にテレビにとって専用回線の確保等）の大枠を固める必要があること、の2つの目的で行うものであり、右念のため。
2. 日程概要についての閣議報告については訪問都市及び右都市の到着・出発期日のみに止める予定であり、29日をめどに準備中である。（詳細追電）別電とともに上海に転電した。

（了）

②

※総第098574号002公館宛

平成※平成4年9月21日
20 時 18 分 54 秒 受付

秘
無期限

大至急

電信案

沈黙を

電信課長

大臣 秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

9/24
主管 儀典長
訪中室長
首席
総務班長
ロジ班長
会計・庶務班長

※発電係 1 2
起案
平成4年9月21日
起案者 電話番号
片山 4152

協議先

報道課長

中国課長

9/24

copy

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国

大使
総領事 あて

外務大臣 発

件名

EEV (オフレコ・ブリーフィング)

主管・文書記号

儀

※電番

第2800号

大至急
普通

至急
(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在
転報

上海

※転電番号 第515号

大使・総領事 あて

大至急
普通

至急
(優先処理)

往電儀ヲ 2789 号別電。

※

09857437 大至急 TYU00000 等002 漢

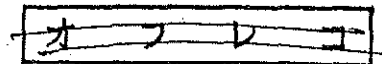
GB-1

外務省

回覧番号

(印刷内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)



平成4.9.24

宮内序式部 職

天皇皇后両陛下御訪中日程案

10月23日(金)

午後 北京御到着
釣魚台国賓館御到着
歓迎式典(人民大会堂東門外広場)
楊尚昆主席との御会見(人民大会堂)

夜 楊尚昆主席主催歓迎晩餐会(人民大会堂)
釣魚台国賓館泊

10月24日(土)

午前 八達嶺長城御視察

午後 天皇陛下 中国科学院御訪問
皇后陛下 北京市幼稚園御視察
李鵬総理夫妻御引見(釣魚台国賓館)
江沢民総書記御引見(釣魚台国賓館)

夜 江沢民総書記主催晩餐会(釣魚台国賓館)
釣魚台国賓館泊

10月25日(日)

午前 故宮博物館御視察
大使主催レセプション(中国大飯店)

午後 楊尚昆主席お別れの挨拶(釣魚台国賓館)
北京空港御出発
西安(咸陽空港)御到着

ハイアット・ホテル泊

10月26日(月)

午前

^{ダイカントウ}
大雁塔御視察
^{ヒリソ}
碑林博物館御視察

午後

^{センセイ}
陝西省~~省~~歴史博物館御視察
西門御視察

夜

 陝西省省長主催歓迎晩餐会 (ハイアット・ホテル)
ハイアット・ホテル泊

10月27日(火)

午前

西安空港御出発

午後

^{コウキョウ}
上海(虹桥空港)御到着
上海交通大学御訪問
上海学者文化人等御引見

夜

^{キンジョウ}
上海市長主催歓迎晩餐会 (新錦江飯店)
西郊賓館泊

10月28日(水)

午前

農村視察

午後

上海御出発

(3)

GM:2457-

P.3

取扱注意

※総第 102572号001公館宛 GM2457-03

平成 4年 10月 1日 12分 受付



電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準室長 首席 総務班長 口ジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 ☒ 2 ☒	※印欄内は電信課記入
	協議先		起案 平成 4年 9月 30日 起案者 電話番号 1754 4152	
		報道課長 中国課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	事務連絡		
主管・文書記号 儀	※電番 △ 第2940号	大至急 普通	至急 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号	パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)	
※			
10257252 優先 TYUUGOKU F電			

(昭和六三・六・三十改正)

GB-1

外 務 省

回覧番号

040

榎田公使へ

北村儀典官より

30日、宮内庁において同行記者に対する説明会が行われましたところ、概要を以下の通り報告致します。

1. 日程概要（苅田式部副長より、別FAX信の日程を配布の上説明）

(1) 日程については、第2次先遣隊が訪中し中国側と協議した上で詰めることとなっているので固まっていない旨また時間付けについても流動的な状況である旨前置きの上、適宜行事概要を説明。（取材の便宜を図る観点よりある程度の時間の目安については説明。以下主として右目安についての説明分）

(2) 23日

北京到着は、早い午後。歓迎式は4時頃の目安で、晩餐会は6時半頃の予定。

(3) 24日

万里の長城視察については、午前中一杯を予定。中国科学院、幼稚園は午後3時前後が目安となろう。李鵬総理の御引見は午後5時前後、また、江沢民総書記主催晩餐会は6時半頃の予定。

(4) 25日

故宮は建物が目玉であり、1時間半位の予定となろう。その後の大使主催のレセプションは約1時間の予定。お別れの挨拶は短い時間で、3時頃から。

(5) 26日

10時前後始まりで、大雁塔及び碑林を視察する予定。午後の陝西博物館視察は2時半位から始めることになろう。晩餐会は、6時半頃の予定。

(6) 27日

10時半頃西安を出発し、昼過ぎに上海に到着。交通大学は、学生との会話が中心で、全体で1時間程度の予定で、実験室の視察もあり得る。晩餐会の後に上海の夜景を見ることとなろう。

(7) 28日

農村は約1時間離れた場所にあり、視察も入れて全体で約2時間の予定。

2. 中国事情（木寺中国課首席事務官より説明）

省略

3. 報道取材関係説明（五十嵐報道課課長補佐より説明）

(1) 式次第も固まっていないので、第2次先遣隊が帰国後に取材要領を作成することになろう。

(2) 現場の取材は中国では、直近取材と遠距離取材の2方法があり、前者は日中双方とも原則として5名（カメラ3、ペン2）、後者は原則として緩やかな人数枠となろう。

(3) チャーター便があらゆる意味で便利であり、その利用を勧めたい。

(4) 各行事の取材枠（上海については未定）

北京空港着	代表取材（11名）	遠距離取材（制限無し）
歓迎式典	近距離取材（5名）	遠距離取材（制限無し）
楊主席との御会見	近距離取材（5名）	遠距離取材（50名程度）

晩餐会	近距離取材（5名）	遠距離取材（50名程度）
万里の長城	未定	
科学院御訪問	代表取材（人数未定）	
幼稚園御訪問	未定	
李鵬総理との御引見	代表取材（11名）	
江沢民総書記との御引見	代表取材（11名）	
故宮御訪問	未定	
大使主催レセプション	冒頭取材（50名程度）	
お別れの挨拶	代表取材（11名）	
北京空港出発	到着時に同じ	
大雁塔御視察	基本的に塔外からの取材（詳細は未定）	
碑林博物館御視察	近距離取材は難しいが、詳細については未定	
陝西歴史博物館御視察	中での撮影が出来るか交渉中	
西門御視察	近距離取材（10名）	遠距離取材（制限無し）
晩餐会	未定	

(3)

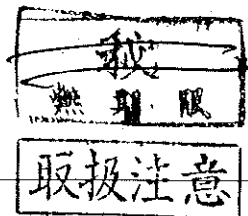
GM:2458-

FAX信

P. 3

※総第 102574号001公館宛 GM2458-03

平成 4年 10月 1日 21時 2分 受付



FAX

電 信 案

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準備室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 ☒ 2 ☐ 起案 平成 4年 9月 30日 起案者 電話番号 渡辺 4152
協議先 報道課長 中国課長 ステーション		

(※印刷内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国	大使館 総領事	あて	外務大臣 発
件名	事務連絡 FEV (オフレコ・バリ・フィグ)		
主管・文書記号 儀	※電番 FAX信 FAX信	大至急 普通	至急 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あて	パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)	
往電儀才 2940 号別 FAX信。			
※			
10257478 優先		TYUUGOKU F信	
GB-1		外務省	
		回覧番号	

(昭和六三・六・三十改正)

オ フ レ コ

平成4.9.30

宮内庁式部職

天皇皇后両陛下御訪中日程案

10月23日(金)

午 前 羽田空港御発

午 後 北京御着
釣魚台国賓館御着
歓迎式典(人民大会堂東門外広場)
楊尚昆主席との御会見(人民大会堂)

夜 楊尚昆主席主催歓迎晩餐会(人民大会堂)
釣魚台国賓館泊

10月24日(土)

午 前 八達嶺長城御視察

午 後 天皇陛下 中国科学院御訪問
皇后陛下 北京市北海幼稚園御視察
李鵬総理夫妻御引見(釣魚台国賓館)

夜 江沢民総書記主催晩餐会(釣魚台国賓館)
釣魚台国賓館泊

10月25日(日)

午 前 故宮博物院御視察
大使主催レセプション(中国大飯店)

午 後 楊尚昆主席お別れの挨拶(釣魚台国賓館)
北京空港御発
西安(咸陽空港)御着

ハイアット・ホテル泊

10月26日(月)

午 前 大雁塔御視察
碑林博物館御視察

午 後 在留邦人御引見
陝西歴史博物館御視察
西門御視察

夜 陝西省省長主催歓迎晩餐会(ハイアット・ホテル)
文芸の夕べ(ハイアット・ホテル)
ハイアット・ホテル泊

10月27日(火)

午 前 西安空港御発

午 後 上海(虹橋空港)御着
上海交通大学御訪問
上海学者文化人等御引見

夜 上海市長主催歓迎晩餐会(新錦江飯店)
西郊賓館泊

10月28日(水)

午 前 農村御視察

午 後 在留邦人御引見
上海御発
羽田御着

(3)

注 意	閣議終了後
	使用のこと。

記 事 資 料

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

平成4年8月25日

外 務 省

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があつた。

政府は、わが国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待をお受けになつた。御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

なお、本日、外務省は省内に事務次官を委員長とする準備委員会を発足させた。

秘
発表未

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 儀典官 調整官 首席事務官 事務官	<table><tr><th colspan="4">保存期間</th></tr><tr><td>1類 (永久)</td><td>2類 (10年)</td><td>3類 (5年)</td><td>4類 (1年)</td></tr><tr><td>起案</td><td>平成 4 年 8 月 14 日</td><td>決裁</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td>起案者</td><td>村角</td><td>電話番号</td><td>4151</td></tr></table>	保存期間				1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)	起案	平成 4 年 8 月 14 日	決裁	平成 年 月 日	起案者	村角	電話番号	4151
保存期間																		
1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)															
起案	平成 4 年 8 月 14 日	決裁	平成 年 月 日															
起案者	村角	電話番号	4151															
協議先 中国課長 報道課長 国際報道課長																		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)																		
件 名 天皇皇后両陛下の中国御訪問について(記事資料)																		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)	外 務 省 回覧番号 1416																	

天皇皇后両陛下の中国御訪問に関する図議決定
終了後に使用するための記事資料を、前例に倣い
別添のとおりといたしたい。

天皇皇后両陛下の中国御訪問について

内閣の日

平成4年8月25日

外務省

~~中華人民共和国主席閣下~~

~~かねてより中国政府から、天皇皇后両陛下に対し中国を御訪問~~
になるよう招請があった。

政府は、我が国と~~中国~~との友好親善関係にかんがみ、本年秋、
両陛下に~~中国~~を公式に御訪問願うこととし、両陛下には前記招待
をお受けになった。~~御日程については、今後中国政府と協議の上~~
~~決めることとなるが、10月23日東京御出発で、全体として約~~
~~5日間となる予定である。~~

なお、本日、外務省は省内に事務次官を委員長とする準備委員
会を発足させた。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-027

大 政事外外官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

北経環査官 外
大 大 大 研
使 使 大 長
使 使 大 審 審

総口対文 厚情研

察人 在 史オ

外 報 官
審 内

文 長
審 二

参政保 旅外

東
北東西
一

北米長
審一二保地

中南長
参一二

欧 長
審西口洋
一
西東
二

近ア長
審一二アア
一二

経 長
次総経途
参経漁国
一
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長
審国開無
審調技有理

条長
審条協規

国 長
審政経人
参軍社

科 審
科原

情調長
審情祈調
企安

総 番 号 R170322

月 25日

平成 4年 8月 25日

中 国 発

本 省 着

主 管

儀

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV (対外発表)

第3217号 大至急

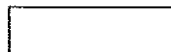
往電第3203号に関し、

25日午前9時44分（日本時間午前10時44分）、新華社電（英文）で本件御訪中決定につき、別FAX
X信の通り報じている。なお、内容は、先に中国側より通報のあつた通りのものとなつていところ、右念
のため。

本電のみホンコン、上海に転電した。（了）

大至急

FAX信



総番号 R170323

主管

月 25日

平成 4年 8月 25日

中国 発着
本省

儀

外務大臣殿

橋本大使

EEV (対外発表)

FAX信 大至急

(以下FAX送信 PK0997-01)

92年 8月25日 10:44

在中国大使馆A

PK0997JA-01/01

大使

松本公使

植田公使

政治部長

PK0997 1

付便第3217号

84 FAX 高

ZCZC L15035

QU EEEEE HKAREE

.AA WSD001

HKE-- JAPANESE EMPEROR TO VISIT CHINA IN OCTOBER

BEIJING, AUGUST 25 (XINHUA) -- THE EMPEROR OF JAPAN WILL PAY AN OFFICIAL VISIT TO CHINA IN OCTOBER.

A CHINESE FOREIGN MINISTRY SPOKESMAN ANNOUNCED HERE THIS MORNING THAT AT THE INVITATION OF PRESIDENT YANG SHANGKUN, THEIR MAJESTIES THE EMPEROR AND EMPRESS OF JAPAN WILL PAY AN OFFICIAL VISIT TO CHINA FROM OCTOBER 23 TO 28.

THE ITINERARY OF THE VISIT, THE SPOKESMAN ADDED, WILL BE DECIDED BY THE TWO GOVERNMENTS THROUGH CONSULTATION. ENDITEM
25/08/92 0144GMT

NNNN

(3)

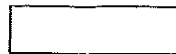
注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

限定配布

極秘

電信写



大 政事外外官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長
北経環査総官 外
大大ア察括房 研
使使大審審審 長

綴口対文会厚情研

察人電在傍警史オ

外報官 審報際内外

文長 審一二

移長 参政保対旅外

長 参北東西
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西ロ洋
西東

近ア 審一二アア
一二

経 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国長 審政経人
参軍社

科審 科原

情調長 審情折調
企安

総番号 R169503

月 24日

平成 4年 8月 24日

中 国 発

本 省 着

主 管
アジア局長

外務大臣殿

橋本大使

EEV (対外発表文等)

第3203号 極秘 大至急

(限定配布)

貴電ア長第2405号に関し、

24日午前10時、当館ヌマクとテイショウソン外交部アジア司日本処副処長との間でミヤザワ総理談話案と外交部スポークスマン談話案を相互に交換した。

また、先方は、本件中国側対外発表文案を手交越したところ、右対外発表文案及びスポークスマン談話案の日訳次の通り。なお、中文原こう別FAX信する。

1. 中国側対外発表文案

外交部スポークスマンは、本日ここに声明する：中華人民共和国主席ヨウショウコンの招請により、日本国てん皇・皇ごう両へい下は、10月23日より28日まで、わが国を正式に訪問される。訪問日程は、両国政府の協議により決定される。

2. 外交部スポークスマンの日本てん皇訪中問題に関する談話。

中華人民共和国主席ヨウショウコンの招請により、日本国てん皇・皇ごうは、10月23日より28日まで、わが国を正式に訪問される。

日本（国）てん皇・皇ごうの中日国交正常化20しゅう年に際しての訪中は、中日両国関係の大事であり、両国人民の間の伝統的友ぎを増進し、両国の善りん友好協力関係が平和共存五原則の基礎の上に長期安定的に発展して行くのを推進する上で、極めて重要な意義を有している。中日関係の更なる発展は、アジア及び世界の平和、安定ならびに発展にとって積極的な影響を生み出すであろう。われわれは、双方の共同努力の下、今次訪問が必ずや円満な成功をおさめることが出来るものと確信する。

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

3. 上記1. 及び2. におけるてん皇・皇ごう両へい下に係わる記述振りが異なる点についてテイ副処長の説明次の通り。

（1）対外発表文案については、中日双方で共同発表することとなっており、本件御訪中を内外に公表することとなるので、「てん皇・皇ごう両へい下」なる文言を用いた。

（2）他方、外交部スポークスマン談話については、広く中国人民に本件御訪中の意義を伝えるとの性格を有しており、「へい下」なる文言は用いていない。

4. なお、1986年のエリザベス女王訪中時の対外発表においては、「中華人民共和国主席リセンネンの招請により、大ブリテン・北アイルランド連合王国女王エリザベス二世へい下及びエジンバラ公しやくフィリップス親王殿下が本年10月12日より18日まで、わが国を正式に訪問される。」となっており、女王名を入れた上で「へい下」なる文言を用いている一方、外交部スポークスマン談話においては、単に「英国女王エリザベス二世」とのみ述べており、へい下なる文言はない。右念のため。

本電のみホンコン、上海に転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱いは等に関する照会調整班（内線3169）に連絡あり。

限定配布

極秘

電信写

内政外儀
大務修典房
次次
臣秘官官審審長長
北経環査機官 外
大大ア察結房 研
使使大審審審 長

綴口対文会厚情研
察人電在儀警史オ

外報官
審報際内外

文長
審一二

長
参政保对旅外

長
審地中東
参北東西

北米長
審一二保地

中南長
参一二

欧長
審西口洋
西東

長
審一二アア
二二

ア長
次総経途

経長
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長
審政国開無
審調技有理

条長
審条協規

国長
審政経人
参軍社

科審
科原

情調長
審情折調
企安

総番号 R168680

月 21日

平成 4年 8月 21日

中 国 発

本 省 着

儀 典 長

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV（対外発表文等）

第3187号 極秘 大至急

（限定配布）

往電第3163号に関し、

21日午後、当館ヌマタよりテイショウリン外交部アジア司日本処副処長が午前中から不在のため同処チョウジュンボク副処長に連絡を取り、中国側対外発表文の早期手交方強く要請したところ、チョウ副処長の語れるところ次の通り。

1. テイ副処長が何様に回答しているのか承知しないが、中国側対外発表文案は未だ外交部長決済を了しておらず、本21日中に日本側に手交することは困難である。因みに、外交部長は未だ上海より帰京しておらず、帰京は週末となる見込みである。現在外交部、特にアジア局は、他の重要問題をかかえており、この点も御理解願いたい（注：韓中正常化問題を示さしたものと思われる）。何れにせよ、本件は中国側にとつても極めて重要な案件であるので、部長決裁を得ない限り日本側に手交することは出来ない点、御理解いただきたい。

2. （当方より、部長決裁が終わるまで確認出来ないと言われるのは分かるが、当方も閣議請議の手続きを始めなければならないという切ばつまつた状況にあるので、現在決裁中の原案なりとも教えて欲しい旨申し入れたところ、）記述は前例に慣い簡けつなものとなろう。しかし、現在決裁中のものについてお知らせすることは差しひかえたく、24日中には日本側に手交できるものと思つている。

3. （当方より、更に、25日の日中同時発表という点については、中国側も同意していると考えて良いか、と迫つたところ、）日本側は閣議後発表ということであり、同時発表となれば中国側には日本側のタイムスケジュールに従うとのオプションしかなくなる訳で、右については、未だ中国側として明確に同意する旨申

外 務 省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

上げたことはないと承知している。ただし、何れにせよ、日本側が25日に対外発表するという事なので、同日中に中国側としても対外発表し得るよう最大限の努力をしているところである。

4. （当方より、当方の手続き上、最早時間も余り無いところ、中国側発表文の具体的表現振りは24日にお知らせいただくのも致し方ないとして、その内容については、先にテイ副処長より概略お知らせいただいたものと基本的に同一であると理解していると前置きの上、（1）招待の主体は中華人民共和国主席であること、（2）御訪中の期間は何日から何日までと公表されること、（3）地方の訪問先2か所については、発表文に記載されるか否かは別として、実質上公表されること、また、わが方が応答要領でこれを明らかにすることについて、中国側として問題はないこと、の3点につき確認を求めたところ）大筋において問題はないと考える。ただ外交部長の最終決裁が得られていないのが、自分（チョウ）のくるしいところである。

上海に転電した。（了）

F.P.C. Press Release No. 0***-17
F.P.C. Translation of
Foreign Ministry Release

August 25, 1992
Foreign Press Center
Japan (MPL)

Visit to China by Their Majesties the Emperor and
Empress of Japan

The President of the People's Republic of China has extended an invitation to Their Majesties the Emperor and Empress of Japan to pay a visit to China.

In view of the friendly relations traditionally existing between Japan and China, the Government of Japan advised Their Majesties the Emperor and Empress to pay an official visit to China in the autumn of this year, and Their Majesties have accepted the invitation. The itinerary of the visit will be finalized after consultations with the Government of the People's Republic of China. It is expected that the trip will be from October 23 to 28.

Today, the Ministry of Foreign Affairs established a preparatory committee within that Ministry, headed by the Vice-Minister for Foreign Affairs.

(END)

②

午後8時以降受付往電案

極 秘
無 期 限
部の内
号

※総第 086709号002公館宛
平成 4 年 8 月 21 日
※平成 20年 29月 21日 秒受付

限定配布

電 信 案

電信課長 大 臣 秘書官 政 務 次 官 事 務 次 官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 儀 典 長 儀 典 官 儀 典 官 調 整 官 首席事務官 事 務 官	※発電係 1 2 起 案 平成 4 年 8 月 21 日 起案者 電話番号 丸山 243/
	協議先 中国課長 カ	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

代

(八〇号)

在 中国	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件 名 F E U (対外 発表 振り)		
主管・文書記号 儀典長	※電番 第2424号	大至急 至急 普通 第(優先処理)
パターン・コード 限定配布		
転電 転送 在 上海	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転報 在 在 在	大使・総領事 あて	
(限定配布) 貴電が 3162号に内付		
※ 08670926 優先 TYUUGOKU 等002 漢 自暗		

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

下肉

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

上海12 輕便 12。

(3)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会には検閲班（内線2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会には調整班（内線3169）に連絡ありたい。

機密配布

極秘

電信写

--	--	--

大 政事外外儀官	大務務典房
臣秘官官審審長	長
北経環査総官	外研長
大大ア察居房	
使使大審審審	
総口対文会厚情研	
察人電在儀警史オ	
外報官	審報際内外
文長	審一二
参長	参政保対旅外
長	審地中東 参北東西
北米長	審一二保地
中南長	参一二
欧長	審西口洋 西東
ア長	審一二アア 一二
経長	次総経途 参経漁国 経エ国 安ネ二
	参海 審準
経協長	審政国開無 審調技有理
条長	審条協規
国長	審政経人 参軍社
科審	科原
情調長	審情析調 企安

総 番 号 R167696

月 20日

平成 4年 8月 20日

主 管
中 国 発 儀 典 長
本 省 着

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV (対外発表文等)

第3162号 極秘 大至急

(限定配布)

往電第3097号に関し、

20日、当館ヌマタ、セグチが外交部アジア司日本処ティ・ショウリン副処長を訪問し、対外発表振り等について意見交換したところ、次の通り。

1. 当方より、先般来中国側と調整してきた本件対外発表文については、未だ日本側国内における最終決裁が得られていないが、と前置きして、別電のわが方発表文案を先方に手交した上で、中国側の対外発表文を手交願いたき旨申し入れた。これに対し先方は、日本側発表文案に異存はなきこと、中国側発表文については、現在部長決裁中であり、本日手交できないが、明日にも手交可能と回答越した。なお、決裁中という中国側発表文案は概ね以下の通りとの由。

「ヨウ・ショウコン中華人民共和国主席の招請により、日本国てん皇皇ごう両へい下が、本年10月23日から28日まで、中華人民共和国を正式に訪問される。なお、詳細日程等については、今後日中両国政府間で協議の上、決定することとなる。」

2. 先方より上記対外発表に伴う、外交部スポークスマンの談話を発表する予定であるが、右談話については、日本側総理談話が確定次第、遅くとも、24日に相互に交換することとしたい旨述べるところがあつた。なお、外交部スポークスマンによる定例記者会見は、7、8月は夏休みということもあり行つておらず、同スポークマン談話は、25日対外発表後に行われる由。

3. 当方より、本件対外発表後に予定されている記者会見における対外応答要領については、作成出来次第、中国側に手交する旨申し上げていたが、応答要領は主として日程に関するものとなる見込みで、特別なもの

外 務 省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

を用意する予定はないので、中国側への手交はとくに考えていない点、御了解願いたい。ただし、わが国においては、本件御訪中に対する国民の関心も極めて高く、中国国内において訪問する地方都市について、何らかの形で言及せざるを得ない状況である。ついては、同記者会見において、訪問先のこう補地として西安、上海の地名には触れざるを得ない点、御了解願いたき旨申し入れた。これに対し、先方は、応答要領を手交されないとの点は了解した。また、日本側が地方訪問先のこう補地として西安、上海等に触れられるということであれば、中国側としても、同様に記者会見等の場において、地方訪問先のこう補地として西安、上海等に触れることとしたい旨回答。

別電と共に上海に転電した。（了）

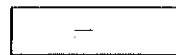
注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会・検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会・調整班（内線3169）に連絡ありたい。

既定配布

極秘

電信写



大 政事外外
大 務務 典房
臣 秘官官 審審長長

北 経環査
大 大 大 官
使 使 使 房
大 大 大 外
審 審 審 研
審 審 審 長

緑口対文会厚情研

察人電在儀歴史オ

報 官 審 審 内外

文 長 審 一二

長 参政保対旅外

長 参北東西

北 米 長 審 一二保地

中 南 長 参 一二

欧 長 審 西口洋
西東

ア 長 審 一二アア
一二

長 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

長 参海 審準

経 協 長 審 政 国 開 無
審 調 技 有 理

条 長 審 条 協 規

国 長 審 政 経 人
参 軍 社

科 審 科 原

情 調 長 審 情 析 調
企 安

総 番 号 R167697

主 管

月 20日

中 国 発

平成 4年 8月 20日

本 省 着

儀 典 長

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV (対外発表文等)

第3163号 極秘 大至急

(限定配布)

往電第3162号別電

対外発表文 (8月25日)

「中華人民共和国主席から、てん皇皇ごう両へい下に対し同国を御訪問になるよう招請があつた。

ついては、わが国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両へい下に同国を公式に御訪問願うことと致したい。両へい下には前記招待をお受けになつた。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から10月28日までの予定である。」(了)

回覽番号

GB-3

[illegible]

(三八〇字)

わが方の考え方・対応は次のとおり ~~につき~~

1. 冒頭貴電1.(2)の訪問先について、基本
とに~~中国側の対応に合わせることをとする。~~

と同様である。ポレスの圆心が高いこと
~~如く、~~
~~何等かの形で言及せざるを得ないこと~~
~~も規定される。~~
~~（必要領として）~~
~~上海も検討されている程度~~
~~の說明は不可避で~~
~~なはずである。~~
~~中国側に残るが事~~
~~説明のやり取りは、~~
~~程度の説明はすることといたし取らぬ。~~

2. 23日から28日までを明記することについて

ては、まず中国側が最終的に对外発表として
明記するの可否を確認したい。^{当然には}中国側が明
記することを前提に~~当方母~~国内関係先とゆか
方協議決定に¹⁷⁴²明記すること^{10.5}に協議中。
3. さらに、招待の主体が中華人民共和国主
席である点についても当方としては早急に最
終確認を必要としている。
上海に転電した。(了)

注意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会には検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会には調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

限定配布

大政務次官
典房
臣秘書官
審審長
北経環査総官
大大ア察居房
使使大審審審
外研長

総口対文会厚情研

察人電在儀警史オ

外報官 参報際内外

文長 審一二

長 参政保対旅外

長 審地中東
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧長 密西口洋
西東

ア長 審一二アア
一二

長 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国長 審政経人
参軍社

科審 科原

情調長 審情析調
企安

総番号 R165869

月 18日

平成 4年 8月 18日

中国 発
本省 着 儀典長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇へい下の御訪中

第3122号 極秘 大至急

(限定配布)

往電第3097号に関し、

1. 18日午前、当館ヌマタがテイ・ショウリン外交部アジア司日本処副処長に対し、先に中国側に提示した本件対外発表文について、日本側は「中華人民共和国政府」を「中華人民共和国主席」と改めることに同意する旨、また、外交部れい賓司から本御訪中日程を10月23日からとすることで同意を得たことから、空白となっていた御訪問時期を「10月23日」と明記することとした旨申し入れ、これまでの中国側の検討状況及び中国側の対外発表文内容につき現状如何と問い合わせたところ、テイ副処長の述べたところ次の通り。

(1) 日本側対外発表文が中国側の意見を受け入れて「中華人民共和国主席」となつたので、外交部アジア司としては特に問題はなくなつたが、まだ部長レベルの最終決裁を得ていないので、正式回答については今暫く時間を欲しい。

(2) 中国側対外発表文は、未だ最終決裁を得ていないが、「ヨウ・ショウコン」という具体名を入れることとしている他、日程についても10月23日から10月28日までと明記する予定である。ただし、地方訪問先については一切触れず、「今後中日両政府間で協議の上決めることとなる」旨の発表に止める予定である。従つて、本対外発表後の日本側記者会見等においても、地方訪問先については今後両政府間で協議の上決めることとなるとのラインに止めて欲しい。

(3) (当方より、双方の最終的対外発表文については、出来るだけ20日午後までには固めることとして了解願いたき旨申し入れたのに対し) 最善をつくす。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

2. 上記1. (2) の通り、中国側としては日程を10月23日から28日までと明らかにすることを考えている模様のところ、わが方としてこれに異存ないか、また、異存なき場合、わが方発表文で「28日」に触れることは出来ないか、少なくとも「約5日間」を「6日間」とするべきではないか等御検討の上、おり返し回電願いたい。

上海に転電した。(了)

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

限定配布

総番号 R164844

月 15日

平成 4年 8月 15日

中国 発着
本省

主管

アジア局長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇へい下の御訪中

第3098号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

15日、他用にて往訪せるマキタより、外交部アジア局武参事官に対し、13日北京発時事電（件名：ミヤザワ首相の決断を正式に伝達）に言及し、このようなニュースが「中国の極めて信頼すべき筋」をソースとして報道されるのは由々しいことであり、情報管理に重ねて注意願いたい旨申し入れた。

右に対し先方は、ハシモト大使とセン外交部長の会見（11日、往電第3025号）については、外交部内の一部限られた少数の者と党政府のトップレベルのみが知っていることであり、ろうえいすることは考えられないが、いずれにしろ部内で改めて注意喚起することとしたい旨述べた。

わが方からは、更に、てん皇へい下御訪中に対するプレスへの関心は極めて高く、特に時事通信は積極的に情報をさがし回っているので注意する必要がある旨念を押しておいた。（了）

大政官	外務省
大務次	典房
臣秘書官	審審長
北経環査官	外研長
大大ア察括房	
使使大審審審	
総口対文会厚情研	
察人電在備警史オ	
外報官	参報際内外
文長	審一二
領	参政保対旅外
ア	審地中東
長	参北東西
北米長	審一二保地
中南長	参一二
欧	審西口洋
長	西東
丁長	審一二アア
次総経途	
参経漁国	
長	経エ国
	安ネ二
参海	審準
経協長	審政国開無
	審調技有理
条長	審条協規
国	審政経人
長	参軍社
科密	科原
情調長	審情析調
	企安

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会等は検閲班（内線 2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会等は調整班（内線 3169）に連絡ありたい。

限定配布

極秘

電信写



大政事外外機
大務務典房
臣秘官官審審長長

北経環査総官 外研
大大了察括房 長
使使大審審審

綴口対文会厚情研

察人電在儀警史オ

外報官 参報際内外

文長 審一二

長 参政保対旅外

審地中東
参北東西
長 一

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧長 審西口洋
西東
一

ア長 審一二アア
一二

経長 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国長 審政経人
参軍社

科審 料原

情調長 審情析調
企安

総番号 R164842

月 15日

平成 4年 8月 15日

中国 発

本省 着

主管

儀典長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇へい下の御訪中（閣議決定）

第3097号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電き典長第2317号に関し、

15日、マキタが外交部アジア局武大イ参事官を往訪し、冒頭貴電1. のわが方対外発表文案を手交の上協議したところ、次の通り（先方ゴ・コウコウ同席）。

1. わが方より、わが方発表文の表現振りはわが方慣例によるものであるので変更することは出来ないが、発表内容については日中間で一致させておくことが必要である旨述べたところ、先方はこれを了解し、先方発表文の案文を後日手交する旨述べた。

2. 先方より招待の主休について、外国元首を国事訪問（STATE VISIT）に招待する時の招待主は国家主席であり、慣例上国家主席の名前を明記することとなつていゝとして、わが方案文の「中華人民共和国政府から」に難しよく示した。

わが方より、これまでの国内における説明振り等にかんがみ、原案維持を主張したが、先方はこの部分の表現によつてかん迎式典その他接遇振りが変わる（国家主席の招待であることによつて国事訪問と位置づけられる）等るる事情を説明して、依然立場を変えなかつた。

よつてわが方より、わが方発表文では当該部分を「中華人民共和国主席から」とする、先方発表文では慣例に従い「中華人民共和国主席・ヨウ・ショウコンが招待うんぬん」とすることを提案し、アドレフで合意した。

3. 御日程については、先に10月23日から28日までとすることをれい賓司に提案済みのところ、先方（武参事官）は側面情報として、右提案は受だく可能であろう旨述べた。ただし、正式にはれい賓司の回答

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

を待つ必要があるので、17日にもとく促す所存。

右の日程で合意されれば、発表文に「10月23日」と書き込むことで一致した。概その日数を示すとの表現振りについても異論はない模様。

4. 応答要領は未接到のところ、わが方より接到次第先方に手交する旨述べると共に、わが方としては、応答の中で、西安、上海を訪問地とすることを明らかにすることになろう旨述べたところ、先方は、先方発表文の中では当初からその点を明記することにしたい旨述べ、わが方これを了承した。

5. 総理談話について、わが方より参考として事前に手交する旨伝えた。先方は、27日の外交部定例記者会見において、御訪問の意義等につき質問に答えることとなろう旨、またそのために発言・応答要領を作成する場合には、事前にわが方に手交する旨述べた。何れにしる、意義等について、双方の認識がむじゅんすることのないようにすべきであるとの点で意見が一致した。

6. 以上のやりとりをふまえ、先方は部内で検討の上、来週出来るだけ早く検討結果をわが方に伝達する旨約した。

上海に転電した。（了）

極秘

大 政事外外儀官
大 務務 典房
次次
臣秘官官審審長長
北経環査総官 外
大大ア察括房 研
使使大審審密 長
総口対文会厚情研

総 番 号 R163265
月 13日
平成 4年 8月 13日
外 務 大 臣 殿



中 国 発
本 省 着
橋 本 大 使

主 管
儀典長
アジテ局長

外報官	参報際内外
文長	審一二
長	参政保対旅外
長	審地中東 参北東西
北米長	審一二保地
中南長	参一二
欧	審西ロ洋 西東
長	審一二アア 一二
経	次総経途 参経漁国 経エ国 安ネ二
長	参海 審準
経協長	審政国開無 審調技有理
条長	審条協規
国	審政経入
長	参軍社
科密	科原
情調長	審情析調 企安

てん皇へい下の御訪中

第3059号 極秘 大至急
(限定配布)

往電第3001号に関し、

13日、外交部武大イ参事官はマキタに対し、次の通り内話越した。

1. 日本側としては、てん皇へい下御訪中の閣議決定後直ちに先遣隊を派遣したいとの御考えかも知れないが、中国側としても地方との連絡その他事前の所要準備があるので、(日本側のお気持ちは理解出来るも、)例えば「今月末」はちよつと早過ぎるとの感じている。

2. てん皇へい下御訪中の共同発表の時期、内容等については、中国側の手続きもあるので、出来るだけ前広に協議するようお願いする。(了)

(対外応答要領)

92年9月17日

訪中準

(問) 17日付け読売新聞第1面は、天皇皇后両陛下の御訪中¹⁰³つき詳細日程が固まった旨報道しているところ、事実関係如何。

(答) 天皇皇后両陛下の中国御訪問の日程については、現在、中国側と鋭意協議中であり、日程は未だ固まっていない。

(更問) 関係省庁の先遣隊が9日～16日に訪中し、中国側と御日程を詰めたのではないか。

(答) 中国側との協議を含め各種準備作業を行ったが、日程が固まったとの事実はない。

(更問) 御日程についてはいつ頃発表されるのか。

(答) 今後、中国政府と協議の上、決めることとなるが、時期については未定。

農村視察、学生と懇談

天皇訪中の日程固まる

天皇、皇后両陛下の中国

訪問の詳細日程が十六日ま
でに固まった。北京と上海
で二度、学生や文化人、学
者と懇談されるなど、昨年
の東南アジア諸国連合（A
SEAN）訪問と同様、民

間人との交流が重視されて
いる。さる九日から現地で
中国側と協議していた宮内

庁など関係省庁の先遣隊が

十六日夜帰国、中国側と語
めた日程を持ち帰った。国
内での調整を経たのち今月
中に閣議に報告され、最終
決定する。

それによると、十月二十
三日は午前羽田をたち、
午後北京入り。天安門広場
での歓迎行事に臨んだ後、

三日目は故宮博物館見学
をすませて午後には古都、
西安に移動。翌二十六日は
陝西省歴史博物館などで中
国の古い歴史にふれられ
る。二十七日からは上海に
移り、大学生や文化人など
と懇談、最終日には近郊の
農村も視察される。在留邦
人との懇談があった後、午
後上海から帰国される。

92.8.26

訪中準

(問) 先遣隊の派遣時期、レベルはどのようなものになるのか。

(答) 日中双方とも御訪中の所要の準備を取り進めており、先遣隊についても派遣時期について中国側と調整中であり、9月のできる限り早い時期に派遣したいと考えている。

先遣隊のメンバーについては、外務省、警察庁、宮内庁を予定しているが、そのレベルは未定である。

(更問. 第2次先遣隊の時期及びレベルについて問われる場合。)

(答) 第2次先遣隊の派遣も予定しているが、時期及びレベルは未定である。

省 内 配 布 表

平成2年6月8日現在

主 管 課	儀	担 当 官		扱 者	カ79
資 料 名	天皇・皇后両陛下の中国御訪問(記者会見用機問機答)				
作成年月日	H.4.8.18	作成部数	18	配布年月日・総部数	8/19 19 18

	配布先	部数	受領印		配布先	部数	受領印		配布先	部数	受領印
大 臣 官 房	大 臣	2	2	大 臣 官 房	文			領 事 移 住 部	領移長		
	政 次				外史				審・参		
	事 次	1			図				政		
	外 密	1			注(1)官情	1			保		
	外 密	①			電	①			対		
	官 長	1		外 務 報 道 官	会	①		ア ジ ア 局	外		
	博代表				厚				旅		
	大 使				在	①			亜 長	1	
	大使北				在警				審・参	1	
	参 与				報道官	1			審・参	①	
	査察審			文 化 交 流 部	広報参			北 米 局	政	①	
	審・参	1			報	1			北	1	
	総	1			際	1			東 1		
	察				内				東 2		
	対				外				西		
	儀 長	1			文交長	①			北米長		
	儀	1			審				審・参		
	儀				文 1				北 1		
	人	①			文 2						

- 注 (1) 省内配布の調書、資料類は必ず一部を情報管理室へ配布すること。
 (2) 大阪分室へ送付するもので、極秘、秘、取扱注意の表示のある資料等は連絡信の付属として、文書課管理班へ持参すること。
 (3) 成田分室へ配布するもの(平のみ)はあて先を明記の上官総ボックスへ配布のこと。
 (4) 配布先欄の審・参については該当箇所に○印を付けること。

ソヒ 1 外政審議室長 1
 カヒ 1
 7ヒ 2

	配布先	部数	受領印		配布先	部数	受領印		配布先	部数	受領印
北 米 局	北 2			経 済 局	経 2			国 際 連 合 局	国 長		
	保				漁				審・参		
	地				エネ				審・参		
中 南 米 局	中南長				途				政		
	審・参				国 1				軍		
	中南 1				国 2				経		
欧 亜 局	中南 2			経 済 協 力 局	花博			情 報 調 査 局	環		
	欧 長				海副長				社		
	審・参				海				人		
中 近 東 ア フリ カ 局	西 1				経協長	①			科技審		
	西 2				審・参				科		
	ソ				審・参				原		
経 済 局	東 洋			条 約 局	政			研 修 所	情調長		
	近ア長				調				審・参		
	審・参				評				審・参		
経 済 局	近 1				国				情		
	近 2				技				企		
	ア 1				開				安		
経 済 局	ア 2			条 約 局	有償			大 阪 分 室 成 分 室	析		
	経 長				無償				調		
	次				条 長				研 修 長		
経 済 局	審・参				審・参						
	審・参				条						
	総				協						
経 済 局	経 1			条 約 局	規			大 阪 分 室 成 分 室			
	経安										
経 済 局											

天皇・皇后両陛下の中国御訪問
(記者会見用擬問擬答)

平成4年8月
外 務 省

1. 中国から元首は訪日しているか。(まず、中国側から訪日すべきで、陛下の御訪問は答礼として考えるべきとの考え方を念頭においたもの)

(更問) 今回の御訪問は答礼との趣旨があるのか。

2. 天皇陛下は対外的に元首であるか。

(更問) 中国側は陛下を元首として受入れるか。

3. 今次の中国御訪問の目的・意義如何。

4. 憲法第4条第1項との関係で御訪問は陛下の如何なる行為に当るのか。

5. 天皇陛下を政治的に利用することにならないか。

6. 過去の歴史との問題はどうか位置付けられるのか。

(更問) 天皇陛下は中国に謝罪されるのか。

7. 賠償問題や従軍慰安婦問題は出ないのか。

(更問) 従軍慰安婦、民間賠償、靖国、PKO批判、尖閣諸島問題など日中両国間には真に安定した友好関係が築かれているとは言い難く、このような時期に天皇陛下に御訪問頂くのは適当でないのではないか。

8. 人権抑圧を行なっている中国を天皇陛下が御訪問になることは、他の自由諸国との友好関係を損なうことになるのではないか。

9. 現在の中国の国内情勢は不安定であり、このような国を現在両陛下が御訪問されることは不適當ではないか。

10. 総理は「国民の祝福の中で御訪中頂くことが望ましい」と語っているが、そのような状況であると認識しているのか。

11. 御日程はいつごろ固まるか。

12. 首席随員は誰になるのか。

13. 韓国との関係で訪中を先にすることにつき問題はないか。

(更問) 欧米諸国との関係で問題はないのか。

(更問) 御訪問先がアジアに偏っているのではないか。

問 1. 中国から元首は訪日しているか。

(答)

1. 昭和五十五年に華国鋒國務院総理兼共産党主席（当時）がはじめて
国賓として訪日している。
2. 当時の中国において元首の定義は必ずしも明確ではなかったが、政
府及び党の長として国内において第一位の地位であったことに鑑み、
国賓として招請したものである。

(注 1) 昭和 55 年当時の中国は国家主席をおかず、憲法上も特に元首
についての規定はなかった。なお、現行憲法（昭和 57 年改正）
では、第 3 章第 2 節（第 79 条～84 条）において国家主席につ
いて述べられており、「中華人民共和国を代表し、外国の使節を
接受し、全国人民代表大会の常務委員会の決定に基づいて外国駐
節の全権代表を派遣或いは召還し、外国と締結した条約と重要な
協定を批准或いは廃棄する」（第 81 条）と規定されている。

(注2) 中国要人の訪日歴

華国鋒総理	(1980年5～6月)	(国賓)
趙紫陽総理	(1982年5～6月)	(公賓)
胡耀邦総書記	(1983年11月)	(公賓)
彭真全人代委員長	(1985年4月)	(国会の賓客)
李鵬総理夫妻	(1989年4月)	(公賓)
江沢民総書記	(1992年4月)	(公賓)
万里全人代委員長	(1992年5～6月)	(国会の賓客)

(更問) 今回の御訪問は答礼との趣旨があるのか。

(答)

1. 今回の訪問は中国側より再三にわたり国交正常化20周年の本年に御訪中頂きたいとの招請が行われたことを受けて行われるものであり、二国間の友好親善関係の増進を図ることを目的としている。
2. 中国よりは既に国賓として訪日していることに鑑みれば、答礼との位置づけも可能であると考えられるが、今次御訪問は前述の如く幅広い観点より二国間の友好親善関係の増進を図るもの。

問 2 . 天皇は対外的に元首であるか。

(答)

一般論として、天皇が元首であるかどうかは元首の定義如何による。昔のように内治、外交の全てを通じて国を代表し、行政権を掌握している存在として元首を定義するならば、日本国憲法のもとでは、天皇は元首であるとはいえない。しかし、天皇は、現在の憲法のもとにおいて、国の象徴とされており、ごく一部ではあるが、外交関係において国を代表する面を持っているのでそのような面を有するものを元首と定義するならば、天皇は元首であるということができる。

(更問) 中国側は陛下を元首として受け入れるか。

(答)

天皇陛下が御訪問される際、外国が如何なる接遇をするかは訪問先の国がその国の基準なり、方針なりに従って決めるべきことであるが、受入れ国も日本国の象徴であられる天皇の基本的な御地位については十分理解していると考えられるので、かかる象徴たる地位にあられる天皇として相応しい接遇がなされることになろうと思われる。

問 3 . 今次の中国御訪問の目的・意義如何。

(答)

- 1 . 中国側より再三にわたり外交儀礼にかなった招請あり。これに対し誠意をもって対処することが必要。

(注) 中国側は、(1) 御訪中は日中両国の国民間の友情を深めるためのものであり、大歓迎すること、(2) 日本側を困らせることは決してしないこと、を明確にしている。

- 2 . 本年は国交正常化 20 周年という重要な節目でもあり、天皇・皇后両陛下の御訪中は、友好親善訪問という本来の目的に適うもの。

- 3 . アジア諸国は我が国のアジアに対する基本姿勢を強い関心を持って見守っている。昨年のもう陛下の東南アジア諸国御訪問に続く本年の中国御訪問は、このようなアジア諸国によって歓迎され、また評価されよう。

- 4 . 広範な中国国民は、もう陛下の御訪中によって、平和国家日本の姿のみならず、新憲法下の我が国の皇室像を深く理解することとなろう。更に、もう陛下の誠実かつ暖かいお人柄は、必ずや中国の人々に強い感動をもたらすものとなろう。

問 4. 憲法第 4 条第 1 項との関係で御訪問は天皇陛下のいかなる行為に当たるのか。

(答)

1. 国事行為は、憲法上限定列举されており、天皇の外国御訪問は、国事行為に当たらない。

2. 天皇陛下が国際親善のために外国を御訪問される行為は、天皇の象徴としてのお立場に基づいて行われるものであり、天皇の公的行為に当たると考える。

(参考)

天皇の公的行為とは、憲法の定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるものをいう。

天皇の公的行為については憲法上の明文の規定はないが、象徴たる地位にある天皇の行為として当然に認められるというのが従来からの政府の立場である。

なお、天皇の公的行為がいやしくも国政に影響を及ぼすものであってはならないことはいうまでもない。

問5．天皇陛下を政治的に利用することにならないか。

(答)

天皇陛下の今次御訪問は、国際親善のための御訪問であり、親善の効果があがるよう政府として配慮することは当然である。また、政治に関与されないという天皇の御立場に鑑みれば、今回の御訪問が政治的なものにならぬよう政府においても十分配慮する所存であり、いわんや政府が天皇陛下の御訪問を政治的に利用することはありません。

(ちなみに、中国側は、天皇陛下の御訪中は将来にわたる日中両国の国民間の友情を深めるためのものであり、政治利用することなど毛頭考えていないことを明らかにしている。)

問 6 . 過去の歴史との問題はどうか位置付けられるのか。

(答)

国交正常化 20 周年を迎え両国の平和友好関係を更に発展させていこうとしている中であって、陛下の御訪中は、両国間の友好親善関係を深めるために行なわれるものである。

(更問) 天皇陛下は中国に謝罪されるのか。

(答)

陛下は「謝罪」のために訪中されるのではなく、両国間の友好親善関係の増進を図るためにおいでになる。この点は、中国側も繰り返し同様の認識を明らかにしている。

問 7. 賠償問題や従軍慰安婦問題は出ないのか。

(答)

陛下は、両国間の友好親善関係を深めるため訪問されるものであり、賠償問題や従軍慰安婦問題が議論されることはあり得ない（中国側は、日本側を困らせることは決してしないことを明確にしている）。

(更問) 従軍慰安婦、民間賠償、靖国、PKO批判、尖閣諸島問題など日中両国間には真に安定した友好関係が築かれているとは言い難く、このような時期に天皇陛下に御訪問頂くのは適当ではないのではないかと。

(答)

1. 関係の深い二国間にあつて懸案があるのはむしろ自然。
2. 要は、困難を乗り越え種々の努力を継続することであり、日中両国は「過去」の不幸な歴史に由来する種々の困難を含めこれ乗り越える共同努力を行ってきた。
3. 天皇陛下の御訪中は必ずや両国間の友好親善関係を更に増進させるものとなろう。

問 8. 人権抑圧を行っている中国を天皇陛下が御訪問になることは、他の自由諸国との友好関係を損なうことになるのではないか。

(答)

我が国は天安門事件に対する国際批判と同一歩調を取りつつも、中国を完全な国際孤立に陥れないために努力。中国は今や市場経済を指向する政策へと大転換を遂げつつあり、これは我が国の努力が実を結んだ結果。このような状況下で、両陛下が日中国交正常化20周年を祝って訪中されても、国際社会に波風が立つことはない。

(更に追及ある場合)

(答)

1. 中国の人権問題については、我が国は西側各国（特にG7）と共通の認識に立って、高いレベルで関心を表明してきている。中国側もこれを受け国際世論に歩み寄りを示しつつある。
2. 他方、中国における人権問題の解決の必要性和天皇陛下の御訪中とは同次元の問題に非ず。天皇陛下の御訪中は純粋に友好親善の観点からなされるもの。中国の人権問題へのアプローチは政治のレベルでなされるべきもの。

問9. 現在の中国の国内情勢は不安定であり、このような国を現在両陛下が御訪問されることは不適當ではないか。

(答)

中国側は国を挙げて陛下の御訪中を歓迎しており、中国の内政に陛下の御訪中を関連付けようとの意図はないと承知。

(注) 中国の国内情勢は安定。俗に言われる「改革」派と「保守」派の対立というのは改革・開放のテンポを巡っての政策面での意見対立が中心。また、かかる政策面での対立も、改革・開放の一層の推進に収斂しつつある。

問10. 総理は「国民の祝福の中で御訪中頂くことが望ましい」と語っているが、そのような状況であると認識しているのか。

(答)

1. 陛下の外国御訪問が国民の祝福を受けて行われるのが望ましいことは、訪問先が中国でなくとも当然のこと。
2. 今次御訪中についても中国側は政府・国民を挙げて歓迎する旨述べており、また、我が国国内の各種世論調査や各紙社説も概ね陛下の御訪中に賛成であると承知している。

問11. 御日程はいつごろ固まるのか。

(答)

今次訪問の御日程については、今後、中国政府と協議の上決めることとなるが、決定の時期については未定。

問12. 首席随員は誰になるのか。

(答)

両陛下の外国御訪問の首席随員については、今後政府部内で検討していくことになる。

(参考)

昭和天皇・皇后両陛下の訪欧・訪米の際の首席随員

訪欧（昭. 46）福田外務大臣（当時）

訪米（昭. 50）福田^副総理兼経企庁長官（当時）

今上天皇・皇后両陛下のASEAN訪問の際の首席随員

訪ASEAN（平成3）倉成正衆院議員（元外相）

問13. 韓国との関係で訪中を先にすることにつき問題はないのか。

(答)

中国と並んで、韓国御訪問も避けて通れない課題であるが、本年は韓国大統領選挙の年でもあり、御訪問の機が熟していない。

(更問) 欧米諸国との関係で問題はないのか。

(答)

ない。(いかなる形であれ欧米諸国の政府から天皇陛下の中国御訪問について懸念めいた話がよせられたことはない。)

(更問) 御訪問先がアジアに偏っているのではないか。

(答)

種々の事情により、偶々アジア諸国への御訪問が昨年及び本年と続くこととなったが、右をもってアジアに偏っているとの見方は当たらない。

(了)

~~問~~Ⅳ. 中華人民共和国主席からの招請となった経緯如何（天皇陛下、皇后陛下に対する招請は中華人民共和国政府からのものではなかったのか）。

（答）

1. 両陛下に対してはこれまで中国政府より累次の招請がなされてきており、今般国を代表する国家主席より招請があったのは、形式を整える上で必要なものであったと理解。
2. 中国においては、特に、最高の接遇を行なう招請については、国家主席よりの招請という形式によるものと承知している。

部数指示		発信通数	執務用	計
主信(写共)		/	/	2
付	(有)	備考		
属	無			

秘
無期限
内成澤
取付注意

発送処理日	平成4年8月25日
発信	校査 あ

文書課長 儀 公信案 (在外公館あて専用)

公信番号	儀 第 81 号	公信日付	平成 年 月 日 平成4年8月21日
大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 首席事務官	起案	平成4年8月19日 起案者 電話番号 片山 2425
協議先 中国課長 首席事務官 総務班			
受信者 在上海総領事	発信者 外務大臣		
写送付先	(希望発送日) 月 日		
件名 EEY (記者会見用擬問擬答)			

GA-11

外務省

回覧番号



儀 第 8/ 号

平成4年8月21日

在 上 海 総 領 事 殿

外 務 大 臣

件名

EEV(記者会見用 擬問 擬答)

引用公・電信

日付・番号

取り敢えずの記者会見用 擬問 擬答 を送付する。

尚、閣議決定を了するまで右取り扱いに留意あり

たい。

(3)

文書課記入欄

付属添付 ☒

付属空便(行) ☐

付属空便(DP) ☐

②

午後8時以降受付往電案

秘
無 期 限

※総第 086708号002公館宛

平成 4年 8月 21日
20時 14分 22秒受付

電 信 案

電信課長 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 首席事務官	※発電係 1 起案 平成 4年 8月 21日 起案者 電話番号 片山 4152
	協議先	
	中国課長 首席事務官 総務班長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 EEV(応答要領追加分)			
主管・文書記号 儀	※電番 第2423号	大至急 普通 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 上海 転報	※転電番号 第448号	大至急 普通 (優先処理)	
往電儀第2382号に关し、			
※			
08670813 優先 TYUUGOKU 等002 漢			
GB-1 外務省			回覧番号

(※印欄内は電信課記入)
(昭和六三・六・三十改正)

応答要領追加分次の通り。尚、閣議決定まで
右取り扱いに留意ありたい。



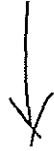
問1. 御出発日が10月23日、御帰国日が28日となった経緯如何。



(答) 今次御訪中の日程は日中双方の都合を勘案して、双方の協議により決定されたものである。(今次中国側との協議が整うまで特定の日時が決定されていたということは全くない)



問2. 中華人民共和国主席からの招請となった経緯如何（天皇陛下、皇后陛下に対する招請は中華人民共和国政府からのものではなかったのか）。



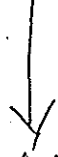
（答）

1. 両陛下に対してはこれまで中国政府より累次の招請がなされてきており、今般国を代表する国家主席より招請があったのは、形式を整える上で必要なものであったと理解。

2. 中国においては、特に、最高の接遇を行なう招請については、国家主席よりの招請という形式によるものと承知している。



問3. 地方御訪問先はどこか。



(答) 詳細日程等については、今後日中両国政府間で協議の上、決定することとなるが、西安及び上海が地方御訪問候補先として検討されている。

上海に転電した。

(3)

GM:5671- 12



第85530号001公館宛 GM5671-02

※平成4年

8月18日

19時4分

日秒受付

電 信 案

秘
限 期

YYY

電信課長

天 臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官 房 長

主管

201号

儀典長
儀典官
首席事務官

※発電係

1

2

起 案

平成 4 年 8 月 18 日

起案者 電話番号

片山 2425

協議先

中国課長
首席事務官
総務

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在

中 国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件 名

EEV (応答要領)

主管・文書記号

儀

※電番

第2382号

大至急
普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電
転送 在
転報

※転電番号

大 使 ・ 総 領 事 あ て

大至急 至急
普通 (優先処理)

※

08553020 優先

TYUUGOKU

F 電

GB-1

外 務 省

回覧番号

(※白楕円は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

2

往電儀第2354号及び貴電第3121号に関し、GM:5671-

冒頭往電の次第はあるも、本件応答要領を中国側に手交することは差し控えられたい。
なお、地方都市部分等については迫って送付する。

(了)

18/11:31

3676 03/08 P01 R165803

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

08-029

大 政事外外官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

北経環査官 外研
大大ア察括房 長
使使大審審審

口対文厚情研

察人電任史才

外報官 参内

文長 審二

参政保旅外

参北西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西口洋
西東

参一二了了

次総経途

参経漁国
経エ国
安ネ

参海 審準

審国開無
審調技有理

審条協規

審政経人
参軍社

科審 科原

審情析調
企安

総 番 号 R165803

主 管

月 18日

中 国 発

儀

平成 4年 8月 18日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV (応答要領)

第3121号 秘 大至急

(以下FAX送信 PK0.917-01)

秘

(三八〇字)

電報 儀才 2354号に付し。

中国側へ手交せしことの通知をせしむ。中国
側との間に新設の設備と引合起す機会のある
内容で、^{無用}此の間の国内対策に準備されたと見
えらるる内容の教見されしこと。融通の5の2
向3、向6、向7、向10、向11、向12の2
手交するに比し、右の通知を承知せしむ。然
地方都市間の間の重要事項は未だ接頭
しおらざるに3。右接頭を得て一括手交の
予定であること。直しく^お知し^す

秘
無 期 限

※総第 084570号001公館宛

平成 4 年 8 月 17 日
19 時 42 分 5 秒受付

電 信 案

電信課長 ⑧	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 儀典官 調整官 首席事務官 事務官	※発電係 1 ⑧ 2 ⑧ 起案 平成 4 年 8 月 17 日 起案者 電話番号 村角 451
	協議先 中国課長		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	EEV (応答要領)			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
係	第2354号	[Redacted]		
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)		
大使・総領事あて				
本件応答要領を別FAX信にて送付するの で、中国側に手交ありたい。(了)				
※				
08457059 優先 TYUUGOKU 漢				
GB-1 外務省				回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

GM:5332- P15

秘
無 期 限※総第084571号001公館宛 GM FAX信
平成※平成49年8月42分48日秒受付

FAX

電 信 案

電信課長 (B)	大臣 秘書官	主管 儀典長	※発電係 (B) 2
	政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	儀典官 儀典官 調整官 首席事務官 事務官	起案 平成4年8月17日 起案者 打角 電話番号 4151
協議先		2 中国課長	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名	EEV (応答要領)		
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)
係	FAX信	パターン・コード	
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 至急 普通 (優先処理)	
往電第2354号別FAX信。			
※			
08457172 優先 TYUUGOKU F信			
GB-1	外 務 省		回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

天皇・皇后両陛下の中国御訪問
(記者会見用疑問擬答)

平成4年8月
外務省

1. 中国から元首は訪日しているか。(まず、中国側から訪日すべきで、陛下の御訪問は答礼として考えるべきとの考え方を念頭においたもの)

(更問) 今回の御訪問は答礼との趣旨があるのか。

2. 天皇陛下は対外的に元首であるか。

(更問) 中国側は陛下を元首として受入れるか。

3. 今次の中国御訪問の目的・意義如何。

4. 憲法第4条第1項との関係で御訪問は陛下の如何なる行為に当るのか。

5. 天皇陛下を政治的に利用することにならないか。

6. 過去の歴史との問題はどうか位置付けられるのか。

(更問) 天皇陛下は中国に謝罪されるのか。

7. 賠償問題や従軍慰安婦問題は出ないのか。

(更問) 従軍慰安婦、民間賠償、靖国、PKO批判、尖閣諸島問題など日中両国間には真に安定した友好関係が築かれているとは言い難く、このような時期に天皇陛下に御訪問頂くのは適当でないのではないか。

8. 人権抑圧を行なっている中国を天皇陛下が御訪問になることは、他の自由諸国との友好関係を損なうことになるのではないか。

9. 現在の中国の国内情勢は不安定であり、このような国を現在両陛下が御訪問されることは不適當ではないか。

10. 総理は「国民の祝福の中で御訪中頂くことが望ましい」と語っているが、そのような状況であると認識しているのか。

11. 御日程はいつごろ固まるか。

12. 首席随員は誰になるのか。

13. 韓国との関係で訪中を先にすることにつき問題はないか。

(更問) 欧米諸国との関係で問題はないのか。

(更問) 御訪問先がアジアに偏っているのではないか。

問 1. 中国から元首は訪日しているか。

(答)

1. 昭和五十五年（一九八〇年）に華国鋒國務院総理兼共産党主席（当時）がはじめて国賓として訪日している。
2. 当時の中国において元首の定義は必ずしも明確ではなかったが、政府及び党の長として国内において第一位の地位であったことに鑑み、国賓として招請したものである。

(注1) 昭和55年当時の中国は国家主席をおかず、憲法上も特に元首についての規定はなかった。なお、現行憲法(昭和57年改正)では、第3章第2節(第79条～84条)において国家主席について述べられており、「中華人民共和国を代表し、外国の使節を受け、全国人民代表大会の常務委員会の決定に基づいて外国駐節の全権代表を派遣或いは召還し、外国と締結した条約と重要な協定を批准或いは廃棄する」(第81条)と規定されている。

(注2) 中国要人の訪日歴

華国鋒総理	(1980年5～6月)	(国賓)
趙紫陽総理	(1982年5～6月)	(公賓)
胡耀邦総書記	(1983年11月)	(公賓)
彭真全人代委員長	(1985年4月)	(国会の賓客)
李鵬総理夫妻	(1989年4月)	(公賓)
江沢民総書記	(1992年4月)	(公賓)
万里全人代委員長	(1992年5～6月)	(国会の賓客)

(更問) 今回の御訪問は答礼との趣旨があるのか。

(答)

1. 今回の訪問は中国側より再三にわたり国交正常化20周年の本年に御訪中頂きたいとの招請が行われたことを受けて行われるものであり、二国間の友好親善関係の増進を図ることを目的としている。
2. 中国よりは既に国賓として訪日していることに鑑みれば、答礼との位置づけも可能であると考えられるが、今次御訪問は前述の如く幅広い観点より二国間の友好親善関係の増進を図るもの。

問 2. 天皇は対外的に元首であるか。

(答)

一般論として、天皇が元首であるかどうかは元首の定義如何による。昔のように内治、外交の全てを通じて国を代表し、行政権を掌握している存在として元首を定義するならば、日本国憲法のもとでは、天皇は元首であるとはいえない。しかし、天皇は、現在の憲法のもとにおいて、国の象徴とされており、ごく一部ではあるが、外交関係において国を代表する面を持っているのでそのような面を有するものを元首と定義するならば、天皇は元首であるということができる。

(更問) 中国側は陛下を元首として受け入れるか。

(答)

天皇陛下が御訪問される際、外国が如何なる接遇をするかは訪問先の国がその国の基準なり、方針なりに従って決めるべきことであるが、受入れ国も日本国の象徴であられる天皇の基本的な御地位については十分理解していると考えられるので、かかる象徴たる地位にあられる天皇として相応しい接遇がなされることになろうと思われる。

問3. 今次の中国御訪問の目的・意義如何。

(答)

1. 中国側より再三にわたり外交儀礼にかなった招請あり。これに対し誠意をもって対処することが必要。

(注) 中国側は、(1) 御訪中は日中両国の国民間の友情を深めるためのものであり、大歓迎すること、(2) 日本側を困らせることは決してしないこと、を明確にしている。

2. 本年は国交正常化20周年という重要な節目でもあり、天皇・皇后両陛下の御訪中は、友好親善訪問という本来の目的に適うもの。

3. アジア諸国は我が国のアジアに対する基本姿勢を強い関心を持って見守っている。昨年の両陛下の東南アジア諸国御訪問に続く本年の中国御訪問は、このようなアジア諸国によって歓迎され、また評価されよう。

4. 広範な中国国民は、両陛下の御訪中によって、平和国家日本の姿のみならず、新憲法下の我が国の皇室像を深く理解することとなろう。更に、両陛下の誠実かつ暖かいお人柄は、必ずや中国の人々に強い感動をもたらすものとなろう。

問4. 憲法第4条第1項との関係で御訪問は天皇陛下のいかなる行為に当たるのか。

(答)

1. 国事行為は、憲法上限定列挙されており、天皇の外国御訪問は、国事行為に当たらない。
2. 天皇陛下が国際親善のために外国を御訪問される行為は、天皇の象徴としてのお立場に基づいて行われるものであり、天皇の公的行為に当たると考える。

(参考)

天皇の公的行為とは、憲法の定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるものをいう。

天皇の公的行為については憲法上の明文の規定はないが、象徴たる地位にある天皇の行為として当然に認められるというのが従来からの政府の立場である。

なお、天皇の公的行為がいやしくも国政に影響を及ぼすものであってはならないことはいうまでもない。

問5. 天皇陛下を政治的に利用することにならないか。

(答)

天皇陛下の今次御訪問は、国際親善のための御訪問であり、親善の効果があがるよう政府として配慮することは当然である。また、政治に関与されないという天皇の御立場に鑑みれば、今回の御訪問が政治的なものにならぬよう政府においても十分配慮する所存であり、いわんや政府が天皇陛下の御訪問を政治的に利用することはありません。

(ちなみに、中国側は、天皇陛下の御訪中は将来にわたる日中両国の国民間の友情を深めるためのものであり、政治利用することなど毛頭考えていないことを明らかにしている。)

問6. 過去の歴史との問題はどう位置付けられるのか。

(答)

国交正常化20周年を迎え両国の平和友好関係を更に発展させていこうとしている中であって、陛下の御訪中は、両国間の友好親善関係を深めるために行なわれるものである。

(更問) 天皇陛下は中国に謝罪されるのか。

(答)

陛下は「謝罪」のために訪中されるのではなく、両国間の友好親善関係の増進を図るためにおいでになる。この点は、中国側も繰り返し同様の認識を明らかにしている。

問 7. 賠償問題や従軍慰安婦問題は出ないのか。

(答)

陛下は、両国間の友好親善関係を深めるため訪問されるものであり、賠償問題や従軍慰安婦問題が議論されることはあり得ない（中国側は、日本側を困らせることは決してしないことを明確にしている）。

(更問) 従軍慰安婦、民間賠償、靖国、PKO批判、尖閣諸島問題など日中両国間には真に安定した友好関係が築かれているとは言い難く、このような時期に天皇陛下に御訪問頂くのは適当ではないのではないのか。

(答)

1. 関係の深い二国間にあって懸案があるのはむしろ自然。
2. 要は、困難を乗り越え種々の努力を継続することにより、日中両国は「過去」の不幸な歴史に由来する種々の困難を含めこれ乗り越える共同努力を行ってきた。
3. 天皇陛下の御訪中は必ずや両国間の友好親善関係を更に増進させるものとなろう。

問8. 人権抑圧を行っている中国を天皇陛下が御訪問になることは、他の自由諸国との友好関係を損なうことになるのではないか。

(答)

我が国は天安門事件に対する国際批判と同一歩調を取りつつも、中国を完全な国際孤立に陥れないために努力。中国は今や市場経済を指向する政策へと大転換を遂げつつあり、これは我が国の努力が実を結んだ結果。このような状況下で、両陛下が日中国交正常化20周年を祝って訪中されても、国際社会に波風が立つことはない。

(更に追及ある場合)

(答)

1. 中国の人権問題については、我が国は西側各国（特にG7）と共通の認識に立って、高いレベルで関心を表明してきている。中国側もこれを受け国際世論に歩み寄りを示しつつある。
2. 他方、中国における人権問題の解決の必要性和天皇陛下の御訪中とは同次元の問題に非ず。天皇陛下の御訪中は純粹に友好親善の観点からなされるもの。中国の人権問題へのアプローチは政治のレベルでなされるべきもの。

問9. 現在の中国の国内情勢は不安定であり、このような国を現在両陛下が御訪問されることは不適當ではないか。

(答)

中国側は国を挙げて陛下の御訪中を歓迎しており、中国の内政に陛下の御訪中を関連付けようとの意図はないと承知。

(注) 中国の国内情勢は安定。俗に言われる「改革」派と「保守」派の対立というのは改革・開放のテンポを巡っての政策面での意見対立が中心。また、かかる政策面での対立も、改革・開放の一層の推進に収斂しつつある。

問10. 総理は「国民の祝福の中で御訪中頂くことが望ましい」と語っているが、そのような状況であると認識しているのか。

(答)

1. 陛下の外国御訪問が国民の祝福を受けて行われるのが望ましいことは、訪問先が中国でなくとも当然のこと。
2. 今次御訪中についても中国側は政府・国民を挙げて歓迎する旨述べており、また、我が国国内の各種世論調査や各紙社説も概ね陛下の御訪中に賛成であると承知している。

問11. 御日程はいつごろ固まるのか。

(答)

今次訪問の御日程については、今後、中国政府と協議の上決めることとなるが、決定の時期については未定。

問12. 首席随員は誰になるのか。

(答)

両陛下の外国御訪問の首席随員については、今後政府部内で検討していくことになる。

(参考)

昭和天皇・皇后両陛下の訪欧・訪米の際の首席随員

訪欧（昭. 46）福田外務大臣（当時）

訪米（昭. 50）福田総理兼経企庁長官（当時）

今上天皇・皇后両陛下のASEAN訪問の際の首席随員

訪ASEAN（平成3）倉成正衆院議員（元外相）

問13. 韓国との関係で訪中を先にすることにつき問題はないのか。

(答)

中国と並んで、韓国御訪問も避けて通れない課題であるが、本年は韓国大統領選挙の年でもあり、御訪問の機が熟していない。

(更問) 欧米諸国との関係で問題はないのか。

(答)

ない。(いかなる形であれ欧米諸国の政府から天皇陛下の中国御訪問について懸念めいた話がよせられたことはない。)

(更問) 御訪問先がアジアに偏っているのではないか。

(答)

種々の事情により、偶々アジア諸国への御訪問が昨年及び本年と続くこととなったが、右をもってアジアに偏っているとの見方は当たらない。

(了)

日程についての閣議報告

秘
無期限

決 裁 書

大臣御了承 秘書官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長		主管 儀典長 訪中準室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 9 月 17 日 決裁 平成 4 年 9 月 21 日 起案者 電話番号 片山 2425
総務課長 外務報道官 報道課長 国際報道課長		アジア局長 中国課長	有能 三浦
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)			
件名 EEV (御日程 発表振り等)			
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)		外務省	回覧番号

天皇皇后両陛下御訪中日程

天皇皇后両陛下御訪中日程については下記の要領にて、（１）プレスに対するオフレコ・ブリーフィング、及び（２）概要についての内閣官房長官による閣議報告（そのまま対外発表）を行うことと致したい（宮内庁と調整の上取り進める）。

１．プレスに対するオフレコ・ブリーフィング

プレスに対しては、（１）独自の取材に基づき種々の記事が書かれ、反って好ましくない状況となる可能性があるので、むしろ早い段階にオフレコ・ベースでしかるべく説明を行えばリークを防げる、（２）プレスは、御訪中の１ヵ月前には取材準備（特にテレビにとって専用回線の確保等）の大枠を固める必要があること、との観点から日程大枠が固まる来週早々（９月２２日）、プレスに対して変更あり得るとの条件付きで日程案につきオフレコ・ベースの説明を行う（主要な行事内容を説明。但し、時間付けについては午前、午後の区別のみとする）（宮内庁案別添）。

２．閣議報告

先般の閣議決定は全体の訪問期間に言及しているのみであるが、訪問都市及び夫々の滞在日数を閣議に報告する必要があるが生じる。

御訪中１ヵ月前を目途に、中国側との事前擦り合せを行った上で、官房長官による閣議報告を行う（９月２５日乃至２９日の閣議）。

（例）１０月２３日（金） 東京御発
 北京御着

１０月２４日（土） 同地御滞在

１０月２５日（日） 同地御発

西安御着

10月26日（月） 同地御滞在

10月27日（火） 同地御発
上海御着

10月28日（水） 同地御発
東京御着

3. 直前の御訪問日程案の対外発表

中国側との事前擦り合せを行った上で、御訪問1週間前（10月16日頃）に行うことを検討する。発表内容については、上記1. のプレスへのオフレコ・ブリーフィングの形式とする（時間付けについては別途検討）。

（了）

オ フ レ コ

平成4.9.21

宮内庁式部職

天皇皇后両陛下御訪中日程案

10月23日(金)

午後 北京御到着
釣魚台国賓館御到着
歓迎式典(人民大会堂東門外広場)
楊尚昆主席との御会見(人民大会堂)

夜 楊尚昆主席主催歓迎晩餐会(人民大会堂)
釣魚台国賓館泊

10月24日(土)

午前 八達嶺長城御視察

午後 天皇陛下 中国科学院御訪問
皇后陛下 北京市幼稚園御視察
李鵬総理夫妻御引見(釣魚台国賓館)
江沢民総書記御引見(釣魚台国賓館)

夜 江沢民総書記主催晩餐会(釣魚台国賓館)
釣魚台国賓館泊

10月25日(日)

午前 故宮博物館御視察
大使主催レセプション(中国大飯店)

午後 楊尚昆主席お別れの挨拶(釣魚台国賓館)
北京空港御出発
西安(咸陽空港)御到着

ハイアット・ホテル泊

10月26日(月)

午 前 大雁塔御視察
碑林博物館御視察

午 後 陝西省~~省~~歴史博物館御視察
西門御視察

夜 陝西省~~省~~省長主催歓迎晩餐会(ハイアット・ホテル)
ハイアット・ホテル泊

10月27日(火)

午 前 西安空港御出発

午 後 上海(虹橋空港)御到着
上海交通大学御訪問
上海学者文化人等御引見

夜 上海市長主催歓迎晩餐会(新錦江飯店)
西郊賓館泊

10月28日(水)

午 前 農村視察

午 後 上海御出発



決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	保存期間			
		1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
		起案 平成 4 年 9 月 24 日			
		決裁 平成 年 月 日			
		起案者	電話番号		
		近藤	4152		
協議先 アジア局長了 中国課長了					
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)					
件 名 EEV — 御日程概要に係る閣議口頭報告 (内閣官房長官発言)関係想定回答					
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)		外 務 省		回覧番号 028	

1
本件想定問答宮内庁作成案と、別添の通りと
} 承るものと致した。 (3)

外務省とすり合わせ(1/25 千原まで)

天皇皇后両陛下御訪中の御日程概要に係る閣議口頭報告(内閣官房長官発言) 関係想定問答

(4.9.24 作成)

問1 御日程の詳細はいつ決まるのか。

答 御日程の概要はお配りの資料のとおりであり、10月23日(金)東京御出発、同月28日(水)御帰国で、北京、西安、上海を御訪問になる。

御日程の詳細は、10月上旬に行われる関係省庁(外務省、警察庁、宮内庁)の現地調査の結果を待って決められることになると聞いている。

(及び相手国政府・関係機関との協議を踏まえ)

1992年09月24日(木) 11:56 宛先 35067801

発信 宮内庁 式部職

92年09月24日(木) 11:56 宛先 35067801

問2 御訪問先を北京、西安、上海とした理由如何。

答 御訪問先については、中国政府と協議の上決定したが、北京は、中国の首都であり、政治・経済・文化の中心地であること、西安は、同国の旧都として我が国とも古くから交流があり、我が国の歴史文化と深いかかわりがある都市であること、上海は中国最大の商工業都市として現在ますます発展している都市であることから、それぞれ中国を代表する都市であり日中両国の友好親善関係の増進のためにふさわしいことから御訪問先とした。

発信 宮内庁 式部職

問 3 随員，随行員の数と発令時期について問う

答 今回の両陛下の御訪中に当たっては，御訪問国との友好親善の実が
挙がるようにすることを基本にしつつも，随員，随行員については，
御訪問に支障のない最小限の人数に厳選したいと考えている。

また，随員は閣議決定により内閣が発令し，随行員は宮内庁長官が
発令することとなるが，準備が整い次第発令することになる。

(参考) 天皇皇后両陛下及び昭和天皇・皇太后陛下の外国御訪問時
の随員，随行員数

	首席随員	随員	随行員	計
昭和46年 御訪欧 (9月27日-10月14日)	1人	19人	14人	34人 (9月3日発令)
昭和50年 御訪米 (9月30日-10月14日)	1人	21人	15人	37人 (9月5日発令)
平成3年 東南アジア諸国御訪問 (9月26日-10月6日)	1人	19人	14人	34人 (9月3日発令)

問4 国事行為の臨時代行の設置について問う。

答 この度の天皇陛下の中国御訪問は、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和39年法律第83号）第2条に規定する「事故」に該当するので、天皇陛下には、中国御訪問の期間、国事に関する行為を皇太子殿下に委任して臨時に代行させられることになる。

（備考）

- 1 天皇陛下の中国御訪問の期間は、10月23日（金）から同月28日（水）まで。
- 2 国事行為の臨時代行の設置の手順は次のとおりである。

①内閣の助言と承認

国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項に規定する「内閣の助言と承認」が必要であり、その助言と承認は閣議決定によってなされる。

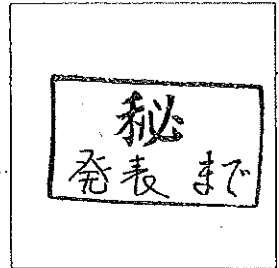
②天皇陛下の意思表示

国事行為を委任される旨の天皇陛下の御意思が必要であり、その意思表示は通常、勅書をもって伝達される。

③内閣の公示

国事行為の臨時代行に関する法律第5条の規定により国事行為を委任されたときは、内閣がその旨を公示する必要がある、それは内閣告示をもってなされる。

※ 本件については
別送決裁書(別添)
に2決裁者
(筆名の内容参照)



決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準室長 首席事務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 9 月 28 日 決裁 平成 4 年 9 月 30 日 起案者 電話番号 高田 3041
協議先 総務課長 首席事務官 会計課長 調査官 首席事務官 アジア局長 審議官 中国課長 在外公館課長 首席事務官 総務班長		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 天皇皇后陛下の中国御訪問の御日程概要に関する肉議		

1. 天皇皇后両陛下の中国御訪問の御日程につき、^(とおり)別紙1の内閣官房
長官^れ発言要旨案を^{いたす}宮内庁^い(公印は内閣総理大臣)及び外務大臣の共
同請議として閣議に^さ諮ることといたしたい。

2. 本件は^{10月2日(金)}~~9月29日(火)~~の閣議決定^の後、内閣官房長官より正式発
表される予定。対外発表文は別紙2のとおり。(内閣に対する閣議
^{内閣}請議^連手続きは宮内庁が行う)

(了)

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について

平成4年¹⁰月¹²29日閣議
(内閣官房長官発言要旨案)

去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その後、同国政府と御日程について協議を進めた結果、その概要が別紙のとおり決定されたので、御報告します。

御 日 程 の 概 要

月 日	曜 日	御 日 程
10月23日	金	東京 御発 北京 御着
10月24日	土	同地御滞在
10月25日	日	西安 御着
10月26日	月	同地御滞在
10月27日	火	上海 御着
10月28日	水	同地 御発 東京 御着

発 表

平成4年¹⁰月²9日

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について
去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その御日程の概要が、本日の閣議において内閣官房長官から報告されました。

秘
無 期 限

※総第101072号002公館宛
平成※平成4 年9 月28 日
18 時 6 分 4 秒受付

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 2 起 案 平成 4 年 9 月 28 日 起案者 電話番号 片山 4152
	機括審議官 総務課長	外務報道官 報道課長 国際報道課長	アジア局長 中国課長

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在	中 国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名	EEV(日程概要の閣議報告及び対外発表)			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 優先処理	パターン・コード
儀	第2894号			
転電 転送 転報	在 上 海	※転電番号 第543号	大至急 普通	至急 優先処理
大使・総領事あて				
※				
10107212 優先 TYUUGOKU 等002 漢				
GB-1		外 務 省		回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第 3727 号に関し、

日程概要の閣議報告及び対外発表を^{10月}2日に行う^{よう準備中}~~こととした~~。貴館参考まで。
上海に転電した。 (了)

※総第103054号002公館宛

平成※平成41140月2日
時17分56秒受付

電信案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

儀典室長
訪中室長
首席
総務班長
ロジ班長
会計・庶務班長

※発電係

1972

起案

平成4年9月30日

起案者 電話番号

片山 4152

協議先

中国課長

231%

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在

中国、上海

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

EEV(日程概要の協議報告他)

主管・文書記号

儀

※電番

合第18980号

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在
転報

上海

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

普通

至急

(優先処理)

(80字)

※

10305426 優先

TYUUGOKU

等002 漢

GB-1

外務省

回覧番号

035

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第3727号に関し、

2日、予定通り御日程概要に関する閣議報告及び対外発表を行ったところ、参考までに右を別FAX信（^件上海宛は商用FAX）する。

[REDACTED]

（了）

GM:2662-

FAX信

PK

GM:2662-

※総第 103060号001公館宛 GM2662-04

平成 4年 10月 2日 19時 22分 19秒 受付



電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管

儀典室長
訪中準備室長
首席
総務班長
ロジ班長
会計・庶務班長

※発電係

1 2

起案

平成 4年 9月 30日

起案者

電話番号

片山 4152

協議先

中国課長

入三 10/8

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在

中国

大使
総領事

あて

外務大臣 発

件名

EEV (日程概要の協議報告他)

主管・文書記号

儀

※電番

FAX信
FAX信

大至急

普通

至急

(優先処理)

パターン・コード

転電

転送 在

転報

※転電番号

大使・総領事あて

大至急

至急

普通 (優先処理)

(八〇字)

往電儀典室 103060号別FAX信。

※

10306082

優先

TYUUGOKU

F信

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御
日程について

平成四年十月二日
内閣官房長官発言要旨

去る八月二十五日の閣議において、十月二十三日から同月二十八日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところであります。その後、同国政府と御日程について協議を進めた結果、その概要が別紙のとおり決定されたので、御報告します。

別紙

御 日 程 の 概 要

月 日	曜 日	御 日 程
10月23日	金	東京 御発 北京 御着
10月24日	土	同地御滞在
10月25日	日	西安 御着
10月26日	月	同地御滞在
10月27日	火	上海 御着
10月28日	水	同地 御発 東京 御着

10月2日(金)閣議
終了後使用のこと

発 表

平成4年10月2日

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について
去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その御日程の概要が、本日の閣議において内閣官房長官から報告されました。

(I)

FAX MESSAGE

通番		平成4年9月30日付	
上海総領事館 殿 御中		外務省 天皇皇后両陛下御訪中準備室 担当：片山 TEL: 03 (3580) 3311 内線 4152/4160/4161/3041 FAX: 03 (3506) 7801	
件名	EEV (日程概要の肉語報告他)		
送信枚数	本票のみ / 本票を含めて4枚		

通信欄：^合往電係才18980号国連

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について

平成四年十月二日

内閣官房長官発言要旨

去る八月二十五日の閣議において、十月二十三日から同月二十八日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その後、同国政府と御日程について協議を進めた結果、その概要が別紙のとおり決定されたので、御報告します。

別紙

御 日 程 の 概 要

月 日	曜 日	御 日 程
10月23日	金	東京 御発 北京 御着
10月24日	土	同地御滞在
10月25日	日	西安 御着
10月26日	月	同地御滞在
10月27日	火	上海 御着
10月28日	水	同地 御発 東京 御着

10月2日（金）閣議
終了後使用のこと

発 表

平成4年10月2日

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について
去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日ま
での間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定さ
れたところでありますが、その御日程の概要が、本日の閣議におい
て内閣官房長官から報告されました。

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御
日程及び御訪問につき随員を命ずることにつ
いて

平成四年十月五日
事務次官等会議
内閣官房副長官発言要旨

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問に関して
申し上げます。

一 まず御日程についてであります。去る十月二
日の閣議において、内閣官房長官から天皇皇后両

陛下の中華人民共和国御訪問の御日程の概要がお手元の資料のとおり決定された旨の御発言がありましたので、御報告します。

二 次に、天皇皇后両陛下に随行する随員についても、同日の閣議でお手元に配布の名簿のとおり決定されましたので併せて御報告します。

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程の概要

月 日	曜 日	御 日 程
10月23日	金	東京 御発 北京 御着
10月24日	土	同地御滞在
10月25日	日	西安 御着
10月26日	月	同地御滞在
10月27日	火	上海 御着
10月28日	水	同地 御発 東京 御着

参考

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

(平成4年8月25日)
閣議決定

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

天皇皇后両陛下中華人民共和国御訪問につき
随員を命ずることについて

(式部副長)	式部官	儀典長	女官長	外務省参与(大使)	式部官長	侍従長	宮内庁長官
菊田吉夫	中村順一	井上和一子	加賀美秀夫	角谷清	山本悟	藤森昭一	

宮内庁

天皇皇后両陛下下中華人民共和国御訪問につき随員を命ずる

侍

従

目^め

黒^{くろ}

勝^{かつ}

介^{すけ}

おって、首席随員には外務大臣 渡辺 美智雄を命ずるものであります。

理 由 書

天皇皇后両陛下は、来る十月二十三日から十月二十八日まで中華人民共和国を御訪問になるので、外務大臣 渡辺 美智雄 を首席随員とし、宮内庁長官 藤森昭一 以下を随員として随行させるものである。

本籍



安 倍 泰 子
あ べ やす こ



昭和十九、三 聖心女子学院語学部卒業

二十二、四 安倍 勲と結婚

平成 元、七 宮内庁御用掛

取扱注意

天皇皇后両陛下御訪中日程案

10月23日(金)

午後 北京御到着
釣魚台国賓館御到着
歓迎式典(人民大会堂東門外広場)
楊尚昆主席との御会見(人民大会堂)

夜 楊尚昆主席主催歓迎晩餐会(人民大会堂)
釣魚台国賓館泊

10月24日(土)

午前 八達嶺長城御視察

午後 天皇陛下 中国科学院御訪問
皇后陛下 北京市幼稚園御視察
李鵬総理夫妻御引見(釣魚台国賓館)
江沢民総書記御引見(釣魚台国賓館)

夜 江沢民総書記主催晩餐会(釣魚台国賓館)
釣魚台国賓館泊

10月25日(日)

午前 故宮博物院御視察
大使主催レセプション(中国大飯店)

午後 楊尚昆主席お別れの挨拶(釣魚台国賓館)
北京空港御出発
西安(咸陽空港)御到着

ハイアット・ホテル泊

10月26日(月)

午前 大雁塔御視察
碑林博物館御視察

午後 陝西歴史博物館御視察
西門御視察

夜 陝西省省長主催歓迎晩餐会(ハイアット・ホテル)
ハイアット・ホテル泊

10月27日(火)

午前 西安空港御出発

午後 上海(虹橋空港)御到着
上海交通大学御訪問
上海学者文化人等御引見

夜 上海市長主催歓迎晩餐会(新錦江飯店)
西郊賓館泊

10月28日(水)

午前 農村御視察

午後 上海御出発



10月2日(金)閣議
終了後使用のこと

発 表

平成4年10月2日

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について
去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その御日程の概要が、本日の閣議において内閣官房長官から報告されました。

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について

平成4年10月2日閣議
(内閣官房長官発言要旨)

去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その後、同国政府と御日程について協議を進めた結果、その概要が別紙のとおり決定されたので、御報告します。

別紙

御 日 程 の 概 要

月 日	曜 日	御 日 程
10月23日	金	東京 御発 北京 御着
10月24日	土	同地御滞在
10月25日	日	西安 御着
10月26日	月	同地御滞在
10月27日	火	上海 御着
10月28日	水	同地 御発 東京 御着

参考

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

平成4年8月25日
(閣 議 決 定)

中華人民共和国主席閣下から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、10月23日から同月28日までの予定である。

秘
無 期 限

※総第099318号001公館宛
平成※昭和40年9月22日 時1分34秒 秒受付

暗 ・ 略

電 信 案

電信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主管 儀典長 訪中準室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 3 2 4 起 案 昭和40年9月22日 起案者 電話番号 村角 4151
	協議先 中国課長 23 ⑤ 23 ⑤	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 EEV (日程概要の発表)			
主管・文書記号 儀	※電番 第2821号	大至急 普通	至急 (優先処理)
※転電番号 転送 在 上海 転報		パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)	
往電儀斗2799号に因し			
↓			
※			
09931814 優先 TYUUGOKU 漢			
GB-1 外 務 省			回覧番号

(昭和六二・一〇・六改正)

GM:1158

※総第 099320号001公館宛 GM1158-03

平成 平成 4 年 9 月 22 日
20 時 2 分 51 秒 受付

秋
無 期 限

電 信 案

電信課長 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 3 2 起案 平成 4 年 9 月 22 日 起案者 電話番号 村岡 4157
	協議先 中国課長	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国	大使 総領事 あり	外務大臣 発
件名 EEV (日程概要の発表)		
主管・文書記号 儀	※電番 FAX信	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号 大使・総領事あり	大至急 至急 普通 (優先処理)
往電儀才 282 / 号別 FAX 信 1。		
※		
09932018 優先 TYUUGOKU F信		
GB-1	外 務 省	回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について

(平成4年9月29日閣議)
内閣官房長官発言要旨案

(去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その後、同国政府と御日程について協議を進めた結果、その概要が別紙のとおり決定されたので、御報告します。

御 日 程 の 概 要

月 日	曜 日	御 日 程
10月23日	金	東京 御発 北京 御着
10月24日	土	同地御滞在
10月25日	日	西安 御着
10月26日	月	同地御滞在
10月27日	火	上海 御着
10月28日	水	同地 御発 東京 御着

GM:1160-

※総第 099323号001公館宛 GM1160-02

平成 平成 4 年 9 月 22 日
20 時 4 分 4 秒受付秘
無 期 限

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長主管 機 典 長
訪 中 準 室 長
首 席
総 務 班 長
ロジ班長
会計・庶務班長※発電係 1
起 案
平成 4 年 9 月 22 日
起案者 電話番号
村角 4151

協議先

中国課長

(※印欄内は電信課記入)

FAX

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在	中 国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名	EEV (日程概要の発表)			
主管・文書記号	※電番	大至急 普通	至急 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 転報	※転電番号	大 使・総領事あて		
往電係力282/号別FAX信2。				
※				
09932357 優先 TYUUGOKU F信				

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

発 表

平成4年9月29日

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について
去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その御日程の概要が、本日の閣議において内閣官房長官から報告されました。

4123 01/08 P01 R194098

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線 2 1 7 1、2 1 7 4）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線 3 1 6 9）に連絡ありたい。

起

電信写

08-027

大政事外外官
大務務典房
臣秘官官審審長長

外研長
官房審
總括審
査察審
環了大
經大使
北大使

研情厚会文对

才史錄在電人察

外報官 審閱際内四

文長 審日二

參政保(對)旅外

東二
西一
北東
西一

北米長	審一二保地
-----	-------

中南長

歐	洋口西審 一 東西
---	-----------------

近ア

途經總次

長

参海	審準
----	----

無開國審
有理技調審

規協條審

長	
国	審政經人

長 参軍社

科原 | 科密

情 寧棲柝調

調三 全安

総 番 号 R194098

月 25 日

平成 4 年 9 月 25 日

外務大臣殿

申 国 発

本 省 著

松 本 臨時代理大使

主 管

儀

EEV (日程概要の発表)

第3701号 秘 大至急

貴電第2821号に関し、

25日、当館より冒頭貴電を外交部に検討方申し入れていたところ、先方より29日にてん皇皇ごう両へい

下御訪中日程を公表することについては特に異見はなき旨申し越した。

上海に転電した。(了)

※ 本件については、中国側が念のため関係部門に照会したところ、安全面の観点から

御訪中日程 (10/23~28) 及び御訪問地 (北京、西安、上海)
の発表に留めたい旨要望
(別途電報が来予定)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08 027

大 政事外外官
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

北 経環査官 外研
大 大ア察括房
使 使大審審 長

対文厚情研

察人(1)(1)(1)史オ

外 報官 審(1)(1)内(1)

文 長 審(1)(1)

参政保(1)旅外

北 東 東
北 東 西
一

審 二 保地

参 一 二

審 西 口 洋
西 東
二

審 一 二 ア ア
二

次 総 経 途
参 経 漁 国
経 工 国
安 二

参 海 審 準

審 国 開 無
審 調 技 有 理

審 条 協 規

審 政 経 人
参 軍 社

科 原

審 情 析 調
企 安

総 番 号 R194181

月 25日

平成 4年 9月 25日

中 国 発

本 省 着

主 管

儀

外 務 大 臣 殿

松 本 臨時代理大使

EEV (御日程の概要発表)

第3703号 秘 大至急

往電第3701号に関し、

25日午前11時55分、外交部れい賓司より再度当館に連絡があり、今朝当館に本件日程概要発表について中国側として特に異見はなき旨回答した経緯はあるも、本件につき念ため外交部副部長及び関係機関に報告したところ、訪中3週間前に既にかかる詳細な日程概要を公表することについては中国側に前例もなく、また、てん皇皇ごう両へい下御訪問に当たつては、中国側公安当局も細心かつ厳重なる特別警護体制で望むべく所要の処置をとつていることもあり、日程概要の公表に当たつては次のとおりのラインとして欲しき旨日本側に申し入れるよう指示があつた旨通報越した。即ち、中国側としては、29日に日程概要を公表することには何ら異見はないものの、北京、西安、上海各地の訪問日程が日本側提示の案程度でも具体的に示されることはぜひとも避けて欲しく、公表に当たつては、「てん皇皇ごう両へい下は、10月23日より同28日までの間、北京、西安、上海の各地を訪問される」と言つた内容に止めて欲しい由。

右に対しわが方より、その程度の発表では新たに発表する意味がなく、却つてプレス等の反発を招くおそれありとして再考を促したが、ことが警備安全に係わる問題であるため先方の態度は極めて固くほん意しなかつた。

については、冒頭往電の次第はあるも、再度上記を御検討の上、おりかえし結果回電願いたい。

上海に転電した。(了)

2

※総第 100597号002公館宛
※平成 20 年 9 月 25 日 午後 2 時 5 分 付

秘 無 期 限
大 石 公

電 信 案

電信課長	大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 係 2 起案 平成 4 年 9 月 25 日 起案者 電話番号 片山 4152
	協議先 報道課長 国際報道課長 中国課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国	大使 総領事 まで	外務大臣 発
件名 EEV (日程概要の発表)		
主管・文書記号 儀	※電番 第2871号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 上海 転報	※転電番号 第537号 大使・総領事 まで	大至急 至急 普通 (優先処理)
※		
10059732 大至急 TYUUGOKU 等002 漢		
GB-1	外務省	回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

貴電第 3703 号に関し、

冒頭貴電の次第はあるも、我が方としては往電儀第2821号の通り对外発表を行いたく、下記理由を中国側に説明の上、再度、先方の了解を取りつけきたい。

1. 両陛下の御訪中は^{外務省にかんしては}内閣の責任^{責任}において行うものであり、御訪問地、各都市での滞在期間といった必要最小限の内容は^{閣議}閣議において事前にしかるべく報告^{し、}（^{去年の東南アジア御訪問の際も同様。}）

2. 今次御訪問に対する世論やブレスの関心は高く、^{最小限の内容については}日程が固まった段階で手当を行っておくことが適当である。

3. 我が方としても安全面を極めて重視しており、この点に関する中国側の懸念を十分理解するものであるが、上記1. 及び2. とのバランスの関係も^{し、正確な報告を最小限の内容として行う。}考慮^{必要とある。}。

他方、我が方としては29日に予定していた閣議報告及び对外発表を10月⁶日に延期する用意がある^{すに}同日に随員についての閣議決定、10月9日に予備費についての閣議決定を予定しており、^{いふ}

尚、国民やブレスの関心に應えるため、御訪問の1週間～10日前に主要行事につき発表することが必要となる（本件は閣議とは直接関係しない）が、この点は、更に追電する。貴館参考まで。

上海に転電した。

（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-027

大 政事外外官
大 務務 典房
次次 審長
臣秘官官審審長

北経環査官 外
大大ア察括房 研
使使大審審審 長

口対文 厚情研

察人 史オ

外 報 官
審 内

文 長
審 二

長 参政保旅外

長 東
北東西

北 米 長
審 一二保地

中 南 長
参 一二

欧 長
審 西口洋
西東

ア 長
審 一二アア
一二

長 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 密国開無
審調技有理

条長 審条協規

国 長 審政経人
参軍社

科 審 科原

情調長 審情析調
企安

総 番 号 R195366

月 28日

平成 4年 9月 28日

中 国 発

木 省 着

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

主 管

儀

EEV（日程概要の発表）

第3727号 秘 大至急

貴電第2871号に関し、

冒頭貴電に沿って再度中国側に本件申し入れを行っていたところ、28日朝、張シンユウ外交部れい賓司処長より当館ヌマタに対し、日本側の本件申し入れ内容につき上司（外交部副部長）に再度報告説明し、日本側申し入れ通り日本側国内事情をも考慮し、本件日程概要を公表することにつき同意することとした旨回答越した。ただし、中国側においては、かかる日程概要の公表は、安全面等にかんがみ差しひかえる趣。

上海に転電した。（了）

官房長官記者会見

天皇陛下御訪中（官房長官記者会見）

92.9.16

中国課

18日閣議後の記者会見における官房長官の発言・応答要領、関連資料を下記の通りと致しました。

記

〔発言要領〕

「今朝の閣議に先だち、宮澤総理より渡辺副総理兼外務大臣に対し、10月23日から28日までの間と行なわれる予定の天皇皇后両陛下の中国御訪問に首席随員として同行をお願いしたいとの話があり、渡辺副総理兼外務大臣よりは、これを謹んでお受けするとの返事がありました。これにより、天皇皇后両陛下の中国御訪問の首席随員は渡辺副総理兼外務大臣に内定致しました。本件については、10月はじめの閣議で正式に決定、発令される予定です。」

[応答要領]

(天皇皇后両陛下御訪中の首席随員は、これまで総理経験者ということ
とで人選を進めていたのではなかったのかと問われる場合)

答. 首席随員の人選についてこれまで種々の憶測が行われてきているが、
政府としては、今回、宮沢総理から渡辺副総理兼外務大臣に対し直接の
依頼が行われ、大臣がこれをお受けすることによって確定したものであ
る。

(今回の決定により、10月28、29日の両日開催する予定の「旧
ソ連支援東京会議」は影響を受けるのかと問われる場合)

答1. 「旧ソ連支援東京会議」の開催は、渡辺大臣が出席した本年1月
のワシントン会議で、旧ソ連諸国の民主化、市場経済化への支援という
国際的枠組みの中における貢献の一つとして我が国から提案したもので、
会議では渡辺外務大臣自身が議長を務められる。

2. 今般の決定により、渡辺大臣が28日夜に帰国されることになっ
たところ、「旧ソ連支援東京会議」は予定を1日変更し、29、30日
の両日開催することとし、関係国に対する連絡を開始したところである。

(更問. 我が国だけの都合で会議の日程を変更するのは、外交上非礼ではないのかと問われた場合)

答. 今回会議の日程については、分科会共同議長国を中心に28、29日の両日開催というラインで調整をしてきたのは事実であるが、未だ会議への正式招待状を発出した訳ではなく、また会議までは1ヵ月以上を残しており、1日程度ずれることは、外交上非礼との指摘は当たらず、関係国の理解も得られると考える。

(参考) ワシントン、リスボン、東京と続いてきた旧ソ連支援調整会議には5つの分科会があり、それぞれの共同議長国は次の通り。

食料	加、英、独
医療	日本、米、仏
住居	独、伊
エネルギー	蘭、ヴェネズエラ
技術支援	日本、米、EC委

(資料)

1. 天皇・皇后両陛下の外国御訪問の首席随員を外務大臣ないし外相経験者が務めた例

〈年〉	〈訪問先〉	〈首席随員〉
昭和46年	昭和天皇・皇后両陛下の訪欧	福田外務大臣
昭和50年	昭和天皇・皇后両陛下の訪米	福田副総理兼経企庁長官 (元外相)
平成3年	今上天皇・皇后両陛下の東南アジア諸国訪問	倉成衆議院議員 (元外相)

2. 我が国が受け入れた国公賓の首席随員を外務大臣が務めた例 (平成元年以降)

〈年・月〉	〈国名〉	〈国賓または公賓〉	〈首席随員〉
平成元年4月	イタリア	デミータ首相	アンドレオッティ外務大臣
平成元年4月	中国	李鵬國務員総理	銭其琛外交部長
平成元年12月	タンザニア	ムウィニ大統領	ムカバ外務大臣
平成2年4月	タイ	チャチャイ首相	シティ外務大臣
平成2年5月	韓国	盧泰愚大統領	崔浩 ^{クワイ} 中外交部長官
平成3年4月	ソ連	ゴルバチョフ大統領	ベススメルトヌィフ外務大臣
平成3年10月	オランダ	ベアトリックス女王	ファン・デン・ブルック外務大臣
平成4年3月	ペルー	フジモリ大統領	ブラッケル外務大臣
平成4年4月	中国	江沢民共産党総書記	銭其琛外交部長

随員についての閣議決定

天皇皇后両陛下中華人民共和国御訪問につき
随員を命ずることについて

宮内庁

宮内庁長官

藤森昭一 ふじ もり しょう いち

侍従長

山本 悟 やまもと さとる

式部官長

角谷 清 すみ や きよし

外務省参与(大使)

加賀 美夫 かが が み お

女官長

井上 和子 いのうえ かづ こ

儀典長

中村 順一 なかむら じゅん いち

(式部副長) 式部官

菊田 吉夫 きく た よし お

臣 おみ

— ٧ —

— 5

孝 たか

夫 お

夫 お

雄 お

則り

雄 お

子 2

子と

天皇皇后兩陛下中華人民共和国御訪問につき随員を命ずる

侍

従

目^め

黒^{くろ}

勝^{かつ}

介^{すけ}

おって、首席随員には外務大臣渡辺美智雄を命ずるものであります。

理 由 書

天皇皇后両陛下は、来る十月二十三日から十月二十八日まで中華人民共和国を御訪問になるので、外務大臣 渡辺 美智雄 を首席随員とし、宮内庁長官 藤森昭一 以下を随員として随行させるものである。

本籍



安 あ
倍 べ
泰 やす
子 こ



昭和十九、三 聖心女子学院語学部卒業

二十二、四 安倍 勲と結婚

平成 元、七 宮内庁御用掛

天皇皇后両陛下御訪中の随員に係る閣議決定関係想定問答

(4.9.28作成)

問1 御日程の詳細はいつ決まるのか。

答 御日程は、10月23日(金)東京御出発、同月28日(水)御帰国であり、中国での御日程の概要は、本日の閣議に報告したとおりである。

御日程の詳細は、10月4日(日)から同月10日(土)にかけて行われる関係省庁(外務省、警察庁、宮内庁)により構成される先遣隊の現地調査の結果及び相手国政府・関係機関との協議を踏まえ決められることになると聞いている。

問 2 首席随員を渡辺美智雄副総理兼外務大臣にした理由は何か。

答 天皇皇后両陛下の外国御訪問については、内閣が責任を負うべき立場にあり、昭和46年の御訪欧の際は福田赳夫外務大臣を、昭和50年の御訪米の際は福田赳夫副総理兼経済企画庁長官を、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際は外務大臣経験者である倉成正衆議院議員を、それぞれ首席随員に発令してきている。

今回の御訪問に際しても、首席随員の役割に鑑み、また、これら前例を踏まえ、渡辺美智雄副総理兼外務大臣が首席随員にふさわしいと判断したものである。

問3 対外スポークスマンはなぜ必要なのか。

答 今日の国際社会における日本の役割及び日本に対する関心の増大に伴い、対外プレス対策の重要性は一段と増大している。

これを踏まえ、両陛下の今回の御訪問についても、御訪問国及び第三国のプレスに対し、今次御訪問の意義や陛下の御動静につき説明するため、対外スポークスマンを随員の一人として発令した。

問4 対外スポークスマンを加賀美秀夫大使にした理由は何か。

答 今回の両陛下の外国御訪問の対外スポークスマンについては、外務省情報文化局長や侍従職御用掛（昭和53年2月～昭和54年10月）国連大使（昭和62年12月～平成2年4月）等の豊富な経験を有し、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際に対外スポークスマンを務めた外務省参与（平成2年9月～）である加賀美秀夫大使にお願いすることとした。

問5 随員，随行員の数と発令について問う。

答 今回の両陛下の御訪中に当たっては，御訪問国との友好親善の実が
挙がるようにすることを基本にしつつも，随員，随行員については，
御訪問に支障のない最小限の人数に厳選し，首席随員以下随員20人，
随行員14人，計34人とした。

なお，随員は閣議決定により内閣が発令し，随行員は宮内庁長官が
発令することとなる。

(参考) 天皇皇后両陛下及び昭和天皇・皇太后陛下の外国御訪問時
の随員，随行員数

	首席随員	随員	随行員	計
昭和46年 御訪欧 (9月27日~10月14日)	1人	19人	14人	34人 (9月3日発令)
昭和50年 御訪米 (9月30日~10月14日)	1人	21人	15人	37人 (9月5日発令)
平成3年 東南アジア諸国御訪問 (9月26日~10月6日)	1人	19人	14人	34人 (9月3日発令)

問6 国事行為の臨時代行の設置について問う。

答 この度の天皇陛下の中国御訪問は、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和39年法律第83号）第2条に規定する「事故」に該当するので、天皇陛下には、中国御訪問の期間、国事に関する行為を皇太子殿下に委任して臨時に代行させられることになる。

（備考）

- 1 天皇陛下の中国御訪問の期間は、10月23日（金）から同月28日（水）まで。
- 2 国事行為の臨時代行の設置の手順は次のとおりである。

①内閣の助言と承認

国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項に規定する「内閣の助言と承認」が必要であり、その助言と承認は閣議決定によってなされる。

②天皇陛下の意思表示

国事行為を委任される旨の天皇陛下の御意思が必要であり、その意思表示は通常、勅書をもって伝達される。

③内閣の公示

国事行為の臨時代行に関する法律第5条の規定により国事行為を委任されたときは、内閣がその旨を公示する必要がある、それは内閣告示をもってなされる。

大 政事外外儀官
大務務 典历
次次
臣秘官官審審長長

外政審議室長

至 急 回 覧

北洋原 査總
大使使大 察括
審審

外研
長

總口刘文会厚情研
察人電在儀覽史本

外報官 参報際内外

文長 審一二

領移 参政保刘旅外

ア 審地(中東)
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西(口)样
西東

近 参一二アア
一二

經 次總極途
參極一國
長 一極エ國
安ホ二

参海 審準

經協長 審政国開無
審調技有理

參長 審參協規

國 審政經人
長 審軍社

科審 科原

情調長 参情析調
企安

政 務 次 官
事 務 次 官
外 務 審 議 官
外 務 審 議 官
官 房 長
總 括 審 議 官
總 務 課 長
企 画 官
情 報 課 長
企 画 課 長
大 臣 秘 書 官

經 濟 局 長
經 濟 協 力 局 長
条 約 局 長

外 務 報 道 官
文 化 交 流 部 長
報 道 ・ 広 報 担 当 参 事 官
報 道 課 長

国 際 報 道 課 長
国 内 広 報 課 長
海 外 広 報 課 長

一 般 情 報 班

(担当 本 内 2679)

大 臣 記 者 会 見 要 旨

(10月2日)(金)

。 安全保障問題原会議

。 閣議 (旧ソ連友好条約東京會議) (天皇御詔中の隋員祭念)

。 質疑応答

○安全保障閣僚会議

(大臣)本日午前 9:30 より開かれ、防衛庁長官 及び 当局から
来年度予算の 防衛力整備内容の 主要点について

説明があった。特に目新しい 話はなかった。本会議
の中味は 防衛庁問題については 論評をしてない。慣例的に
(「については 官房長官より発表するかい」)

なっている。

○ 閣議

(大臣) 総理府長官より 労働力調査について 発表が為る

れたが、完全失業率 については 独が 6.7%、^(米が) 7.6%、
英が 9.9%、仏が(7月において) 10.3%、西が 10.6%

などと なっており 参考になる。米では シェ・オノ制度が
あるのと 計算方法は 少し違うし、日本でも 潜在失業率

2.2% を 入れれば 3.5% くらい になるのでは ないか、

これでも (日本は) 低い方 だ。

(日ソ連支援東京会議)

去る 9月8日、自分から、10月28、29日に 本会議を 東京で

自分が議長と行って行かう旨を発表したが、その後、

天皇御訪中へ首席随員に任命されたため、日程が
重なりしてしまったため、一日ずらして正式案内状を

(10月) 29、30日として発表するに決めた。従って、先に発言
(10月27日)
したことを訂正するに決めた。

(天皇御訪中へ随員任命) 渡辺外務大臣他19名に
天皇皇后両陛下 中華人民共和国御訪団に?王首席随員

及び随員を命ずるその閣議決定がなされた。また、
日程は23日から28日までと発表された、23日東京発、

北京着、24日北京滞在、25日西安へ、同地滞在、
などとなっている、余り詳細は発表しない。

○質疑応答

(問) 昨日、佐藤内閣総務会長の「永年議員在職

表彰を祝う会」へのパーティーが開かれたが、大臣は
こうしたものを固くバツとすめたいのか、88年の「甲子

合戦」を上回るものが開かれてもいいと思ふのか。

(大臣) その関係の方はどうか知らないが、党三役

(だから)

というのではなく、25年のお祝い、ということでは、

そうあるものではなく一生に一度にし、他に祝賀

(の機会)

もないし、それ議員としては最高の栄誉でもあるから、

自分は、特別要人、役所にパーティー券を売りつけ

(たものでなく)

てもらっているわけでもないし、そこで身内の集まり

みたいなものだから、形式にとらわれることはない

のことはないか、と思う。要は何ほど程度問題で。

(問) 程度問題とは、金額とかでいいか、売りつけるとか、
(枚数とか)

そういうものが無ければよい、ということか。

(大臣) それも、全部総合的に、枚数の問題もある

だろうし、分相応なものか、いいだろうし。(昨年の

パーティー) 党三役の指名祝賀会ではなかった。

(問) 本日天皇陛下の所に行き何をお話するか。

(大臣) 首席随員をお受けしたという御報告だろう。

(その地帯に立っているか)

45分ほど話したが、まあ、ロシアの問題、その後、要人をお話し

あうかどうかた。 (DIP大分組訪日か) キレセルに

(PST-0P4-1722)

た、てのうた、た、

(3)



決 裁 書

大 臣 → 秘書官 (阿202) 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 儀典長 訪中準室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 9 月 24 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 近藤 4152
協議先 外務報道官 報道課長 国際報道課長 アジア局長 中国課長		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 EEV — 随員に係る閣議決定関係懇定問答		

本件想定問答 宮内庁作成案に、別添の通り
といたす承するにともなう。

(3)

92年09月24日(木) 11:57 宛先 35067801

天皇皇后両陛下御訪中の随員に係る閣議決定関係想定問答

(4.9.24作成)

問1 御日程の詳細はいつ決まるのか。

答 御日程は、10月23日(金)東京御出発、同月28日(水)御帰国であり、中国での御日程の概要は、去る9月29日(火)の閣議に報告したとおりである。

御日程の詳細は、10月4日から同月10日にかけて行われる関係省庁(外務省、警察庁、宮内庁)により構成される先遣隊の^{の結果}現地調査及び相手国政府・関係機関との協議を経て決めることになると聞いている。

官房長官より

発信 宮内庁 式部職

92年09月24日(木) 11:57 宛先 35067801

発信 宮内庁 式部職

P. 07

副総理兼

問2 首席随員を渡辺美智雄外務大臣にした理由は何か。

答 天皇皇后両陛下の外国御訪問については、内閣が責任を負うべき立場にあり、昭和46年の御訪欧の際は福田赳夫外務大臣を、昭和50年の御訪米の際は福田赳夫副総理兼^並経済企画庁長官を、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際は外務大臣経験者である倉成 正衆議院議員を、それぞれ首席随員に^{終令}任命してきている。

今回の御訪問に際しても、首席随員の役割に鑑み、また、これら前例を踏まえ、外務大臣が首席随員にふさわしいと判断したものである。

渡辺美智雄 副総理兼

問3 対外スポークスマンはなぜ必要なのか。

答 今日の国際社会における日本の役割及び日本に対する関心の増大に伴い、対外プレス対策の重要性は一段と増大している。

これを踏まえ、両陛下の今回の御訪問についても、御訪問国及び第三国のプレスに対し、今次御訪問の意義や陛下の御動静につき説明するため、対外スポークスマンを随員の一員として~~任命~~^{登壇}した。

問4 対外スポークスマンを加賀美秀夫大使にした理由は何か。

答 今回の両陛下の外国御訪問の対外スポークスマンについては、外務省情報文化局長や侍従職御用掛（昭和53年2月～昭和54年10月）国連大使（昭和62年12月～平成2年4月）等の豊富な経験を有し、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際に対外スポークスマンを務めた外務省参与（平成2年9月～）である加賀美秀夫大使にお願いすることとした。

問5 随員，随行員の数と発令について問う。

答 今回の両陛下の御訪中に当たっては，御訪問国との友好親善の実が
挙がるようにすることを基本にしつつも，随員，随行員については，
御訪問に支障のない最小限の人数に厳選し，首席随員以下随員 人，
随行員 人，計 人とした。

なお，随員は閣議決定により内閣が発令し，随行員は宮内庁長官が
発令することとなる。

(参考) 天皇皇后両陛下及び昭和天皇・皇太后陛下の外国御訪問時
の随員，随行員数

	首席随員	随員	随行員	計
昭和46年 御訪欧 (9月27日~10月14日)	1人	19人	14人	34人 (9月3日発令)
昭和50年 御訪米 (9月30日~10月14日)	1人	21人	15人	37人 (9月5日発令)
平成3年 東南アジア諸国訪問 (9月26日~10月6日)	1人	19人	14人	34人 (9月3日発令)

問6 国事行為の臨時代行の設置について問う。

答 この度の天皇陛下の中国御訪問は、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和39年法律第83号）第2条に規定する「事故」に該当するので、天皇陛下には、中国御訪問の期間、国事に関する行為を皇太子陛下に委任して臨時に代行させられることになる。

（備 考）

- 1 天皇陛下の中国御訪問の期間は、10月23日（金）から同月28日（水）まで。
- 2 国事行為の臨時代行の設置の手順は次のとおりである。

①内閣の助言と承認

国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項に規定する「内閣の助言と承認」が必要であり、その助言と承認は閣議決定によってなされる。

②天皇陛下の意思表示

国事行為を委任される旨の天皇陛下の御意思が必要であり、その意思表示は通常、勅書をもって伝達される。

③内閣の公示

国事行為の臨時代行に関する法律第5条の規定により国事行為を委任されたときは、内閣がその旨を公示する必要があり、それは内閣告示をもってなされる。

秘
無期限

決 裁 書

コピー決裁
(16)2024

大 臣 ・ 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主 管 儀典長 訪中準備室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	保 存 期 間			
		1類	2類	3類	4類
		(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
		起案 平成 4 年 9 月 24 日			
		決裁 平成 年 月 日			
		起案者		電話番号	
		近藤		4152	

協議先

コピー決裁
(16)3024

外務報道官
報道課長
国際報道課長
アジア局長
中国課長
最終版210-
最終版210-
コピー11封

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

EEV — 随員に係る閣議決定関係想定問答

1
本件想定問答 宮内庁作成案を、別添の通り
乙(ア)了承するに付致した。い。

(3)

92年09月24日(木) 11:57 宛先 35067801

天皇皇后両陛下御訪中の随員に係る閣議決定関係想定問答

(4.9.24作成)

問1 御日程の詳細はいつ決まるのか。

答 御日程は、10月23日(金)東京御出発、同月28日(水)御帰国であり、中国での御日程の概要は、去る9月29日(火)の閣議に報告したとおりである。

御日程の詳細は、10月4日から同月10日にかけて行われる関係省庁(外務省、警察庁、宮内庁)により構成される先遣隊の^{の結果}現地調査及び相手国政府・関係機関との協議を経て決められることになると聞いている。

宮内省より

発信 宮内庁 式部職

副総理兼

問2 首席随員を渡辺美智雄外務大臣にした理由は何か。

答 天皇皇后両陛下の外国御訪問については、内閣が責任を負うべき立場にあり、昭和46年の御訪欧の際は福田赳夫外務大臣を、昭和50年の御訪米の際は福田赳夫副総理兼^並経済企画庁長官を、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際は外務大臣経験者である倉成 正衆議院議員を、それぞれ首席随員に^{終令}任命してきている。

今回の御訪問に際しても、首席随員の役割に鑑み、また、これら前例を踏まえ、外務大臣が首席随員にふさわしいと判断したものである。

三度目美智雄 副総理兼

問3 対外スポークスマンはなぜ必要なのか。

答 今日の国際社会における日本の役割及び日本に対する関心の増大に伴い、対外プレス対策の重要性は一段と増大している。

これを踏まえ、両陛下の今回の御訪問についても、御訪問国及び第三国のプレスに対し、今次御訪問の意義や陛下の御動静につき説明するため、対外スポークスマンを随員の一員として任命した。

問4 対外スポークスマンを加賀美秀夫大使にした理由は何か。

答 今回の両陛下の外国御訪問の対外スポークスマンについては、外務省情報文化局長や侍従職御用掛（昭和53年2月～昭和54年10月）国連大使（昭和62年12月～平成2年4月）等の豊富な経験を有し、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際に対外スポークスマンを務めた外務省参与（平成2年9月～）である加賀美秀夫大使にお願いすることとした。

問5 随員，随行員の数と発令について問う。

答 今回の両陛下の御訪中に当たっては，御訪問国との友好親善の実が
 挙がるようにすることを基本にしつつも，随員，随行員については，
 御訪問に支障のない最小限の人数に厳選し，首席随員以下随員 人，
 随行員 人，計 人とした。

なお，随員は閣議決定により内閣が発令し，随行員は宮内庁長官が
 発令することとなる。

(参考) 天皇皇后両陛下及び昭和天皇・皇太后陛下の外国御訪問時
 の随員，随行員数

	首席随員	随員	随行員	計
昭和46年 御訪欧 (9月27日~10月14日)	1人	19人	14人	34人 (9月38発令)
昭和50年 御訪米 (9月30日~10月14日)	1人	21人	15人	37人 (9月5日発令)
平成3年 東南アジア諸国御訪問 (9月26日~10月6日)	1人	19人	14人	34人 (9月3日発令)

問6 国事行為の臨時代行の設置について問う。

答 この度の天皇陛下の中国御訪問は、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和39年法律第83号）第2条に規定する「事故」に該当するので、天皇陛下には、中国御訪問の期間、国事に関する行為を皇太子殿下に委任して臨時に代行させられることになる。

（備考）

- 1 天皇陛下の中国御訪問の期間は、10月23日（金）から同月28日（水）まで。
- 2 国事行為の臨時代行の設置の手順は次のとおりである。

①内閣の助言と承認

国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項に規定する「内閣の助言と承認」が必要であり、その助言と承認は閣議決定によってなされる。

②天皇陛下の意思表示

国事行為を委任される旨の天皇陛下の御意思が必要であり、その意思表示は通常、勅書をもって伝達される。

③内閣の公示

国事行為の臨時代行に関する法律第5条の規定により国事行為を委任されたときは、内閣がその旨を公示する必要がある、それは内閣告示をもってなされる。

秘
無期限

決 裁 書

コピ-決裁
(阿2024)

大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 儀 典 長 訪 中 準 室 長 首 席 総 務 班 長 ロ ジ 班 長 会計・庶務班長	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 9 月 24 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 電話番号 近藤 4152
---	---	--

協議先

コピ-決裁
(阿302)

外務報道官
報道課長
国際報道課長

アジア局長
中国課長
10/2 3x2x1258

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件 名

EEV — 随員に係る閣議決定関係懇定向答

1
本件想定問答 宮内庁作成案に、別添の通り
といたし承するにと致した。

(3)

92年09月24日(木) 11:57 宛先 35067801

天皇皇后両陛下御訪中の随員に係る閣議決定関係想定問答

(4.9.24作成)

問1 御日程の詳細はいつ決まるのか。

答 御日程は、10月23日(金)東京御出発、同月28日(水)御帰国であり、中国での御日程の概要は、去る9月29日(火)の閣議に報告したとおりである。

御日程の詳細は、10月4日から同月10日にかけて行われる関係省庁(外務省、警察庁、宮内庁)により構成される先遣隊の現地調査及び相手国政府・関係機関との協議を経て決められることになると聞いている。

発信 宮内庁 式部職

92年09月24日(木) 11:57 宛先 35067801

発信 宮内庁 式部職

P. 07

副総理兼

問2 首席随員を渡辺美智雄外務大臣にした理由は何か。

答 天皇皇后両陛下の外国御訪問については、内閣が責任を負うべき立場にあり、昭和46年の御訪欧の際は福田赳夫外務大臣を、昭和50年の御訪米の際は福田赳夫副総理兼^並経済企画庁長官を、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際は外務大臣経験者である倉成 正衆議院議員を、それぞれ首席随員に^{終令}任命してきている。

今回の御訪問に際しても、首席随員の役割に鑑み、また、これら前例を踏まえ、外務大臣が首席随員にふさわしいと判断したものである。

渡辺美智雄 副総理兼

問3 対外スポークスマンはなぜ必要なのか。

答 今日の国際社会における日本の役割及び日本に対する関心の増大に伴い、対外プレス対策の重要性は一段と増大している。

これを踏まえ、両陛下の今回の御訪問についても、御訪問国及び第三国のプレスに対し、今次御訪問の意義や陛下の御動静につき説明するため、対外スポークスマンを随員の一員として~~任命~~^{登壇}した。

問4 対外スポークスマンを加賀美秀夫大使にした理由は何か。

答 今回の両陛下の外国御訪問の対外スポークスマンについては、外務省情報文化局長や侍従職御用掛（昭和53年2月～昭和54年10月）国連大使（昭和62年12月～平成2年4月）等の豊富な経験を有し、また、平成3年の東南アジア諸国御訪問の際に対外スポークスマンを務めた外務省参与（平成2年9月～）である加賀美秀夫大使にお願いすることとした。

問5 随員，随行員の数と発令について問う。

答 今回の両陛下の御訪中に当たっては，御訪問国との友好親善の実が
 挙がるようにすることを基本にしつつも，随員，随行員については，
 御訪問に支障のない最小限の人数に厳選し，首席随員以下随員 人，
 随行員 人，計 人とした。

なお，随員は閣議決定により内閣が発令し，随行員は宮内庁長官が
 発令することとなる。

(参考) 天皇皇后両陛下及び昭和天皇・皇太后陛下の外国御訪問時
 の随員，随行員数

	首席随員	随員	随行員	計
昭和46年 御訪欧 (9月27日~10月14日)	1人	19人	14人	34人 (9月38発令)
昭和50年 御訪米 (9月30日~10月14日)	1人	21人	15人	37人 (9月50発令)
平成3年 東南アジア諸国御訪問 (9月26日~10月6日)	1人	19人	14人	34人 (9月38発令)

問6 国事行為の臨時代行の設置について問う。

答 この度の天皇陛下の中国御訪問は、国事行為の臨時代行に関する法律（昭和39年法律第83号）第2条に規定する「事故」に該当するので、天皇陛下には、中国御訪問の期間、国事に関する行為を皇太子殿下に委任して臨時に代行させられることになる。

（備 考）

- 1 天皇陛下の中国御訪問の期間は、10月23日（金）から同月28日（木）まで。
- 2 国事行為の臨時代行の設置の手順は次のとおりである。

①内閣の助言と承認

国事行為の臨時代行に関する法律第2条第1項に規定する「内閣の助言と承認」が必要であり、その助言と承認は閣議決定によってなされる。

②天皇陛下の意思表示

国事行為を委任される旨の天皇陛下の御意思が必要であり、その意思表示は通常、勅書をもって伝達される。

③内閣の公示

国事行為の臨時代行に関する法律第5条の規定により国事行為を委任されたときは、内閣がその旨を公示する必要があり、それは内閣告示をもってなされる。

プレスリリース(10/14)

天皇皇后両陛下中華人民共和国御訪問

御 日 程

平成4年10月15日

北 京

10月23日(金)～25日(日)

歡 迎 式 典(人民大会堂東門外広場)
楊尚昆主席との御会見(人民大会堂)
李鵬総理夫妻御引見(釣魚台国賓館)
楊尚昆主席お別れの挨拶(釣魚台国賓館)
楊尚昆主席主催歓迎晩餐会(人民大会堂)
江沢民総書記主催晩餐会(釣魚台国賓館)
大使主催レセプション(中国大飯店)
八達嶺長城御訪問
故宮博物院御訪問
中国科学院御訪問(天皇陛下)
北京北海幼稚園御訪問(皇后陛下)

西 安

10月25日(日)～27日(火)

陝西省長主催歓迎晩餐会(ハイアット・ホテル)
文 芸 の タ ベ(ハイアット・ホテル)
大 雁 塔 御 訪 問
陝西省博物館(碑林)御訪問
陝西歴史博物館御訪問
西 大 門 城 壁 御 訪 問

上 海

10月27日(火)～28日(水)

上海市長主催歓迎晩餐会(新錦江飯店)
上海学者文化人等との御歓談
上海交通大学御訪問
農 村 御 訪 問

15日 7022 に対し 読取 17249, 7011-7012 225-704
3501-3501
Fax 3501-3522

2

※総第 108306号002公館宛
平成 4 年 10 月 14 日
18 時 59 分 43 秒受付

秘
無 期 限

大 至 急

電信課長

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中室長 首席班長 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 2 起案 平成 4 年 10 月 14 日 起案者 電話番号 北村儀典官 3041 (代筆 賞田)
協議先 ◎中国課長		

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国、	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 EEV (プレスリリース)			
主管・文書記号 儀	※電番 第3124号	大至急 普通 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 上海 転報	※転電番号 第632号	大至急 普通 (優先処理)	大使・総領事あて
(ハ〇字) 貴電が3966号に因し、 1. プレスリリースの内容は別添A×信のと おり。 2. リリース日は、15日午前11時(従って、15日 新聞については16日朝刊とした。) ※ 夕刊より使用するに比べて			
10830643 大至急 TYUUGOKU		等002 漢	

GB-1

外務省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

2

※総第 108307号002公館宛
平成 4 年 10 月 14 日 19 時 1 分 19 秒受付

秘
無 期 限

大 至 急

電信課長 (5)	大臣秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	儀典長 訪中室長 首席班長 口ジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 2 80 起案 平成 4 年 10 月 14 日 起案者 電話番号 北村儀典官 3041
	協議先 中国課長		

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件名 EEV (7°機レスリリリース)		
主管・文書記号 儀	※電番 第3125号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 上海 転報	※転電番号 第633号 大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
往電儀第 3125 号別 F 電 信		
※		
10830756 大至急 TYUUGOKU 等002 漢		
GB-1	外務省	回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

天皇皇后両陛下中華人民共和国御訪問

御 日 程

平成4年10月15日

北 京

10月23日(金)～25日(日)

歓迎式典(人民大会堂東門外広場)
楊尚昆主席との御会見(人民大会堂)
李鵬総理夫妻御引見(釣魚台国賓館)
楊尚昆主席お別れの挨拶(釣魚台国賓館)
楊尚昆主席主催歓迎晩餐会(人民大会堂)
江沢民総書記主催晩餐会(釣魚台国賓館)
大使主催レセプション(中国大飯店)
八達嶺長城御訪問
故宮博物院御訪問
中国科学院御訪問(天皇陛下)
北京北海幼稚園御訪問(皇后陛下)

西 安

10月25日(日)～27日(火)

陝西省長主催歓迎晩餐会(ハイアット・ホテル)
文芸の夕べ(ハイアット・ホテル)
大雁塔御訪問
陝西省博物館(碑林)御訪問
陝西歴史博物館御訪問
西大門城壁御訪問

上 海

10月27日(火)～28日(水)

上海市長主催歓迎晩餐会(新錦江飯店)
上海学者文化人等との御歓談
上海交通大学御訪問
農村御訪問

注意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

秘

電信写

08-027

大 政事外外官
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

北 経環査官 外研
大 大ア察括房 長
使 使大審審審

対文厚情研

察人(国)(国)(国)史オ

外 報 官 審(国)(国)(国)

文 長 審(二)

参政保(国)旅外

(国)(国)(国)東

(国)北東西

北 米 長 審一二保地

中 南 長 参一二

欧 審西口洋

西東

審一二アア

次総経途

参経漁国

経エ国
安ネ二

参海 審準

審(国)国開無

審調技有理

審条協規

審政経人

参軍社

科 科原

審 審情析調
企安

総 番 号 R 2 0 8 0 8 9

主 管

月 1 4 日

中 国 発

儀

平成 4 年 1 0 月 1 4 日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV (プレスリリース)

第 3 9 6 6 号 秘 大至急

14日、ロ・バイシン外交部れい賓司長よりマキタに対し、先にわが方より検討方申し入れておいたプレスリリース内容等について、次の通り回答越した。

1. 日本側が行う予定としているプレスリリース時期（具体的には15日から16日の間）については、特段異見はない。
2. ただし、リリース内容については、日本側より提示を受けたものは、具体的時間付けはないものの、毎日の行動日程が一目りよう然であることから、安全上の考慮からも望ましいものとは思えない。
3. 当方より、早速本国政府に通報する旨述べておいたところ、最終的プレスリリース内容及びリリース日をおり返し回電願いたい。

上海に転電した。(了)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-027

大 政事外外官
大 務務 典房
臣秘書官審審長長

北経環査官 外研
使大ア察括房 長
使大審審審

対文厚情研

察人() () () 史オ

外報官 審() () () 内()

文長 審日二

長 参政保() 旅外

長 () () () 東
() () () 北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西口洋
西東

長 審一二アア
一二

経 次総経途

長 参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審() () () 国開無
審調技有理

条長 審条協規

国 審政経人
長 参軍社

科審 科原

情調長 審情析調
企安

総 番 号 R209136

月 15日

平成 4年 10月 15日

中 国 発

本 省 着

主 管

儀

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV (プレスリリース)

第3992号 大至急

貴電第3124号に関し、

15日、マキタより外交部れい賓司ロ・バイシン司長に対し、冒頭貴電別電のプレスリリースの「概要」を説明するとともに、タイミングにつき通報したところ、先方は特に異見はない旨述べた。

また、後訪中中の毎日の行事をそれぞれ前日の本邦紙に掲載する形で事前報道する（23日の行事については22日に報道、24日の行事については23日に報道、以下同じ。ただし時間割りは発表しない。）とのやり方につき先方の反応を打しんしたところ、時間割りが発表されないのであれば問題ない旨述べるところがあつた。（了）

October 15, 1992
Foreign Press Center
Japan (ASC)

Itinerary of the Visit to China by Their Majesties
the Emperor and Empress of Japan

BEIJING

October 23 (Fri.) - 25 (Sun.)

Welcoming Ceremony (In front of the Eastern
Entrance of the Great Hall of the People)
Make a call on President Yang Shangkun
(Great Hall of the People)
Receive Premier Li Peng and his wife
(Diaoyutai State Guesthouse)
Farewell call by President Yang Shangkun
(Diaoyutai State Guesthouse)
Welcoming Dinner hosted by President Yang Shangkun
(Great Hall of the People)
Dinner hosted by General Secretary Jiang Zemin
(Diaoyutai State Guesthouse)
Reception hosted by Japanese Ambassador
(China World Hotel)
Visit Great Wall at Badaling
Visit Gugong Palace Museum
Visit Chinese Academy of Sciences
(H.M. the Emperor)
Visit Beijing Beihai Kindergarten
(H.M. the Empress)

XIAN

October 25 (Sun.) - 27 (Tue.)

Welcoming Dinner hosted by the Governor of Shaanxi
(Hyatt Hotel)
Evening of Culture (Hyatt Hotel)
Visit the Big Wild Goose Pagoda
Visit Shaanxi Provincial Museum
(the Forest of Steles)
Visit Shaanxi History Museum
Visit the West Gate

SHANGHAI

October 27 (Tue.) - 28 (Wed.)

Welcoming Dinner hosted by the Mayor of Shanghai
(Jin Jiang Tower)
Talks with academic and cultural circles in
Shanghai
Visit the Shanghai Jiao Tong University
Visit a farm village

(END)

御訪中についての官房長官談話

天皇皇后両陛下中国御訪問についての内閣官房長官談話

平成四年十月二十九日

天皇皇后両陛下には、去る十月二十三日から六日間にわたり中国を御訪問になり、昨日つつがなく御帰国になりました。同国においては心温まる歓迎をお受けになり、我が国との友好親善関係の増進に多大の成果を挙げられましたことは、誠に喜びに堪えない次第であります。

この御訪問を契機に、日中両国民間の相互理解と友好関係が一層増進するものと期待しております。また、中国の政府、国民から受けた温かい御歓待に対して、心からの謝意を表する次第であります。

秘
査表 下

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	保存期間				
	儀典長	1類	2類	3類	4類	
	訪中準室長	(永久)	(10年)	(5年)	(1年)	
	首席	起案 平成 4 年 10 月 28 日				
	総務班長	決裁 平成		年	月	日
	ロジ班長	起案者		電話番号		
	会計・庶務班長	村角		4151		
協議先						
総務課長 中国課長						
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)						
件名 天皇皇后両陛下御訪中(内閣官房長官 総務大臣 談話)						
GA-1 (昭和63. 4. 1改正)		外務省		回覧番号		

天皇皇后両陛下の中国御訪問からの御帰国後、
29日、別添の内閣官房長官談話を発表していたたけ
べく、内閣に対し所要の手続きをとることといたしたい(談
話の内容については宮内庁と協議済)。

(以上)

天皇皇后両陛下中国御訪問についての内閣官房長官談話

平成四年十月二十九日

天皇皇后両陛下には、去る十月二十三日から六日間にわたり中国を御訪問になり、昨日つつがなく御帰国になられました。同国においては心温まる歓迎をお受けになり、我が国との友好親善関係の増進に多大の成果を挙げられましたことは、誠に喜びに堪えない次第であります。

この御訪問を契機に、日中両国民間の相互理解と友好関係が、一層増進するものと期待しております。また、中国の政府、国民から受けた温かい御歓待に対して、心からの謝意を表する次第であります。

②

※総第 114526号002公館宛
平成 4 年 10 月 29 日
17 時 52 分 51 秒 受付

電信 案

電信課長 大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典室長 訪中準備室長 首席 総務班長 口ジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 2
		起案 平成 4 年 10 月 29 日 起案者 電話番号 村角 3041
協議先 中国課長 Economy Project 入三		(諏訪部)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

在 中国、上海	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 EEV (内閣官房長官談話)			
主管・文書記号 儀	※電番 合第21181号	大至急 普通	至急 (優先処理)
転電 転送 在 転報	※転電番号	大至急 普通	至急 (優先処理)
(八〇字)			
※			
11452662 優先 TYUUGOKU 等002 漢			
GB-1 外務省		回覧番号 109	

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

天皇皇后両陛下の中国からの御帰国

本件御訪中の無事終了を受け、29日、内閣官房長官より談話が発表されたところ、談話文を別FAX信（上海は商用FAX）する。

(了)

GM7312

FAX信

※総第 114527号001公館宛 GM7312-02

平成 4 年 10 月 29 日
17 時 53 分 50 秒受付

電 信 案

電信課長

大臣
秘書官
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長主管 儀典長
訪中室長
首席
総務班長
ロジ班長
会計・庶務班長※発電係 1 2
起案
平成 4 年 10 月 29 日
起案者 電話番号
村角 3041

(※印欄内は電信課記入)

協議先

中国課長

(諏訪部)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国		大使 総領事		あて		外務大臣 発	
件名 EEU (内閣官房長官談話)							
主管・文書記号 儀		※電番 FAX信		大至急 普通		至急 (優先処理)	
転電 転送 在		※転電番号		大 使・総領事あて		パターン・コード 大至急 至急 普通 (優先処理)	
往電儀合第21181号別FAX信。							
※							
11452775		優先		TYUUGOKU		F信	

GB-1

外 務 省

回覧番号

(昭和六三・六・三十改正)

天皇皇后両陛下中国御訪問についての内閣官房長官談話

平成四年十月二十九日

天皇皇后両陛下には、去る十月二十三日から六日間にわたり中国を御訪問になり、昨日つづがなく御帰国になられました。同国においては心温まる歓迎をお受けになり、我が国との友好親善関係の増進に多大の成果を挙げられましたことは、誠に喜びに堪えない次第であります。

この御訪問を契機に、日中両国民間の相互理解と友好関係が、一層増進するものと期待しております。また、中国の政府、国民から受けた温かい御歓待に対して、心からの謝意を表する次第であります。

(了)

FAX MESSAGE

通番		平成04年10月29日付	
上海総領事館 殿 (御中)		外務省 天皇皇后両陛下御訪中準備室 担当：村角(諏訪部) TEL: 03 (3580) 3311 内線 4152/4160/4161/3041 FAX: 03 (3506) 7801	
件名	EEV (内閣官房長官談話)		
送信枚数	一本票のみ / 本表を含め 2 枚		

通信欄：

往電儀合第21181号に[※]関係資料を送付致し封。

天皇皇后両陛下中国御訪問についての内閣官房長官談話

平成四年十月二十九日

天皇皇后両陛下には、去る十月二十三日から六日間にわたり中国を御訪問になり、昨日つつがなく御帰国になられました。同国においては心温まる歓迎をお受けになり、我が国との友好親善関係の増進に多大の成果を挙げられましたことは、誠に喜びに堪えない次第であります。

この御訪問を契機に、日中両国民間の相互理解と友好関係が、一層増進するものと期待しております。また、中国の政府、国民から受けた温かい御歓待に対して、心からの謝意を表する次第であります。

総理ブリーフ

対総理ブリーフ

／(事務次官 対総理ブリーフ用資料)

天皇陛下皇后陛下の中国御訪問

平成4年10月28日

外務省アジア局

天皇皇后両陛下は、これまでのところ、日程を順調にこなされ、本日夕刻羽田に御着の御予定。今次天皇皇后両陛下の御訪中の結果については両陛下が無事御帰国になってから改めて詳細を纏めて御報告したいが、現時点までを概括すれば次の通り。

1. 概要

今次天皇皇后両陛下の御訪中は日中両国の歴史上画期的なこと。日中両国民の友好親善に大きな成果を収めた。

中国側も、今次御訪中を極めて重視し、御訪中が日中両国民の伝統的な交流を一層促進するものとして極めて高く評価していた。

中国側の熱意は、準備の段階から感じられ、日中双方の事務方が緊張感をもって協力して作業を進めたことが極めてスムーズな御滞在中の日程消化に繋がった。

2. お言葉

お言葉については、(イ)その内容が明確で、かつ、率直なものであり、また、(ロ)過去の問題については象徴天皇として述べる最大限の表現と受けとめられたこと、(ハ)将来の日中関係についても十分配慮したものであったこと等から中国側は高く評価したものと判断される。

楊尚昆国家主席は、お言葉を終えられた陛下に対し、「温かいお言葉に感謝する」と述べ、また、陛下が江沢民総書記を御引見された際にも同総書記よりお言葉に対する積極的な評価が伝えられた。

3. 中国側接遇ぶり

中国側のもてなしは、かつて見られなかった程、心のこもったものであり、中国側の配慮が各日程のアレンジ等随所に感じられた。

警備については、これまで中国が受け入れた国賓の接遇をさらに上まわるような前例のない最大限の措置をとり、八達嶺や故宮で両陛下が出

会われた観光客も十分に事前にチェックを受けたものであった。これは、中国側が単に安全面に配慮したばかりでなく、最高級の外国要人に対する儀礼としての面が強かったと考えられる（このような警備は我が方から繰返し中国側に対し、万々が一の失敬^{マク}も許されない旨を要請したことに配慮して行われたものであり、中国側において安全上特に問題があったためではない）。

中国側は、陛下の憲法上のお立場を十分理解し、御会見、御引見の場での話題も文化、科学の分野に重点を置き、政治に関するものは一切避けた。

中国人の皇室観は今後この御訪中を境にして大きく変わるものと思われる。

4. 両陛下の御様子

天皇陛下は大変お元気で、皇后陛下は一時やや風邪気味であられたものの、お元気な御様子であられた。

両陛下は、限られた御滞在期間ではあったが、各地で古い文化と新しい中国を大変興味深く御視察になり、心ゆくまで中国の旅を楽しまれた御様子であった。

5. 報道ぶり

総じて見れば、「お言葉」を含め、バランスのとれた論調になっているが更に見極めて行く必要がある。

国内プレスは、「お言葉」及び御訪中全体について概ね好意的であったといえよう。特にテレビのカバレッジは良く、旅先での両陛下の自然なお姿が好評であった。

中国プレスは、事前の啓発記事を含め好意的であり、「お言葉」のみならず、御動静についても大きく取り上げていた。

第3国のプレスには「謝罪」していないとのトーンのものも多いが、あからさまな批判は一部を除き見られない。

大臣ブリーフ

対大臣ブリーフ

秘
無 類 限

報告・供覧

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準備室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 9 月 30 日 完結 平成 4 年 10 月 1 日 起案者 電話番号 片山 415Z
回覧先 欧亜局長 (アジア局) ソヴィエト連邦課長 中国課長 西布 スミ 10/1		
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。		
件名 EEV(大臣への御日程説明) (別紙の要点等) 30日午後、獲迎大臣に対し儀典長、アジア局長より 両陛下の御日程を中心に説明。		
GA-7 (昭和63. 4. 1改正) 外務省		回覧番号 041

30日午後2時40分より35分程、大臣に対し中村儀典長、池田アジア局長より両陛下御訪中日程を中心に説明したところ、結果ポイント次の通り。

1. 大臣には斎藤秘書官（随員）の他、堀越秘書、渡辺秘書が同行。大臣より、自分（大臣）の近くに秘書の部屋をアレンジしてもらいたい旨御要望あり。

2. 儀典長より、朝食及び内輪の食事につき橋本大使より、御希望があればいつでも同席申し上げたい旨連絡があった旨紹介。朝食の中・洋の区別については、大臣より中華（お粥）が良い旨応答。

3. 大臣より、御訪中からの帰国直後に旧ソ連支援国会合があるので、本省からの資料等送付につき現地の大使館・総領事館の体制を整えてほしい旨大臣より御要望あり。アジア局長よりは、欧亜局のしかるべき者を上海に出張させてはどうかと申し入れている旨紹介。

（了）

天皇皇后両陛下の御訪中（閣議決定等）

平成 4 年 8 月 1 8 日

儀 典 官 室

1. 閣議決定

(1) 期日

8月25日

(2) 閣議決定案

現在中国側と擦り合せ中であるが、暫定案は別添 1. の通り。

2. 対外発表

閣議終了後、官房長官より別添 2. の通り閣議決定の内容を発表する。

但し対外発表については、閣議決定内容の第 2 パラグラフの末尾に「両陛下には、前記招待をお受けになった」との一文を追加している。

対外発表の際には別添 3. の応答要領を適宜利用。

3. 総理談話

従来より両陛下の外国御訪問に際しては閣議決定の際に総理談話を出している（昭和天皇の御訪問の際は謹話として発表。昨年 of 東南アジア御訪問決定に際しては談話という形式に変えている）。

4. 省内準備委員会及び準備室

(1) 25 日、閣議終了後、次官を長とする省内準備委員会第 1 回会合を開催、併せ具体

的準備を行う準備室を設置。

〔準備委員会の構成〕 事務次官

外務審議官（政務）

儀典長

外務報道官

官房長（総務課長）

アジア局長

経済協力局長

文化交流部長

5. 先遣隊の派遣

（1）下見調査団を閣議決定後できる限り早い時期に派遣（現在中国側と折衝中）。

（2）本格的先遣隊を9月下旬に派遣予定。

6. 橋本大使の御進講

橋本大使が26日に御日程について御進講の予定（橋本大使の帰国については対外的に厳に秘の扱いとしているので右御留意下さい）。

（了）

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問について

(平成4年 月 日)
(閣議決定案)

中華人民共和国主席から、天皇皇后両陛下に対し同国を御訪問になるよう招請があった。

ついては、我が国と同国との友好親善関係にかんがみ、本年秋、両陛下に同国を公式に御訪問願うことといたしたい。

御日程については、今後中華人民共和国政府と協議の上決めることとなるが、
{ 月 日東京御出発で、約 日間となる予定である。
月 日から 月 日まで~~となる~~_の予定である。

(注) 招請の主体及び最後のパラ(御訪問期間)については中国側とすり合せ中。

(注) 招請の主体及び最後のパラ(御訪問期間)については中国側と
すり合せ中。



天皇・皇后両陛下の中国御訪問
(記者会見用擬問擬答)

平成4年8月
外務省

1. 中国から元首は訪日しているか。(まず、中国側から訪日すべきで、陛下の御訪問は答礼として考えるべきとの考え方を念頭においたもの)

(更問) 今回の御訪問は答礼との趣旨があるのか。

2. 天皇陛下は対外的に元首であるか。

(更問) 中国側は陛下を元首として受入れるか。

3. 今次の中国御訪問の目的・意義如何。

4. 憲法第4条第1項との関係で御訪問は陛下の如何なる行為に当るのか。

5. 天皇陛下を政治的に利用することにならないか。

6. 過去の歴史との問題はどうか位置付けられるのか。

(更問) 天皇陛下は中国に謝罪されるのか。

7. 賠償問題や従軍慰安婦問題は出ないのか。

(更問) 従軍慰安婦、民間賠償、靖国、PKO批判、尖閣諸島問題など日中両国間には真に安定した友好関係が築かれているとは言い難く、このような時期に天皇陛下に御訪問頂くのは適当でないのではないか。

8. 人権抑圧を行なっている中国を天皇陛下が御訪問になることは、他の自由諸国との友好関係を損なうことになるのではないか。

9. 現在の中国の国内情勢は不安定であり、このような国を現在両陛下が御訪問されることは不適當ではないか。

10. 総理は「国民の祝福の中で御訪中頂くことが望ましい」と語っているが、そのような状況であると認識しているのか。

11. 御日程はいつごろ固まるか。

12. 首席随員は誰になるのか。

13. 韓国との関係で訪中を先にすることにつき問題はないか。

(更問) 欧米諸国との関係で問題はないのか。

(更問) 御訪問先がアジアに偏っているのではないか。

問 1. 中国から元首は訪日しているか。

(答)

1. 昭和五十五年に華国鋒國務院総理兼共産党主席（当時）がはじめて
国賓として訪日している。
2. 当時の中国において元首の定義は必ずしも明確ではなかったが、政
府及び党の長として国内において第一位の地位であったことに鑑み、
国賓として招請したものである。

(注 1) 昭和 55 年当時の中国は国家主席をおかず、憲法上も特に元首
についての規定はなかった。なお、現行憲法（昭和 57 年改正）
では、第 3 章第 2 節（第 79 条～84 条）において国家主席につ
いて述べられており、「中華人民共和国を代表し、外国の使節を
接受し、全国人民代表大会の常務委員会の決定に基づいて外国駐
節の全権代表を派遣或いは召還し、外国と締結した条約と重要な
協定を批准或いは廃棄する」（第 81 条）と規定されている。

(注2) 中国要人の訪日歴

華国鋒総理	(1980年5～6月)	(国賓)
趙紫陽総理	(1982年5～6月)	(公賓)
胡耀邦総書記	(1983年11月)	(公賓)
彭真全人代委員長	(1985年4月)	(国会の賓客)
李鵬総理夫妻	(1989年4月)	(公賓)
江沢民総書記	(1992年4月)	(公賓)
万里全人代委員長	(1992年5～6月)	(国会の賓客)

(更問) 今回の御訪問は答礼との趣旨があるのか。

(答)

1. 今回の訪問は中国側より再三にわたり国交正常化20周年の本年に御訪中頂きたいとの招請が行われたことを受けて行われるものであり、二国間の友好親善関係の増進を図ることを目的としている。
2. 中国よりは既に国賓として訪日していることに鑑みれば、答礼との位置づけも可能であると考えられるが、今次御訪問は前述の如く幅広い観点より二国間の友好親善関係の増進を図るもの。

問2. 天皇は対外的に元首であるか。

(答)

一般論として、天皇が元首であるかどうかは元首の定義如何による。昔のように内治、外交の全てを通じて国を代表し、行政権を掌握している存在として元首を定義するならば、日本国憲法のもとでは、天皇は元首であるとはいえない。しかし、天皇は、現在の憲法のもとにおいて、国の象徴とされており、ごく一部ではあるが、外交関係において国を代表する面を持っているのでそのような面を有するものを元首と定義するならば、天皇は元首であるということができる。

(更問) 中国側は陛下を元首として受け入れるか。

(答)

天皇陛下が御訪問される際、外国が如何なる接遇をするかは訪問先の国がその国の基準なり、方針なりに従って決めるべきことであるが、受入れ国も日本国の象徴であられる天皇の基本的な御地位については十分理解していると考えられるので、かかる象徴たる地位にあられる天皇として相応しい接遇がなされることになろうと思われる。

問3. 今次の中国御訪問の目的・意義如何。

(答)

1. 中国側より再三にわたり外交儀礼にかなった招請あり。これに対し誠意をもって対処することが必要。

(注) 中国側は、(1) 御訪中は日中両国の国民間の友情を深めるためのものであり、大歓迎すること、(2) 日本側を困らせることは決してしないこと、を明確にしている。

2. 本年は国交正常化20周年という重要な節目でもあり、天皇・皇后両陛下の御訪中は、友好親善訪問という本来の目的に適うもの。

3. アジア諸国は我が国のアジアに対する基本姿勢を強い関心を持って見守っている。昨年のもう陛下の東南アジア諸国御訪問に続く本年の中国御訪問は、このようなアジア諸国によって歓迎され、また評価されよう。

4. 広範な中国国民は、もう陛下の御訪中によって、平和国家日本の姿のみならず、新憲法下の我が国の皇室像を深く理解することとなろう。更に、もう陛下の誠実かつ暖かいお人柄は、必ずや中国の人々に強い感動をもたらすものとなろう。

問4. 憲法第4条第1項との関係で御訪問は天皇陛下のいかなる行為に当たるのか。

(答)

1. 国事行為は、憲法上限定列挙されており、天皇の外国御訪問は、国事行為に当たらない。
2. 天皇陛下が国際親善のために外国を御訪問される行為は、天皇の象徴としてのお立場に基づいて行われるものであり、天皇の公的行為に当たると考える。

(参考)

天皇の公的行為とは、憲法の定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるものをいう。

天皇の公的行為については憲法上の明文の規定はないが、象徴たる地位にある天皇の行為として当然に認められるというのが従来からの政府の立場である。

なお、天皇の公的行為がいやしくも国政に影響を及ぼすものであってはならないことはいうまでもない。

問 5. 天皇陛下を政治的に利用することにならないか。

(答)

天皇陛下の今次御訪問は、国際親善のための御訪問であり、親善の効果があがるよう政府として配慮することは当然である。また、政治に関与されないという天皇の御立場に鑑みれば、今回の御訪問が政治的なものにならぬよう政府においても十分配慮する所存であり、いわんや政府が天皇陛下の御訪問を政治的に利用することはありません。

(ちなみに、中国側は、天皇陛下の御訪中は将来にわたる日中両国の国民間の友情を深めるためのものであり、政治利用することなど毛頭考えていないことを明らかにしている。)

問6. 過去の歴史との問題はどの位置付けられるのか。

(答)

国交正常化20周年を迎え両国の平和友好関係を更に発展させていこうとしている中であって、陛下の御訪中は、両国間の友好親善関係を深めるために行なわれるものである。

(更問) 天皇陛下は中国に謝罪されるのか。

(答)

陛下は「謝罪」のために訪中されるのではなく、両国間の友好親善関係の増進を図るためにおいでになる。この点は、中国側も繰り返し同様の認識を明らかにしている。

問 7 . 賠償問題や従軍慰安婦問題は出ないのか。

(答)

陛下は、両国間の友好親善関係を深めるため訪問されるものであり、賠償問題や従軍慰安婦問題が議論されることはあり得ない（中国側は、日本側を困らせることは決してしないことを明確にしている）。

(更問) 従軍慰安婦、民間賠償、靖国、PKO批判、尖閣諸島問題など日中両国間には真に安定した友好関係が築かれているとは言い難く、このような時期に天皇陛下に御訪問頂くのは適当ではないのではないのか。

(答)

1. 関係の深い二国間にあつて懸案があるのはむしろ自然。
2. 要は、困難を乗り越え種々の努力を継続することにより、日中両国は「過去」の不幸な歴史に由来する種々の困難を含めこれを乗り越える共同努力を行ってきた。
3. 天皇陛下の御訪中は必ずや両国間の友好親善関係を更に増進させるものとなろう。

問 8. 人権抑圧を行っている中国を天皇陛下が御訪問になることは、他の自由諸国との友好関係を損なうことになるのではないか。

(答)

我が国は天安門事件に対する国際批判と同一歩調を取りつつも、中国を完全な国際孤立に陥れないために努力。中国は今や市場経済を指向する政策へと大転換を遂げつつあり、これは我が国の努力が実を結んだ結果。このような状況下で、両陛下が日中国交正常化20周年を祝って訪中されても、国際社会に波風が立つことはない。

(更に追及ある場合)

(答)

1. 中国の人権問題については、我が国は西側各国（特にG7）と共通の認識に立って、高いレベルで関心を表明してきている。中国側もこれを受け国際世論に歩み寄りを示しつつある。
2. 他方、中国における人権問題の解決の必要性和天皇陛下の御訪中とは同次元の問題に非ず。天皇陛下の御訪中は純粋に友好親善の観点からなされるもの。中国の人権問題へのアプローチは政治のレベルでなされるべきもの。

問9. 現在の中国の国内情勢は不安定であり、このような国を現在両陛下が御訪問されることは不適當ではないか。

(答)

中国側は国を挙げて陛下の御訪中を歓迎しており、中国の内政に陛下の御訪中を関連付けようとの意図はないと承知。

(注) 中国の国内情勢は安定。俗に言われる「改革」派と「保守」派の対立というのは改革・開放のテンポを巡っての政策面での意見対立が中心。また、かかる政策面での対立も、改革・開放の一層の推進に収斂しつつある。

問10. 総理は「国民の祝福の中で御訪中頂くことが望ましい」と語っているが、そのような状況であると認識しているのか。

(答)

1. 陛下の外国御訪問が国民の祝福を受けて行われるのが望ましいことは、訪問先が中国でなくとも当然のこと。
2. 今次御訪中についても中国側は政府・国民を挙げて歓迎する旨述べており、また、我が国国内の各種世論調査や各紙社説も概ね陛下の御訪中に賛成であると承知している。

問11. 御日程はいつごろ固まるのか。

(答)

今次訪問の御日程については、今後、中国政府と協議の上決めることとなるが、決定の時期については未定。

問12. 首席随員は誰になるのか。

(答)

両陛下の外国御訪問の首席随員については、今後政府部内で検討していくことになる。

(参考)

昭和天皇・皇后両陛下の訪欧・訪米の際の首席随員

訪欧（昭. 46）福田外務大臣（当時）

訪米（昭. 50）福田^副総理兼経企庁長官（当時）

今上天皇・皇后両陛下のASEAN訪問の際の首席随員

訪ASEAN（平成3）倉成正衆院議員（元外相）

問13. 韓国との関係で訪中を先にすることにつき問題はないのか。

(答)

中国と並んで、韓国御訪問も避けて通れない課題であるが、本年は韓国大統領選挙の年でもあり、御訪問の機が熟していない。

(更問) 欧米諸国との関係で問題はないのか。

(答)

ない。(いかなる形であれ欧米諸国の政府から天皇陛下の中国御訪問について懸念めいた話がよせられたことはない。)

(更問) 御訪問先がアジアに偏っているのではないか。

(答)

種々の事情により、偶々アジア諸国への御訪問が昨年及び本年と続くこととなったが、右をもってアジアに偏っているとの見方は当たらない。

(了)

御訪中招待

御訪中招待の経緯

中国国家主席よりの招待状

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写



大 政事外外(官)
大 務務 典房
臣秘官官審審長長

北経環査総官 外
大大ア察揺房 研
使使大審審審 長

口対文会厚情研
察人電在徹警史オ

外 報 官
審 報 際 内 外

文 長
審 一 二

領 長
参 政 保 対 旅 外

(ア) (審地) 東
参 北 東 西

北 米 長
審 一 二 保 地

中 南 長
参 一 二

欧 長
審 西 口 洋
西 東

審 一 二 ア ア

次 総 経 途
参 経 漁 国

参 経 エ 国
安 ネ 二

参 海 密 準

経 協 長
審 政 国 開 無
審 調 技 有 理

条 長
審 条 協 規

国 長
審 政 経 人
参 軍 社

科 審
科 原

情 調 長
審 情 析 調
企 安

総 番 号 R167702

月 20日

平成 4年 8月 20日

中 国 発

本 省 着

儀 典 長

外 務 大 臣 殿

橋 本 大 使

EEV (招請状)

第3164号 極秘 大至急

(限定配布)

往電第3162号に関し、

20日午後、当館ヌマク、セグチがテイ・ショウリン外交部アジア司日本処副処長を往訪した際、本件正式招請状となる口上書を(別FAX信の通り)手交越した。

なお、本口上書の日訳次の通り。

「日本国駐中華人民共和国大使館：

中華人民共和国外交部は、日本国駐中華人民共和国大使館に対しけい意を表するとともに、次の通り通報するよう榮を有する。

中華人民共和国主席ヨウ・ショウコンは、日本国てん皇へい下及び皇ごうへい下を今年10月23日から28日までの間、中華人民共和国を正式に御訪問されるよう招請する。

すう高なるけい意を表する。

中華人民共和国外交部

1992年8月21日、おいて北京」

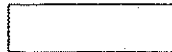
本電のみ上海に転電した。(了)

外 務 省

大至急

FAX信

秘



総番号 R167700

主管

月 20日

平成 4年 8月 20日

中国 発
本省 着

儀

外務大臣殿

橋本大使

、EEV (招請状)

FAX信 秘 大至急

(以下FAX送信 PK0949-01)

往電和2164字別ZAX信



PK0949 1

中华人民共和国外交部

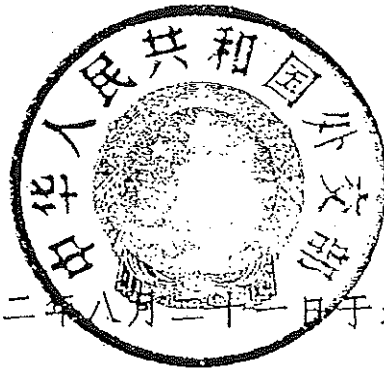
(92)部亚字第 30 号

日本国驻华大使馆：

中华人民共和国外交部向日本国驻华大使馆致意，并
谨荣幸通知如下：

中华人民共和国主席杨尚昆邀请日本国天皇陛下和皇
后陛下于今年十月二十三日至二十八日对中华人民共和国
进行正式访问。

顺致最崇高的敬意。



一九九二年八月三十一日于北京

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

限配布
限配布

総番号 R165870

月 18日

平成 4年 8月 18日

主管

中国 発
本省 着 儀典長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇へい下の御訪中

第3123号 極秘 大至急

(限定配布)

貴電き典長第2347号に関し、

18日午前、当館ヌマタよりテイ・ショウリン外交部アジア司日本処副処長に対し、冒頭貴電の招請状発出方要請したところ、テイ副処長は、国家主席自身の招請状となるか口上書等となるかの形式はともかくとして、日本側閣議開催日の前に発出し得るよう最善の努力をする、また、招請状の内容については、「ヨウ・ショウコン中華人民共和国主席は、てん皇・皇ごう両へい下が本年10月23日から同28日までの間、中国を訪問されることをかん迎する」といった簡けつな内容としたき旨申し越した。よつて、右招請状の内容については、特に異存なき旨回答しおいた。

上海に転電した。(了)

大 政事外外儀
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

北 経環査総官 外
大 大ア察括房 研
使 使大審審審 長

総口対文会厚情研

察人電在儀警史オ

外 報官 参報際内外

文 長 審一二

長 参政保対旅外

(ア) 審地中東
参北東西
一

北 米長 審一二保地

中 南長 参一二

欧 長 審西口洋
一
西東
二

(ア) 審一二アア
一
二

次総経途
参経漁国
一
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国 長 審政経人
参軍社

科 審 科原

情調長 審情析調
企安

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

限定配布

総番号 R165869

主管

月 18日

中国 発

平成 4年 8月 18日

本省 着

儀典長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇へい下の御訪中

第3122号 極秘 大至急

(限定配布)

往電第3097号に関し、

1. 18日午前、当館スマタがテイ・ショウリン外交部アジア司日本処副処長に対し、先に中国側に提示した本件対外発表文について、日本側は「中華人民共和国政府」を「中華人民共和国主席」と改めることに同意する旨、また、外交部れい賓司から本御訪中日程を10月23日からとすることで同意を得たことから、空白となっていた御訪問時期を「10月23日」と明記することとした旨申し入れ、これまでの中国側の検討状況及び中国側の対外発表文内容につき現状如何と問い合わせたところ、テイ副処長の述べたところ次の通り。

(1) 日本側対外発表文が中国側の意見を受け入れて「中華人民共和国主席」となつたので、外交部アジア司としては特に問題はなくなつたが、まだ部長レベルの最終決裁を得ていないので、正式回答については今暫く時間を欲しい。

(2) 中国側対外発表文は、未だ最終決裁を得ていないが、「ヨウ・ショウコン」という具体名を入れることとしている他、日程についても10月23日から10月28日までと明記する予定である。ただし、地方訪問先については一切触れず、「今後中日両政府間で協議の上決めることとなる」旨の発表に止める予定である。従つて、本対外発表後の日本側記者会見等においても、地方訪問先については今後両政府間で協議の上決めることとなるとのラインに止めて欲しい。

(3) (当方より、双方の最終的対外発表文については、出来るだけ20日午後までには固めることとしたく了解願いたき旨申し入れたのに対し) 最善をつくす。

外務省

大政事外外儀官
大務務典房
臣秘官官審審長長

北経環査総官 外研
大大ア察括房 長
使使大審審審

総口対文会厚情研

察人電在儀警史オ

外報官 参報際内外

文長 審一二

長 参政保対旅外

審地中東
参北東西
長 二

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧長 審西口洋
西東
二

ア長 審一二アア
二二

経長 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国長 審政経人
参軍社

科審 科原

情調長 審情折調
企安

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

2. 上記1. (2) の通り、中国側としては日程を10月23日から28日までと明らかにすることを考えている模様のところ、わが方としてこれに異存ないか、また、異存なき場合、わが方発表文で「28日」に触れることは出来ないか、少なくとも「約5日間」を「6日間」とするべきではないか等御検討の上、おり返し回電願いたい。

上海に転電した。(了)

- 注意 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

限定配布

総番号 R164844

月 15日

平成 4年 8月 15日

中国 発着

本省 着

主管

アジア局長

外務大臣殿

橋本大使

てん皇へい下の御訪中

第3098号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

15日、他用にて往訪せるマキタより、外交部アジア局武参事官に対し、13日北京発時事電（件名：ミヤザワ首相の決断を正式に伝達）に言及し、このようなニュースが「中国の極めて信頼すべき筋」をソースとして報道されるのは由々しいことであり、情報管理に重ねて注意願いたい旨申し入れた。

右に対し先方は、ハシモト大使とセン外交部長の会見（11日、往電第3025号）については、外交部内の一部限られた少数の者と党政府のトップレベルのみが知っていることであり、ろうえいすることは考えられないが、いずれにしる部内で改めて注意喚起することとしたい旨述べた。

わが方からは、更に、てん皇へい下御訪中に対するプレスの関心は極めて高く、特に時事通信は積極的に情報をさがし回っているので注意する必要がある旨念を押しておいた。（了）

大 政 事 外 官	典 房
大 務 務 次 官	典 房
臣 秘 官 官 審 審 長 長	
北 経 環 査 官	外 研 長
大 大 ア 察 括 房	
使 使 大 審 審 審	
総 口 対 文 会 厚 情 研	
察 人 電 在 備 歴 史 オ	
外 報 官	参 報 際 内 外
文 長	審 一 二
参 政 保 対 旅 外	
参 地 中 東	
参 北 東 西	
北 米 長	審 一 二 保 地
中 南 長	参 一 二
欧 長	審 西 口 洋
審 一 二 ア ア	
次 総 経 途	
参 経 漁 国	
経 エ 国	
安 ネ 二	
参 海	審 準
経 協 長	審 政 国 開 無
審 調 技 有 理	
条 長	審 条 協 規
国 長	審 政 経 入
参 軍 社	
科 審	科 原
情 調 長	審 情 折 調
企 安	

2

※総第 108831号002公館宛

平成 4 年 10 月 15 日
17 時 57 分 44 秒受付

秘
無 類 限

大至急

電 信 案

電信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 2 起案 平成 4 年 10 月 15 日 起案者 電話番号 村角 4151
	協議先 中国課長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中 国	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件名 EEV (被招待範囲)			
主管・文書記号 儀	※電番 第3140号	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード
転電 転送 在 工	※転電番号 第638号	大至急 至急 普通 (優先処理)	大 使・総領事あて
貴電才3987号に因し、 冒頭貴電のとおりとされた。い。 上海に転電した。(了)			
※			
10883146 大至急 TYUUGOKU 等002 漢			
GB-1 外務省			回覧番号 079

(※白欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検査班（内附 2171、2174）
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内附 3169）に連絡ありたい。

電信写

08 027

大政事外外官
大務務典房
臣秘書官審審長長

外研長
官房審
査部審
査官大
環子大
経大使
北大使

◎知文◎厚情研

察人部作爲歷史

外報官

文長 二〇番

參政保團旅外

東
西
北
南

北米長	審一二保地
-----	-------

中南
参一

歐	審西口洋
	一 西車

長
審一アア

長

次総経途

參經一國
長 經工國

参海	審準
----	----

經協長
審調技有

審 議 條 件	規 協 條 審
------------------	------------------

国	審政經人
長	參軍社

科審	科原
----	----

情調長	審情析調 企安
-----	------------

総 番 号 R209075

11 154

平成 4 年、10 月 15 日

外務大臣殿

中 国 卷

本書

橋本 大使

主 管

儀

EEV (已招待範圍)

第3987号 秘 大至急

往電第3911号に関し、

中国側の両へい下御一行招待わくが14名となつたところ、両へい下を含め当館が作成し中国側に提示した

随員名は中、11番イケダ・アジア局長を除く、13番タキフジ警察庁審議官までとすることによりきや、

お返し回電願いたい。

上海に転電した。(了)

外移省

対第三国通報

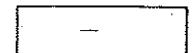
第三国への事前通報・報告

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写



政務次官
典房
臣秘書官審審長

北経環査官
大大ア察店房
使使大審審審

総口対文会厚情研
察人電在俄警史オ

外報官	審報際内外
文長	審二
長	参政保対旅外
ア長	審地東 参北東西
北米長	審二保地
中南長	参一二
欧長	審西口洋 西東
ア長	審一二アア
経長	次総経途 参経漁国 経エ国 安ネ二
経協長	参海 審準
条長	審政国開無 審調技有理
国長	審政経人 参軍社
科審	科原
情調長	審情折調 企安

総番号 R170202

月 24日

平成 4年 8月 25日

米 国 発

本 省 着

主 管

アジア局長

外務大臣殿

栗山大使

てん皇へい下御訪中（事前通報）

第9146号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電ア長第5286号に関し、

1. 24日、本使よりカンター國務次官に対し、冒頭貴電に従い、10月23日より28日までてん皇へい下が御訪中されることにつき、明25日の閣議で決定することとなつたので、事前に通報する、てん皇両へい下の御立場からして本件御訪問は純然たる友好親善訪問であるが、御訪問により日中関係が更に安定的なものとなり、ひいてはアジア地域の安定にも資するものとする、詳細はヒラバヤシ¹⁶行使から國務省に説明する旨述べた。

これに対し、「カ」次官は、御訪問についての米側の理解も同様のものである旨述べた。

2. 24日、当館ヒラバヤシが米國務省ウエストモア國務次官補代理を往訪の上、冒頭貴電の事前通報を行つたところ、その模様次のとおり（先方チャー¹ン日本部員、当方カワイ¹同席）。

なお、当初ク¹ラーク次官補に対し当該通報を行うこととなつていたが、急きよ「ク」次官補の都合が悪くなり、「ウ」次官補代理が代わつて通報を受けることとなつたもの。（1）当方より、冒頭貴電の通報を行つたのに対し、「ウ」次官補代理の述べたところ次のとおり。

（イ）日本政府から事前通報を感謝する。てん皇へい下が初めて中国を訪問されることは歴史的なことである。御訪問が日中二国間のみならず、アジア地域の平和と安定にこうけんするとの日本政府の考えに同感である。

（ロ）御訪問は日中二国間のことであり、米政府として特段のステートメントを発出する考えはないが、仮に質問を受ければ、これをか¹ん迎する旨¹応答することとなろう。

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

（2）先方より、米政府内部の参考までに、御訪問が友好親善のためであり政治的なものでないということ
は、御訪問が中国の現在の政治的政策に日本が賛成することを意味するものではないと理解してよいかの
質問があり、当方より、御訪問はあくまで友好親善のためのもので、日中間の政治・経済問題は内閣により
しかるべく取り扱われるものである旨応答しおいた。

（3）先方より、御訪問については日本国内において種々の議論があつたようであるがとの発言があり、当
方より、しかるべく日本国内での議論を^{紹介}照会すると共に、政府が御訪問につき議員や有識者等への説明を含
め、十分な検討や根回しを経て、今回の結論に至つたものである旨説明した。

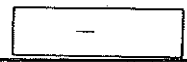
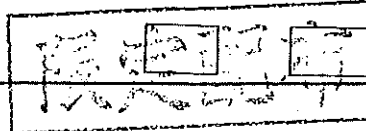
（4）なお、先方より、御訪問の随行者、中国内での具体的日程につき質問があり、当方より、今後明確に
なつた段階でしかるべく連絡する旨述べておいた。（了）

注意

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写



大政務次官 外務省 典房
臣秘書官 審審長

北経環査総官 外研長
大大ア察括房
使使大審審審

綴口対文会厚情研
察人電在儀警史オ

参報官 審報際内外

文長 審一二

参政保対旅外

ア 審地中東
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧長 審西口洋
西東

ア長 審一二アア
一二

次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国長 審政経人
参軍社

科審 科原

情調長 審情匠調
企安

総番号 R169606

月 24日

平成 4年 8月 24日

韓国 発

本省 着

アジア局長

外務大臣殿

川島 臨時代理大使

主管

てん皇へい下御訪中（事前通報）

第3183号 極秘 大至急

（限定配布）

貴電ア長第1467号に関し、

24日午後、本官は、シン・ギボク外務部第一次官補を往訪し、冒頭貴電の事前通報を行つたところ、先方の反応以下の通り。なお、イ・サンオク長官は北京を訪問中、ノ・チャンヒ次官はこの日多ほうを極めアポイントとりつけ不可により、本件通報をシン次官補に対して行うこととなつたものである。（先方チョウ東北ア一課長他同席、当方ハトリ同行。）

1. てん皇へい下の御訪中につき、日本政府から日韓関係の特殊性を考慮して事前に通報いただいたことに感謝する。本日の通報については、上部に報告すると共に、通報内容が外部にもれることのないよう万全を期したい。御訪中が成功りに終わるようお願いする。

2. てん皇へい下の御訪韓については、韓日関係に新たな章を開くことになるとの観点から実現されることが大変望ましいと考えており、御訪韓を両国国民が歓迎しようこふようなふん囲気をしよう成し、御訪韓が早い時期に具体化するよう、日本政府と共に努力したいと考える。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡あり。

電信写

限定配布

極秘

大政事外外信
大務務典房
臣秘官官審審長長

北経環査総官 外研長
大大ア察括房
使使大審審審

総戸対文会厚情研
察人電在儀警史オ

外報官 参報際内外

文長 審一二

修長 参政保対旅外

審地中東
参北東西

北米長 審一保地

中南長 参一二

欧 審西ロ洋
西東

近ア長 審一二アア

経 次総経途
参経漁国

長 経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国 審政経人
長 参軍社

科審 科原

情調長 審情折調
企安

総番号 R163036

月 12日

平成 4年 8月 13日

米 国 発

本 省 着

主 管

アジア局長

外務大臣殿

栗山大使

へい下御訪中

第8849号 極秘 至急（ゆう先処理）

（限定配布）

12日、新任のWESTMORE国務省次官補代理（日本等を担当）を大島が表けい、こん談した際の本件に関する先方発言次の通り。（デミング日本部長同席）

1. （先方質問に対し当方より、てん皇へい下の御訪中については去る10日年内実現の線で実質的決定がなされ、近いうちにこの旨閣議決定で正式に決まる運びになつていると承知している、右閣議決定に先立ち米側に対しては事前通報を行うことになると思われるので、正式にはその際に説明することになるが、いづれにせよへい下の御訪中は日中国交正常化20しゅう年という重要な節目に当たつて友好親善を深めるためのものであること、良好な日中関係の発展が図られればその余益はアジア全体の安定にも及ぶことになると思われること、その意味で他のアジア諸国さらには米国はじめ西側諸国からもかん迎されるであろうこと、またへい下の御訪中は長い日中間の交流の歴史をはい景に就中過去1世きの日中関係の歴史に一区切りをつける為に避けて通れない課題である旨述べたのに対し）本件は米政府としても注目している。米政府の対応は、「本件は日本と中国の二国間関係の問題である」旨ごく簡単に応答するにどとめ立ち入つたコメントはしないというラインになろう。私見では、本件が発表になれば、大統領選挙戦の最中ではあるが米議会を含め国内の一部から、てん安門事件以降の中国の人権問題等との関連をうんぬんする批判が結構出る可能性はある。即ち、御指摘のようなBENEFITがあることは理解するが、国際的にはいいことずくめではなく、COSTも当然にかかるであろう。しかし前者が後者をはるかに上回るということではないかと思う。いづれにせよ日本側でも既に十分御検討中とは思ふが、訪中の意義づけについては十分予想されるこの種批判を念頭に、できる限り説得的な対外説明がなされることが重要であろう。またこれとの関係で、中国側が本件

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

極秘

電信写

を政治的に利用していると見られるような言動をひかえることも大事なポイントであろう。（当方より、中国側はこういうことにかけてはタクトフルであり、そういうふうにみられることのないようけん明かつこうみようにふるまうであろうとコメント。）

中国に転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-034

大 政事外外儀官
大務務 典房
臣秘官官審審長長

北経環査総官 外研
大大ア察括房 長
使使大審審審

総口対文会厚情研

察人(在)警史オ

報官 審一二

長 参政保対旅外

長 密地中東

長 参北東西

長 密二保地

長 参一二

長 密西口洋

長 密西東

長 密一二アア

長 次経途

長 参経漁国

長 経エ国

長 安ネ

長 参海 密準

長 密国開無

長 密調技有理

長 密条協規

長 密政経人

長 参軍社

長 科原

長 密調長

長 密安

総 番 号 R193632

月 24日

平成 4年 9月 25日

ニューヨーク 発

本 省 着

外 務 大 臣 殿

瀬 木 総 領 事

主 管

報 際

EEV (ニューヨークタイムズ外報部長等とのこん談)

第2342号 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 NY3775-01)

NY3775 1

国連代発大臣宛て電報第4533号に関し、冒頭電報の懇談の際に、ニューヨークタイムズ紙グワーツマン外報部長及びワイズマン同次長より、同紙としてはサンガー東京支局長を陛下御訪中に同行させる予定である。また同紙北京特派員（クリストフ・ウダン）は、陛下御訪中を契機に「過去」の問題に対する中国国内の対日不満が民間賠償要求等の形で表面化して日中の友好促進とのご訪中の趣旨が損なわれるのではないかとの見方をしていると述べた。これに対し沼田審議官より、我が方として御訪中によって「過去」の問題がすべて消え去ると思っているわけではないが、日中が「過去」の問題を乗り越えて将来に向かって友好協力関係を築いていくにあたって御訪中は重要な意義を有すると考えていると述べておいた。

米、中国に転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-034

大 政事外外儀官
大 務務 典房
臣 秘官官審審長長

北 経環査総官 外
大 大ア察括房 研
使 使大審審審 長

総口対文会厚情研

察人團在(警史オ)

報 官
審 一 二

長 審 一 二

参 政 保 対 旅 外

審 地 東
北 東 西

長 審 一 二 保 地

中 南 長 参 一 二

欧 審 西 口 洋
西 東

長 審 一 二 ア ア
二 二

次 経 途
参 経 漁 国

長 経 工 国
安 二

参 海 審 準

協 審 國 開 無
長 審 調 技 有 理

審 条 協 規

国 審 政 経 人
長 参 軍 社

科 科 原
審 審

調 審 審 審
長 安

総 番 号 R192093

月 22日

平成 4年 9月 23日

ニューヨーク 発

本 省 着

主 管
報 際

外 務 大 臣 殿

瀬 木 総 領 事

EEV (ニューヨーク・タイムズ編集幹部とのこん談)

第2319号 秘 至急 (ゆう先処理)

21日、本使は、ニューヨーク・タイムズ紙のローゼンタール編集長、ポフィー副編集長、シーガル、アンガー両編集委員とこん談した際、てん皇・皇ごう両へい下の御訪中について、その歴史的意義を説明し、日中両国民にとつては、極めて大きな意義のある御訪問である旨述べ、ニューヨーク・タイムズを含めアメリカのプレスにおいてどの程度カバーされる見通しであるか質したところ、タイムズ側の反応次の通り。(日向同席)

1. 先ず、シーガル委員より、全般的な扱いについては、当然のことながら、特派員発の記事が予想されること、問題は実際に何が起こるかであり、抗議デモ等があるのか、過去についての公式の遺かん表明がどのような性格のものとなるのか等の問題は当然カバーの対象となること、更に、本件訪中がこの時点で行われることに伴う政治的意義、台湾とF16の関係が関心をもたれているかん境での訪中等いろいろストーリーの対象となることが当然予想できる旨コメントがあり、続いて、以下の質問があり、本使より、御訪問が、政治的なものではなく、あくまで友好親善訪問であることを強調しつつ、適ぎ説明しておいた。

2. 質問事項

- (1) 日本国内での大きな反対の動きはあるのか。
- (2) 今まで日本側よりの首のうの訪問としては、だれが訪中したのか。
- (3) 以前ソ連首のうの訪問が、中国国内の民主勢力により、利用されたことがあつたが、今次訪中についても、これを利用しようとする中国国内の動きがあるのではないか。
- (4) てん皇は、中国の人権問題について言及するのか。
- (5) 日本は、本件訪中により、何を達成しようとしているのか。

秘

電信写

(6) 米国は、対中関係を、MFA供与の撤回等の形で、縮小せざるを得ないかもしれない。他方、日本は、アジア・太平洋地域へより大きく関与し始めている。今後、対中関係をめぐり、日米が争うことになると言えないか。

在米各公館（除くアガナ、マイアミ、国連）、中国、ホンコンに転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-033

大 政 事 外 務 省
大 務 務 典 房
次 次
臣 秘 官 官 審 審 長 長

北 経 査 総 官 外 研 長
大 大 ア 察 抵 房
使 使 大 審 審 審

口 対 文 会 厚 情 研

察 人 在 俄 普 史 才

報 官 審 内外

文 長 審 一二

移 長 参 政 保 対 旅 外

長 東 北 東 西

米 長 二 保 地

中 南 長 参 一二

欧 審 西 回 洋 西 東

近 ア 審 一二 ア ア

經 長 次 總 經 途 参 經 漁 国 經 エ 国 安 ネ 三

参 海 審 準

經 協 長 審 國 開 無 審 調 技 有 理

長 審 条 協 規

国 審 政 經 人 参 軍 社

科 審 科 原

調 長 審 調 調 安

総 番 号 R184229

月 11日

平成 4年 9月 12日

米 国 発 着
本 省主 管
亜 中

外 務 大 臣 殿

栗 山 大 使

てん皇へい下御訪中（議会、マスコミ対策）

第9762号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 WS2430-01）

三六零

冒頭貴電の趣旨に沿ひ、今度御訪中成度好

中田に因りて流し試見の227

キング補佐官、ヒーズ下院議員のダシー補

佐官 ~~及び~~ ^{及び} ソロ王の下院議員のパーナ補佐官

~~及依方十八三下院无主免院内能房开才平本~~

訪中の趣旨に理解を示し、懸念を表明する意

見口特段示て此存本、氏。

議長及びトリチエリ-下院議員のスタッフに

附して由適宜説明しあへば。

(1)

1. 本電の取扱いには慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

08-016

1000

神 長 臨時代理大使

中 匪

中国に転電した。(了)

31/08:19

7886 02/02 P01 R173294

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

02-004

大 政事外外儀官
大 事務 典房
次次
臣秘官官審審長長

北経環査総官 外研
大大ア察括房 長
使使大審審審

総口対文会厚情研

察人園在警史オ

外 報 官 審報際内外

文 長 審一二

長 参政保対旅外

長 審地田東
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西口洋
四東

近ア長 審一二アア
二二

経 次総経途
参経漁国

長 経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国 審政経人
長 参軍社

科密 科原

情調長 審情析調
企安

総 番 号 R173294

月 28日

平成 4年 8月 28日

ノールウェー 発

本 省 着

主 管

亜 中

外 務 大 臣 殿

妹 尾 大 使

てん皇へい下御訪中（ダクへの説明）

第819号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信OS0684-01）

秘

(三八〇字)

貴電亜中合第15761号に関し、

27日外務省政務局ベルゲ参事官(中国担当)に対し田中より本件につき説明したところ、先方の反応次の通り。

1. 本件訪問に関し説明頂いたことを深謝する。説明内容に関しては、早速メモにしてストルテンベルク外相ほか関係者に報告し周知徹底したい。

2. (諸の対中政策の現状につき尋ねたことに対し)

(1) 現在諸政府の対中政策に関する基本的立場は、中国が人権を守る国際社会の中における建設的なメンバーとなってほしいということにつきる。

(2) この点当国としては、中国との間に天安門事件もさることながら、特にチベットにおける中国政府のダライ・ラマや民衆の扱いが人権保護にもとめるケースであるとして問題視しており、右につき中国政府の善処を求めてきている。本件問題に関しては当国内に少数ながら強力な中国を批判するグループがあることもあって、政府としてはこれまで内々中国元首、政府首脳および軍関係者についてはできる限り受け入れず、また諸としても要人が訪中しない方針を維持してきた。

(3) しかしながら、このところしきりに中国側より両国の関係改善を求め越すアプローチがあり、過去数年間に様々なレベルの中国側要人が8回にわたり来諾しており、最近では当国としても6月1-3日に中国副首相の来訪を認めるところまで対応を緩めてきた。

3. この様な背景があるため、諸としては本件訪中に際し、日本政府が人権に関するこれまでの対中方針を変更しないと明らかにされている点を評価する。他方日本が引き続き中国を国際社会における協調的なパートナーとなるよう努力するとの点については、日本の力量から見て十分理解できるところであり、中国に関しては日本の動向はアジアのみならず当国にとっても重要な意味合いをもつことが多いので、日本が一層の成果を挙げられることを期待する。

中国、香港、米、英、仏、独、伊、加、白、西、スウェーデン、デンマーク、ASEAN(除くブルネイ)、印、豪、NZ、EC代に転電した。

(3)

追配

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

02-004

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次
臣秘官官審審長長

北経塚査総官 外研長
太大大察括房
使使大審審審

総口対文会厚情研

察人園在務警史オ

外報官 審報際内外

文長 審一二

移長 参政保対旅外

審地(印) 参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西ロ洋
西東

近ア巨 審一二アア
一二

経 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国 審政経人
参軍社

科密 科原

情調長 審情折調
企安

総番号 R172329

月 27日

平成 4年 8月 27日

シンガポール 発

本省 着

主管

亜 中

外務大臣殿

都甲大使

てん皇へい下の御訪中（シンガポール政府への説明）

第838号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電ア中合第15761号に関し

26日、ヨシダが「シ」外務省フー副局長（中国、日本等担当）を往訪の上、冒頭貴電の趣旨を説明したところ、先方は通報に謝意を表すると共に、「謝罪のおことば」の有無につき照会越したので、当方より応答要領に従い適き対応した。また先方より今後の進展振り（日程・要人会見・発言振り等）につき適き通報願いたい旨依頼越したので、然るべく情報提供願いたい。

中国、米、ホンコンに転電した。（了）

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

02-004

大 政事外外儀官
大務務 典房
次次 審審長長
臣秘官官審審長長

北経環査総官 外
大太ア察括房 研
使使大審審審 長

総口対文会厚情研

察人園在警史オ

外報官 審報際内外

文長 審一二

員移長 参政保対旅外

長 密地印東
参北東西

北米長 審一二保地

中南長 参一二

欧 審西口洋
密東

近ア長 審一二アア
二二

経長 次総経途
参経漁国
経エ国
安ネ二

参海 審準

経協長 審政国開無
審調技有理

条長 審条協規

国長 審政経人
参軍社

科審 科原

情調長 審情折調
企安

総番号 R172368

月 27日

平成 4年 8月 27日

外務大臣殿

スペイン 発
本省 着

主管

亜 中

山口大使

てん皇へい下御訪中（スペイン政府の反応）

第1036号 秘 至急（ゆう先処理）

貴電ア中第15761号に関し

26日、ワクナベよりスペイン外務省北米・アジア局ソブレド次長に対し冒頭貴電にそつててん皇・皇ごう
両へい下御訪中につき説明したところ、先方発言振り次の通り。

1. スペインは人権問題等で中国に対し状況の改善を求めていく方針であるが、そのために中国を余りに追いつめ過ぎこ立化させてしまうのは得策ではないとの立場である。その観点から、アジア地域の2大国である日本と中国の間でてん皇へい下の御訪問という、重要な意味をもつ交流が行われることは有意義なものであり、中国の安定及びアジア地域全体の安定化にこうけんするものとする。
2. 89年のてん安門事件後のECの対中措置として現在では軍事交流の停止及び元首級交流の停止が残っている。スペインは上記の通り中国をこ立化させるべきでないとの立場から、EC内では、かかる対中措置、特に元首級交流の停止は見直す時期であると主張してきた（注：スペインはてん安門事件後EC諸国で最初に外相を訪中せしめた国）。てん皇へい下の御訪中はEC内で右見直しが再度検討される契機となるかも知れない。

EC代、EC各国（除くルク）、中国に転信した。（了）

準備委員会

準備委員会

準備委員會・準備室
9
開設

秘
無 期 限

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 ① 儀典長 儀典官 儀典官 首席事務官 調整官 事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 昭和4年 7月 02 日 決裁 昭和 年 月 日 起案者 電話番号 少藤 2097
協議先 総括審議官 電務課長 人事課長 会計課長 在外公館課長 コピー決裁 アジア局長 中国課長 外務報道官 報道課長 文化交流部長 文化第一課長 経済協力局長 政策課長 コピー決裁		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 天皇皇后兩陛下中国御訪問のための 準備委員会及び準備室の開設について		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号 1382

天皇皇后両陛下中国御訪問のための準備委員会及び準備室の開設について

平成4年7月28日

儀典官室

来る天皇皇后両陛下の中国御訪問が本決まりになる段階で、省内に、前回の御外遊の際と同様、下記1. の準備委員会及び下記2. の準備室を設置することとし、本件御訪問に関する閣議決定を待って活動を開始することと致したい。

記

1. 準備委員会の開設

(1) 準備委員会は御訪問に係わる所要事務の全体的調整を図り、省内関係各局の執務を指導する。第1回会合は御訪問に関する閣議決定後のできるだけ早い日時と致したい。

(2) 準備委員会は、次の構成とする。

- 委員長 事務次官
- 委員 外務審議官(政務)
- 同 儀典長
- 同 外務報道官
- 同 官房長(総務課長)
- 同 アジア局長
- 同 経済協力局長
- 同 文化交流部長

2. 準備室の開設

(1) 御訪問に関する閣議決定の日より、大臣官房に、儀典官をヘッドとする準備室(622号室)を設置することとし、関係者については、氏名確定次第、順次同室に発令ないし併任発令(期間は状況に応じ決定する)の手続を^{とる}ことと致したい。

(2) 同室及び中国課のデマケーションについては、基本的に、サブを中心とする全般的事項(お言葉・スピーチ等発言要領、関連資料作成等)を中国課(アジア局)が主管し、ロジ及び宮内庁との連絡については準備室が主管し、中国課との緊密な連携・協力の下に事務を進める。(別添参照)

また、プレス対策等については、従来通り外務報道官組織にて、準備室と連絡しつつ対応する。

(別添)

天皇皇后両陛下中国御訪問
準備室と中国課のデマケーション

平成4年7月28日

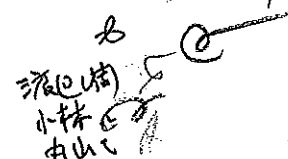
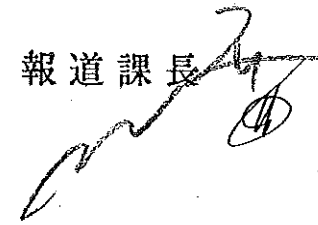
儀典官室

	準備室	中国課
1. ロジ全般	○	
2. サブ・ロジ関係		
(1) 関係公館及び応援出張者体制		○
(2) 先遣隊派遣	○	
(3) 準備委員会関連事務、 各種勉強会用資料のとりまとめ	○	
(4) 国会答弁	○	○ ?
(5) 警備	○	
(6) 閣議関係	○	
(7) 宮内庁との関係 ー連絡全般、御進講、幹部へのブリーフ	○	
(8) 随員の調整	○	
3. サブ全般 スピーチ、御訪問先資料、要人略歴等		○

国会答弁については 儀典官室主管の土井も有り得るとの理解。
(中国課)

秋
無期限

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 儀典官 儀典官 調整官 首席事務官 事務官	保存期間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 4 年 8 月 12 日 決裁 平成 4 年 8 月 25 日 起案者 電話番号 少藤 2097
協議先 人事課長 ^{北二}  中国課長   報道課長  在外公館課長了承		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 天皇皇后両陛下中国御訪問準備室 執務体制について		
GA-1 (昭和63. 4. 1改正) 外 務 省		回覧番号 1417

（前二七二）省内外決裁中



準備委員会リスト

FAX MESSAGE

通番		平成4年8月27日付	
警察庁 [REDACTED] 殿 tel [REDACTED] EX [REDACTED] FAX [REDACTED]		外務省 天皇皇后両陛下御訪中準備室 担当： 覚田 TEL: 03 (3580) 3311 内線 4152/4160/4161/3041 FAX: 03 (3506) 7801	
件名	準備委員会リスト		
送信枚数	本票のみ / 本票を含めて2枚		

通信欄：

- 中村儀典長 について

自宅は [REDACTED] です。 [REDACTED] には
 家族（母親、息子）が住んでおり、名簿に
 よっては、こちらが自宅として掲載されている
 場合があります。

- 斉藤外務審議官 について

[REDACTED] さんが
 [REDACTED] を担当していますので 念のため。

準備委員会リスト

秘
無 期 限

平成4年8月27日

訪 中 準

委 員 長

外務事務次官 小和田 恒

〒

委 員

外務審議官（政務） 斉藤 邦彦

〒

同

儀典長 中村 順一

〒

〒

同

外務報道官 英 正道

〒

同

官房長 林 貞行

〒

同

アジア局長 池田 維

〒

同

経済協力局長 川上 隆朗

〒

同

文化交流部長 木村 崇之

〒

第一回準備委員會

1

部数指示	発信通数	執務用	計
主信(写共)	2	/	3
付	有	備考	
属	無		

あて先別

極秘
無期限
部の内
号

発送処理日	平成4年9月1日
発信	校査

極秘第 2 号

極秘第 1 号 (内属)

極秘第002号

文書部

公 信 案

(在外公館あて専用)

公 信 番 号	第 2577 号	公 信 日 付	平 成 年 月 日 平成4年8月31日
大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 訪 中 準 室 長 首 席 総 務 班 長 ロ ジ 班 長 会計・庶務班長	起 案 平 成 年 月 日 平成4年8月25日	起 案 者 電 話 番 号 片山 4152
協 議 先 中国課長			
受 信 者 在中國 大使 (201) 在上海 総領事 (202)		発 信 者 外務大臣	
写 送 付 先		(希望発送日) 月 日	
件 名 EEV (第1回準備委員会)			

GA-11

外 務 省

31 364

回覧番号

002

(昭和六三・四・一改正)

儀合 第 2577 号

平成 4 年 8 月 31 日

外 務 大 臣

件名

EEV (才1回準備委員会)

引用公・電信

日付・番号

8月25日の閣議決定を受け同日才1回準備委員会(次官主宰)が開催されたところ、右概要を貴館参考までに別添する。

(3)

本信送付先: 中国 (291) , 上海 (292)

文書課記入欄

付属添付 ☒

付属空便(行) ☐

付属空便(DP) ☐

極 秘
無 期 限

1 部の内
1 号

報 告 ・ 供 覧

○大 臣 (秘書官) 政務次官 ○事務次官 ○外務審議官 外務審議官 ○官 房 長	主 管 訪 中 準 室 長 首 席 総 務 班 長 ロ ジ 班 長 会計・庶務班長	保 存 期 間			
		1 類 (永久)	2 類 (10年)	3 類 (5年)	4 類 (1年)
		起案 平成 4 年 8 月 25 日			
		完結 平成 年 月 日			
		起案者	電話番号		
		片山	4152		
回 覧 先					
○外務報道官 ○経済協力局長 ○文化交流部長 ○アジア局長 中国課長					
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件 名 EEV (才1回 準備委員会)					
(別紙の要点等) 25日の陛下御訪中に関する諮議決定を受け、同日午前次官主宰により才1回準備委員会を開催。					
GA-7 (昭和63. 4. 1改正)		外 務 省		回覧番号 001	

○72-224-111

8月25日の天皇皇后両陛下御訪中の閣議決定を受け、午前11時35分より約30分間次官室にて第1回準備委員会が開催されたところ、概要次の通り（次官主宰。外審（政務）、儀典長、外報官、官房長、アジア局長、経協局審議官、文化交流部長、中国課長、儀典官他出席）。

（儀典長）本日閣議決定が行われた。昨年に比べ遅れているが、本年は中国1ヵ国でもあり、今後準備を進めていきたい。

橋本大使は26日那須御用邸で御進講の予定。大使にはもう一度御帰国して頂くこととなろう。

先遣隊は、中国側の受入れの都合があり9月9日より16日頃までになる予定。第2次先遣隊は9月28日の週で中国側と擦り合せた上で決定する。

今後の閣議関係では、10月10日頃日程の報告、更に予備費及び随員についての閣議決定がある。（10月10日に）

御訪問日程については、10月23日より28日の5泊6日（北京2泊、西安2泊、上海1泊）の予定で、問われた場合には上記都市が訪問候補先として検討されている旨応答することとしている。北京では、歓迎式典、楊尚昆国家主席、李鵬総理、江沢民総書記との御会見（引見）、歓迎晚餐、答礼、万里の長城、故宮御視察、在留邦人との御引見、西安では兵馬俑坑他、上海では交通大学他の御視察が予定されている。全体としてゆったりとした日程とする予定。

（アジア局長）米、韓国及び台湾に事前通報した。

米については栗山大使よりカンター国務次官に行った。先方より御訪問についての米側の理解は日本側の説明と同様のものであり、米政府としてステートメントの発出は考えていないが、質問を受ければ御訪中を歓迎する旨応答することとなろう旨反応があった。

韓国については、川島臨代よりシン・ギボク外務部第一次官補に説明。先方は通報を謝し、御訪中が成功するよう祈る旨述べるとともに、陛下の御訪韓が早期に具体化するよう日本政府とともに努力したいと考える旨応答。

台湾については、野本部長より行った。先方は特に異議はなく、お言葉に関心を寄せていた。

G7やアセアン諸国には事後通報を行う予定。

尚、松永顧問より米議会の有力筋にもしかるべく説明するようにとのアドバイスがあった。

（次官）米議会関係者とプレスへの対策が重要。特に今次御訪中の意味合いをよく説明し理解させることが必要。在京支局長クラス、編集局長クラスが重要。

(アジア局長) プレスは首席随員及びお言葉に関心あり。自分からは前者については外務省として関知していない、後者についてはノーコメントで対応している。特に後者については過去宮内庁より漏れた経緯もあり、石原官房副長官が宮内庁次長及び小和田次官を呼び呉々も留意ありたいとの話があった。本件は保秘上「平成元号」に匹敵するほど重要な問題。

(外審) 次官のニュースブリーフでもノーコメントで通すべき旨話があった。

(次官) 金曜日の幹部会で御訪中につき儀典長より簡単に報告してほしい。その際、自分より保秘の話を改めて行いたい。

(外報官) 昨日霞クラブ及び外国プレスにブリーフした。外プレよりは人権問題についての質問はなかった。なぜ南京に行かないのかとの質問があった。

プレスとの関係では、対外スポークスマン及び同行記者の^話_{問題}があり、宮内庁とも連絡を取って進めている。同行記者については相当希望があるのではないか。

(アジア局長) 霞クラブからかなり記者が同行するようだ。

(外報官) プレスキットについては、陛下の写真集、略歴等に限定して作成し、その他は現地で別途配布することとしたい。国内広報面では情報があり次第対応していきたい。

(次官) 国内的には右翼を別にすれば特段ないであろう。外プレ対策が重要である。説明の骨子としては、御訪中を中国の現体制と関係付けるのではなく日中間の過去（今世紀初め以来）に区切りを付けるとの点が重要と考える。

欧州との関係では英ぐらいだろう。他は在京の支局長に説明しておけば良い。

(外報官) 人権につき関心の大きい国に説明するのが意味あろう。次官の話を踏まえ大至急やった方が良い。

(経協局審議官) 経協プロジェクトサイトを訪問する場合には前広に協議してほしい。

(中国課長) 渡部昇一が産経の正論に陛下の呼称問題につき書いていたが、御参考までに申し上げれば中国側の招請には日本国天皇陛下及び皇后陛下となっており心配はない。右は問い合わせに対し適宜答えて頂いて結構である。

(次官) 最後に次の点を纏めとして申し上げたい。

(1) 今日まで長い間難しいオペレーションをやってきたが閣議決定に漕ぎ着け良かった。しかしこれからが重要。失敗は許されず場合によっては総理や外務大臣の責任問題となるので全省あげて協力していきたい。

(2) 今次御訪中は通常の外遊とは異なるもののセンシティブティーを認識する必要がある。

(3) 保秘にはくれぐれも留意ありたい。これは省内全体で気を付けるべき問題である。所管外の者から無責任な情報を流さないよう情報の徹底管理をすべきである(お言葉、首席随員、日程(英雄記念碑を訪れるか否か等))。

(4) 日程は是非ゆったりしたものを組んでほしい。前回の東南アジア御訪問の際は致し方なかったがかなりタイトであった。これからの外遊計画をシステマティックに考える上でも、また、なごやかな友好親善の実を挙げる上でもゆったりした日程を考えてほしい。

(了)

秋
無 期 限

報 告 ・ 供 覧

○大 臣 秘書官 政務次官 ○事務次官 ○外務審議官 外務審議官 ○官 房 長	主 管 儀 典 長 防 中 準 室 長 首 席 総 務 班 長 ロ ジ 班 長 会 計 ・ 庶 務 班 長	保 存 期 間			
		1 類	2 類	3 類	4 類
		(永久) (10年) (5年) (1年)			
		起案 平成 4 年 9 月 29 日			
		完結 平成 年 月 日		起案者 電話番号	
				片山 4152	
回 覧 先 ○文化交流部長 ○経済協力局長 ○外務報道官 ○審 議 官 アジア局長 中国課長					
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。					
件 名 EEV (第2回準備委員会)					
(別紙の要点等) 29日午後、次官主催の第2回準備委員会を開催。 儀典長より第1次先遣隊の結果報告、第2次先遣隊の派遣予定、今後の閣議関係の予定、最新日程案につき説明。 アジア局長より中国の最近の状況、沼田報道担当審議官より フォースの状況につき説明。					
GA-7 (昭和63. 4. 1改正)				外 務 省	
				回覧番号 042	

○
コ
ピ
ー
配
布
ス
ミ

29日午後、次官主宰にて第2回準備委員会が開催されたところ、概要次の通り（中村儀典長、林官房長、池田アジア局長、川上経協局長、木村文化交流部長、沼田報道・広報担当審議官、樽井中国課長、北村儀典官出席）（配布資料別添）。

1. 冒頭、儀典長より、第1次先遣隊の結果、第2次先遣隊の予定、今後の閣議関係の予定（日程概要の閣議報告（10月2日）、随員の閣議決定（10月2日）、予備費の閣議決定（10月9日））、日程の概要につき説明（次官より、随員と予備費の閣議決定の日程につき石原官房副長官より照会があり、応答しおいたが、今の話につき改めてしかるべく説明しておいてほしい旨要望）。

2. 次官より、江沢民総書記御引見に関し、両陛下がお泊まりになる18号楼で行うのが筋ではないかとの議論を引き起こす可能性もあり得るので、（江沢民に18号楼に来てもらうのが困難ということであれば）日程上は18:30より江沢民総書記主催晩餐会とし、実際には晩餐会の前に10号楼でお話をされるということとした方が適當ではないかとの指摘あり。

中国課長より、この点は第1次先遣隊訪中の際にも気づいたので、中国側と宮内庁式部副長とも相談したが、エリザベス女王訪中の際の前例、江沢民の最高指導者としての地位等から説明可能であり、また、中国側の面子も考慮する必要ありとの取り敢えずの結論であった旨紹介。また、アジア局長より、一般論として言えば、10号楼といえども釣魚台国賓館の中にあり、いわば日本の迎賓館別館にて（国賓が日本側要人と）会うようなものであり、必ずしも問題とはならないと考える旨説明。ただし、我が国は狂信的なグループもあり、万全を期しておくとの観点から、次官指摘のラインで中国側と至急調整することとした。

（なお、この関係でアジア局長より、鄧小平御引見の可能性はまず無いと思う旨付言）。

3. アジア局長より最近の動きにつき次の通り説明。

呉学謙副首相が総理と会った際、中国は全力を尽くして御訪中の準備を行っており、必ず成功する旨述べていた。また、中曽根元総理が訪中し、楊尚昆国家主席、李鵬総理、江沢民総書記と会った際も、積極的に国を挙げて歴史的イベントとして準備を進めており、

御安心頂きたいとの発言があった。

他方、若干気になるのは、北京、上海、香港における民間賠償の問題。活動家が外国プレスにアクセスを持っているので要注意。特に共同通信が問題。既に共同通信の社長、編集局次長に申し入れをしており、適切な処理をする旨返答していた。

(次官より、御訪中の際、空港にプラカードや垂れ幕をもって来るつもりであるとの電報を読んだがとの質問があり、中国課長より、人権とのバランスで中国の公安当局も対応に苦慮しているが、問題は生じないと思う旨応答)。

(報道担当審議官より、NYタイムズの北京特派員が賠償問題につき記事を書いている旨紹介あり)。

4.

(1) 沼田報道担当審議官より、プレス関係につき次の通り説明。

同行プレスは現在のところ251名。そのうち、日本から181名、現地から70名。社会部、外報部、政治部(霞クラブより3名)の記者が参加。外国プレスは6名(去年は3名)(AP、ロイター、NYタイムズ、南ドイツ新聞)。

中国から記者10名を10月12日の週に招聘し、御茶会の形で両陛下にも御引見頂く予定。

先日、大臣とともに訪米したが、今のところ関心は低い。他方、NYタイムズが在京記者を陛下に同行、タイムは突っ込んだ記事を掲載する予定。

(2) 次官より、政治部の記者は御言葉に関心を有しているので、大臣懇談が行われる場合の手配等につきアジア局長と中国課長とでしかるべく担当してほしい旨要請あり。

(3) 沼田審議官より、これまでも外交団や在京外国プレスに対しブリーフィングを行った経緯があるが、追加的なバックグラウンド・ブリーフをもう一度行いたい旨発言。

(4) 次官より、人権との関係で今次御訪中が変な取扱いを受けることは困るが、その他については正直に報道してもらえば良いと考える旨発言。中国課長より、外国プレスの関心は謝罪されるのか否かに集中しており、人権との関係はあまり言及していない旨応答。次官より、今次御訪中が日本の対中宥和政策と見られるのは事実反するので、とにかく報道振りには留意すべきである旨述べた。

(了)

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について

〔平成4年10月2日閣議〕
〔内閣官房長官発言要旨案〕

去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その後、同国政府と御日程について協議を進めた結果、その概要が別紙のとおり決定されたので、御報告します。

別紙

御 日 程 の 概 要

月	日	曜	日	御	日	程
10月23日		金		東京	御発	
				北京	御着	
10月24日		土		同地	御滞在	
10月25日		日		西安	御着	
10月26日		月		同地	御滞在	
10月27日		火		上海	御着	
10月28日		水		同地	御発	
				東京	御着	

発 表

平成4年10月2日

天皇皇后両陛下の中華人民共和国御訪問の御日程について

（ 去る8月25日の閣議において、10月23日から同月28日までの間、天皇皇后
（ 両陛下が中華人民共和国を御訪問される旨決定されたところでありますが、その御日
程の概要が、本日の閣議において内閣官房長官から報告されました。

天皇皇后両陛下中国御訪問随員・随行員名簿

首席随員

副総理兼外務大臣

わた なべ み ち お
渡 辺 美智雄

随 員

宮内庁長官

ふ じ も り し ょ う い ち
藤 森 昭 一

侍従長

や ま も と さ と る
山 本 悟

式部官長

す み や き よ し
角 谷 清

外務省参与（大使）

か が み ひ で お
加賀美 秀 夫

女官長

い の う え か ず こ
井 上 和 子

儀典長

な か む ら じ ゅ ん い ち
中 村 順 一

式部副長

か り た よ し お
荻 田 吉 夫

侍従

て づ か ひ で お み
手 塚 英 臣

警察庁長官官房審議官

た き と う こ う じ
滝 藤 浩 二

侍医

こ や ま し ょ う じ
小 山 昭 二

宮内庁長官官房総務課長

え ん ど う と よ た か
遠 藤 豊 孝

外務大臣官房報道課長

に し だ つ ね お
西 田 恒 夫

外務省アジア局中国課長

た る い す み お
樽 井 澄 夫

外務大臣秘書官事務取扱

ざ い と う や ず お
斎 藤 泰 雄

外務大臣官房儀典官

さ た ひ ら た か の り
北 村 隆 則

皇宮警察本部護衛部長

た か は し ひ で お
高 橋 秀 雄

宮内庁御用掛

あ べ や す こ
安 倍 泰 子

女官

む ら か み す ま こ
村 上 壽満子

侍従

め ぐ ろ か つ す け
目 黒 勝 介

随 行 員

外務省大臣官房在外公館課企画官

皇宮警察本部護衛第一課長

侍従職事務主管補佐

宮内庁長官官房総務課報道専門官

式部官補佐

外務省大臣官房報道課課長補佐

式部職外事第二係長

長官官房主計課支出負担行為係長

侍従職会計係長

式部職外事第一係長

侍従職（内舎人）

侍従職（女孺）

式部職

ヘアー・ドレッサー

まつみ ふみひこ
松 実 文 彦

まちで まさお
町 出 正 夫

いけだ しろう
池 田 司 朗

すずき ひろゆき
鈴 木 啓 之

たけのう まさひろ
竹 能 正 博

いがらし としあき
五十嵐 敏 明

たかはし ひろし
高 橋 鴻

たまにう かずみ
玉 生 一 美

おおしま ひでお
大 島 秀 夫

いのうち よしみ
井 内 義 仁

やまむら まさのり
山 村 雅 則

あいかわ のぶこ
相 川 伸 子

おおむら たかし
太 村 卓 司

ひらこ よしこ
平 子 淑 子

天皇皇后両陛下中国御訪問日程（案）

平成4年9月24日/2部の内
12号

極 秘
無 期 限

	10月23日（金）	10月24日（土）	10月25日（日）
午前	10:30 羽田御出発	9:30 釣魚台国資館御出発 10:30 八達嶺長城御到着 11:10 八達嶺長城御出発	9:00 釣魚台国資館御出発 9:15 故宮博物院御到着 10:30 同上御出発 10:45 釣魚台国資館御到着 11:25 釣魚台国資館御出発 11:45 中国大飯店御到着 大使主催レセプション （日中関係に尽くした人々及び 在留邦人代表御引見）（中国大飯店）
	13:40 北京御到着 13:50 空港御出発 14:30 釣魚台国資館18号楼御到着	12:10 大使公邸御到着 12:20 大使館員御引見 12:40 大使主催内輪昼食会 （大使公邸） 13:40 公邸御出発 14:10 釣魚台国資館18号楼御到着	12:45 同上御出発 13:05 釣魚台国資館御到着 内輪の御昼食 （釣魚台国資館18号楼）
午後	15:50 天皇皇后両陛下同上御出発 16:00 歓迎式典（人民大会堂東門外広場） 16:15 楊尚昆主席と御会見 （人民大会堂河北庁） 17:00 釣魚台国資館18号楼御到着 （乃至17:10） 18:20 釣魚台御出発 18:30 楊尚昆主席主催歓迎晩餐会 （人民大会堂西大庁）	天皇陛下 15:00 釣魚台国資館御出発 15:05 中国科学院御到着 （自然科学者御引見） 皇后陛下 15:05 釣魚台国資館御出発 15:15 北京市北海幼稚園 御視察 16:05 同上御出発 16:10 釣魚台国資館御到着 16:05 同上御出発 16:15 釣魚台国資館御到着 17:00 李鵬総理夫妻御引見 （釣魚台国資館18号楼） ～17:30 18:30 江沢民総書記御引見（天皇陛下のみ） （釣魚台国資館10号楼） 19:00 江沢民総書記主催晩餐会 （釣魚台国資館10号楼）	15:00 楊尚昆主席お別れの挨拶 （釣魚台国資館18号楼） 15:20 釣魚台国資館御出発 16:00 北京空港御出発 18:10 西安（咸陽空港）御到着 18:20 空港御出発 19:20 ハイアット・ホテル御到着 19:30 内輪夕食会
泊	釣魚台国資館	釣魚台国資館	ハイアット・ホテル

	10月26日(月)	10月27日(火)	10月28日(水)
午	9:30 ハイアット・ホテル御出発 9:45 大雁塔御到着	9:30 ハイアット・ホテル御出発	9:00 西郊賓館御出発 (途中、南浦大橋にて御降車)
前	10:30 同上御出発 10:45 碑林博物館御到着	10:30 西安空港御出発	10:00 農村(周浦郷)御視察 10:50 同上御出発
正	11:45 同上御出発 12:00 ハイアット・ホテル御到着 内輪の御昼食 (ハイアット・ホテル)	(機内にて御昼食) 12:20 上海(虹橋空港)御到着 12:30 空港御出発 12:40 西郊賓館御到着	11:30 ガーデン・ホテル御到着 (軽い御昼食) 12:30 総領事館員及び在留邦人代表御引見 (ガーデン・ホテル)
午	13:50 大使館員及び在留邦人御引見 14:10 ハイアット・ホテル御出発 14:20 陝西歴史博物館御到着 (常設展の後、応接室にて約20分)	13:30 西郊賓館御出発 13:45 上海交通大学学生御引見 (上海交通大学) 14:45 同上御出発 15:00 西郊賓館御到着 15:15 上海文化人等御引見 (西郊賓館)	13:00 同上終了 13:15 ガーデン・ホテル御出発 13:45 上海空港御到着 13:55 上海御出発
後	15:50 同館御出発 16:00 西門御到着 16:30 同上御出発 16:40 ハイアット・ホテル御到着	16:00 同上終了	17:30 羽田御帰着
夜	18:30 陝西省長主催歓迎晩餐会 (ハイアット・ホテル) 20:00 文芸のタベ (ハイアット・ホテル)	18:25 記者懇談会(西郊賓館) 18:45 西郊賓館御出発 19:00 上海市長主催歓迎晩餐会 (新錦江飯店) 20:30 市内御視察(外灘・南京路) 21:15 西郊賓館御到着	
泊	ハイアット・ホテル	西郊賓館	

コピー枚数 (配布済み)

外務報道官 アジア局長

報道課長 中国課長

国際報道課長

国内広報課長

海外広報課長

両陛下御訪中 (第2回準備委員会)

秘
無期限

92年9月28日

訪中準・片山

第2回準備委員会での報告内容及び配布資料を次の通りと致したい。

1. 報告内容

儀典長

- (1) 第1次先遣隊 (9月9日～16日) の結果報告
- (2) 第2次先遣隊の派遣予定 (10月4日～10日)
- (3) 今後の閣議関係の予定 (日程概要の閣議報告 (10月2日)、随員の閣議決定 (10月2日)、予備費の閣議決定 (10月9日))
- (4) 日程等の説明

アジア局長

適宜 (御訪中に関連する中国情勢等)

外務報道官

プレスの観点からの問題等

2. 配布資料

- (1) 御日程概要閣議報告及び対外発表振り
- (2) 随員・随行員予定リスト
- (3) 御日程案 (会議後回収)

天皇・皇后両陛下御訪中第二回準備委員会（案内）

平成4年9月22日

外務省訪中準

（担当：渡辺ex4152）

下記により、標記準備委員会を行いますので、関係者の出席方お願い致します。

記

1. 日時：9月29日（火） 16：00－16：30

2. 場所：事務次官室

3. 出席者（本件案内先）

小和田次官

斉藤外審

中村儀典長

英外務報道官

林官房長

池田アジア局長

川上経協局長

木村文化交流部長

（樽井中国課長、北村儀典官）

秘 無 類 限

※総第 103449号002公館宛

平成 4年 10月 22日 午後 2時 2分 受付

電 信 案

電信課長 大 臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準備室長 首席 総務班長 口ジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 2 起 案 平成 4年 10月 22日 起案者 電話番号 片山 4152
	協議先 ※別送関係者へ 回覧済み	

(※印欄内は電信課記入)

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国、上海	大使 総領事	あて	外務大臣 発
件 名 EEV (第2回準備委員会)			
主管・文書記号 儀	※電番 合第19056	大至急 至急 普通 (優先処理)	パターン・コード [REDACTED]
転電 転送 在 転報	※転電番号 大 使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)	
※			
10344911 至急 TYUUGOKU 等002 漢			
GB-1 外 務 省		回覧番号	

(昭和六三・六・三十改正)

8月31日付往信儀合第 2577 号に關し、

4月29日午後、次官主宰にて第2回準備委員会が開催されたところ、概要次の通り（中村儀典長、林官房長、池田アジア局長、川上経協局長、木村文化交流部長、沼田報道・広報担当審議官、樽井中国課長、北村儀典官出席）（配布資料別添）。

1. 冒頭、儀典長より、第1次先遣隊の結果、第2次先遣隊の予定、今後の閣議関係の予定（日程概要の閣議報告（10月2日）、随員の閣議決定（10月2日）、予備費の閣議決定（10月9日））、日程の概要につき説明（次官より、随員と予備費の閣議決定の日程につき石原官房副長官より照会があり、応答しおいたが、今の話につき改めてしかるべく説明しておいてほしい旨要望）。

2. 次官より、^{カクシン}江沢民総書記御引見に關し、両陛下がお泊まりになる18号楼で行うのが筋ではないかとの議論を引き起こす可能性もあり得るので、（江沢民に18号楼に来てもらうのが困難ということであれば）日程上は18:30より江沢民総書記主催晩餐会とし、実際には晩餐会の前に10号楼でお話をされるということとした方が適當ではないかとの指摘あり。

中国課長より、この点は第1次先遣隊訪中の際にも気づいたので、中国側と宮内庁式部副長とも相談したが、エリザベス女王訪中の際の前例、江沢民の最高指導者としての地位等から説明可能であり、また、中国側の面子も考慮する必要ありとの取り敢えずの結論であった旨紹介。また、アジア局長より、一般論として言えば、10号楼といえども釣魚台国賓館の中にあり、いわば日本の迎賓館別館にて（国賓が日本側要人と）会うようなものであり、必ずしも問題とはならないと考える旨説明。ただし、我が国は狂信的なグループもあり、万全を期しておくとの観点から、次官指摘のラインで中国側と至急調整することとした。

（なお、この関係でアジア局長より、^{トウシャハイ}鄧小平御引見の可能性はまず無いと思う旨付言）。

3. アジア局長より最近の動きにつき次の通り説明。

^{カクシン}吳学謙副首相が総理と会った際、中国は全力を尽くして御訪中の準備を行っており、必ず成功する旨述べていた。また、中曽根元総理が訪中し、^{ヨウシャクン}楊尚昆国家主席、^{リボウ}李鵬総理、江沢民総書記と会った際も、積極的に国を挙げて歴史的イベントとして準備を進めており、

御安心頂きたいとの発言があった。

他方、若干気になるのは、北京、上海、香港における民間賠償の問題。活動家が外国プレスにアクセスを持っているので要注意。特に共同通信が問題。既に共同通信の社長、編集局次長に申し入れをしており、適切な処理をする旨返答していた。

(次官より、御訪中の際、空港にプラカードや垂れ幕をもって来るつもりであるとの電報を読んだがとの質問があり、中国課長より、人権とのバランスで中国の公安当局も対応に苦慮しているが、問題は生じないと思う旨応答)。

(報道担当審議官より、NYタイムズの北京特派員が賠償問題につき記事を書いている旨紹介あり)。

4.

(12) 沼田報道担当審議官より、プレス関係につき次の通り説明。

(1) 同行プレスは現在のところ251名。そのうち、日本から181名、現地から70名。社会部、外報部、政治部(霞クラブより3名)の記者が参加。外国プレスは6名(昨年は3名)(AP、ロイター、NYタイムズ、南ドイツ新聞)。

中国から記者10名を10月12日の週に招聘し、御茶会の形で両陛下にも御引見頂く予定。

先日、大臣とともに訪米したが、今のところ関心は低い。他方、NYタイムズが在京記者を陛下に同行、タイムは突っ込んだ記事を掲載する予定。

(2) 次官より、政治部の記者は御言葉に関心を有しているので、大臣懇談が行われる場合の手配等につきアジア局長と中国課長とでしかるべく担当してほしい旨要請あり。

(3) 沼田審議官より、これまでも外交団や在京外国プレスに対しブリーフィングを行った経緯があるが、追加的なバックグラウンド・ブリーフをもう一度行いたい旨発言。

(4) 次官より、人権との関係で今次御訪中が変な取扱いを受けることは困るが、その他については正直に報道してもらえば良いと考える旨発言。中国課長より、外国プレスの関心は謝罪されるのか否かに集中しており、人権との関係はあまり言及していない旨応答。次官より、今次御訪中が日本の対中宥和政策と見られるのは事実反するので、とにかく報道振りには留意すべきである旨述べた。

本電宛先：中国、上海

(了)

②

限定配布

秋
無期限
大至急

※総第 101828号002公館宛

平成 4 年 9 月 30 日
11 時 34 分 25 秒受付

電信案

電信課長 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準備室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	※発電係 1 (F) 2 起案 平成 4 年 9 月 29 日 起案者 電話番号 片山 44152
	協議先 9/30 儀典官より 新田副長に レターで済 アジア局長 中国課長	

(注意) 1枚目は、機械で処理しますので、折り曲げない様願います。

(八〇字)

在 中国	大使 総領事 あて	外務大臣 発
件名 EEV (※2回準備委員会)		
主管・文書記号 儀典長	※電番 第2914号	大至急 至急 普通 (優先処理)
転電 転送 在 上海 転報	※転電番号 第549号 大使・総領事あて	大至急 至急 普通 (優先処理)
(限定配布)		
※ 10182891 大至急 TYUUGOKU 等002 漢 自暗		
GB-1	外務省	回覧番号

(※印欄内は電信課記入)

(昭和六三・六・三十改正)

往信第2577号に関し、

29日午後、次官室にて第2回準備委員会が開催されたところ（概要追電）、江沢民総書記御引見に関し、両陛下が御泊まりになる18号楼で行うのが筋ではないかとの議論を引き起こす可能性もあり得るので、念のため、日程上は18:30より江沢民総書記主催晩餐会とのみ記載することとし、実際には晩餐会の前に10号楼で予定通り30分間お話をされる（「御会見」や「御引見」といった位置付けをせず、晩餐会の前の通常の懇談との形とする）ということとした方が適当であるとの考えに達したところ、右中国側に伝達の上、了解取りつけありたく、結果至急回電ありたい。

なお、その際、中国側に対しては、本件措置はわが国の狂信的グループからの無用の言い掛かりを避け、御訪中を出来る限り円滑に取り進めるとの観点からの提案であり、実質上は中国側のアレンジにて[]異存ないこと、また、かかる措置をとることによって、日中間での無用の議論（「御引見」か「御会見」か）を避けることも出来ることを[]説明ありたい。

上海に転電した。

（了）

秘
無 期 限

報告・供覧

大臣 秘書官 10/30 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 儀典長 訪中準室長 首席 総務班長 ロジ班長 会計・庶務班長	保存期間 <table border="1"><tr><td>1類 (永久)</td><td>2類 (10年)</td><td>3類 (5年)</td><td>4類 (1年)</td></tr></table> 起案 平成 4 年 10 月 21 日 完結 平成 4 年 11 月 1 日 起案者 電話番号 片山 4152	1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)
1類 (永久)	2類 (10年)	3類 (5年)	4類 (1年)			
回覧先 文化交流部長 経済協力局長 外務報道官 アジア局長 出張 報道課長 国際報道課長 中国課長						
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。						
件名 EEV (第3回準備委員会)						
(別紙の要点等) 21日午後、次官室にて標記会議を開催。 (席上、ロジブック等配布)						

21日午後4時より約20分間、第3回準備委員会を次官室にて開催したところ、概要次の通り（出席者：中村儀典長、英外務報道官、林官房長、池田アジア局長。北村儀典官他同席）（席上、（1）御日程・行事次第（B6版）、（2）ロジブック（A4版）配布）。

1. 儀典長より、第2回準備委員会の際の懸案事項等につき下記を説明。

（1）江沢民総書記御引見について、我が方としては日程上、晩餐会としてひとまとめに説明することとした。中国側は、冒頭部分を会見として説明する。

（2）楊尚昆国家主席主催の晩餐会の際、冒頭別室で日中関係に貢献した中国人30～40名にお会い頂きカクテルでお話し頂きたいとの希望が中国側よりあり、よい考えなので同意した。

（3）首席接伴員については未だ決まっていない。本日乃至明日には通報あるものと思われる。

（4）大臣には（2回）御説明した。明日（22日）、もう一度行う予定。大臣も両陛下が多忙なスケジュールになることを懸念されていたが、比較的ゆったりとした御日程となり中国の幅広い各層とお会いになるバランスのとれたものとなったと思料。

（5）警備については、中国側より橋本大使や先遣隊に対し、問題ないので安心してほしい旨繰り返し述べている。

（6）事前プレス発表について、中国側より警備の関係から慎重であったが、この点も日中間で大体調整がついた。

2. アジア局長より、警備につき以下の点を補足。

橋本大使は、最近公安部副部長とも会い、万一のことが起きないように警備に遺漏なきを期すよう要望したところ、先方は、過去40数年の間に外国の国公賓を170余名招待しているが、今回は最大限の警備で臨みデモは絶対させないので安心してほしい旨応答があった。尚、何か関連情報があれば提供してほしい旨要望越した。

3. 外務報道官より、プレス対策等につき以下の通り説明。

（1）これまで次官を始めとする省内関係者より様々な形式で外国報道関係者にブリーフィングを行って頂いたが、その中にロイター、APの同行記者も入っている。

(2) 中国から8名、香港より2名の記者を事前招待し両陛下にも御引見頂いた。中国からの8名については、当初各公館より推薦してもらったが外交部より同部を窓口を選定したいとの希望があり、再アレンジした。記者はみな両陛下にお会いして感激していた。当省、宮内庁の説明や三浦朱門氏の天皇に関するブリーフィングも効果的であった。報道も香港の記者は中国とは異なっていたが総じて好意的であった。

(3) 8月25日の閣議決定以降の海外報道振りを取りまとめたので本日にも配布したい。ポイントを説明すれば、中国については大変抑制されており、招待記者の記事は大変良かった。韓国については「謝罪」のお言葉への関心が高い。A S E A Nについては関連記事も多くなく問題も余りない。米についても余り記事がない。N Y T、W Pが今後どのような記事を書くかが注目される。テレビはC N Nが現地からカバーするが、三大ネットワークは提携先の日本のテレビ局から画像をもらうこととしている。

(4) 同行プレスは全部で252名(内、日本から182名、特派員70名)、そのうち同行取材は142名の予定である。霞クラブからは産経、NHK、日本テレビ、フジテレビの記者4名が参加。外国プレスはロイター、A P、N Y T、南ドイツ新聞の4社から6名が同行。(5) プレスからは取材便宜のための情報が不十分との不満が報道課長に寄せられているようである(晩餐会のメニュー、出席者等)(次官よりは、(事前に対応できないものは)行事終了次第しかるべく情報提供すれば良い旨応答)。いずれにせよ、両陛下御訪中につきマイナスの記事を書く心配はないものと思われる。

(6) プレス・キットとして両陛下及び御家族のプロフィール等の中国語版資料を作成した。今回はこの種のものでは最高の出来映えと思う。国会議員200名にも配布した。ビデオ(20分)については、中央テレビ局は22日に13分間程、上海では24日深夜そのまま、西安でも25日に放映予定。中央テレビは約4億人、上海のテレビは約1億人が視聴する予定。日本の天皇のイメージが白馬に乗った姿からドラスティックに変わることが期待される。

4. 官房長より国内連絡体制につき質問あり。

(1) 儀典官より現地とオペレーション・ルームのホットラインの体制等につき説明。

(2) アジア局長より、党4役には23日午後、歓迎晩餐会の3～4時間前に外政審議室長、自分(アジア局長)より「お言葉」原稿を見せること、幹事長、総務会長には昨日、一昨日に準備状況を説明したこと(幹事長よりは台湾訪問の話、総務会長よりは中国情勢

の話が出た)を紹介。外務報道官より、賀陽大使から「お言葉」は中国大陆のみならず、台湾や海外華僑にも向けたものとなるのかとの質問があったのでそう思う旨応答したことを紹介(アジア局長より現在作成中である旨応答)。

(官房長よりは、連絡体制につき官房も協力すべきことがあれば行うので言ってほしい旨発言。)

(了)

EEV準備委員会

平成4年10月20日
訪 中 準

EEV準備委員会（第3回）においては、下記の事項について
御発言いただきたく、宜しくお願いします。

記

1. 儀典長

ロジブック配布

日程補足説明

2. アジア局長

中国情勢等

3. 外務報道官

中国側記者招待

海外報道振り

同行プレス関連